

ネパール農業開発計画
業務参考報告書

昭和47年9月

海外技術協力事業団
農業協力部

NEPAL AGRICULTURE DEVELOPMENT PROJECT

NEPAL AGRICULTURE DEVELOPMENT PROJECT



JICA LIBRARY



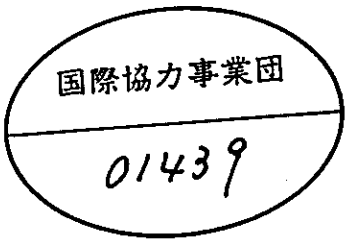
1102573111

**ネパール農業開発計画
業務参考報告書**

昭和47年9月

**海外技術協力事業団
農業協力部**

International Cooperation Association
1-1-1, Nishi-Shinjuku, Shinjuku-ku, Tokyo 162-0801, Japan
Tel: +81-3-3354-1111 Fax: +81-3-3354-1112
E-mail: info@ica-net.or.jp



International Cooperation Association
1-1-1, Nishi-Shinjuku, Shinjuku-ku, Tokyo 162-0801, Japan

はしがき

「ネパール」という国名を聞くと、ヒマラヤ山脈の走る寒くて小さな国というイメージを持ちがちである。しかし実際には、この国は北海道の倍（14万798平方キロ）もあり、その人口は一千万を越えているのである。この数字はスイス、デンマークなどの2倍も大きく、ほぼオーストラリア大陸の全人口に匹敵するものである。また氷雪に閉ざされた寒冷不毛の地というよりは、国土の半分以上がバナナやポダイジュの育つ亜熱帯の地である。仏教の開祖釈迦が生まれたのもインド国境に近い亜熱帯のネパール領ルンビニであった。このように細くて長いこの国には亜熱帯から極帯までが複雑に交錯しているのである。

その歴史の特殊性から、地方よりカトマンズをめざす旅人に「どこへ行く」ときくと「ネパールに行く」と答える。このようにネパールとはもともとカトマンズの盆地を指す名であったが、それが最近の2世紀たらずの間に国家としてのネパールを拡大的に指すようになったのである。したがってネパール文化というとき通常カトマンズの文化を指すこととなる。

この国はまた約100年間にわたって、日本における徳川幕府と同様ラナ家による専制政治が行なわれ、長く鎖国政策をとってきた。鎖国を解いたのは1951年のことであったが、我が国と極めて類似した歴史をたどったのであった。

この多種多様な顔をもったネパールの国を以下にみていきたい。

目 次

は し が き

第1章	ネパール国の一般現況	1
1.1	自然	1
1.1-1	位置および面積	1
1.1-2	地勢および地質	1
1.1-3	気候および植生	4
1.2	民俗と文化	8
1.2-1	民族	8
1.2-2	宗教	12
1.2-3	人口	14
1.2-4	言語	17
1.2-5	教育	20
1.2-6	文化	22
1.3	歴史	23
1.3-1	古代 — 神話時代 —	23
1.3-2	中世 — ネパール王朝時代 —	25
1.3-3	近代 — 国土統一と領国 —	27
1.3-4	現代 — 開国以後 —	31
1.3-5	日本との交渉史	33
1.4	政治	38
1.4-1	現代政治史	38
1.4-2	政治機構	41
1.4-3	対外関係	45
1.5	経済	48
1.5-1	財政および外貨収支	49
1.5-2	金融および物価	53
1.5-3	生業	56

1.5-4	交通・交易	58
1.5-5	開発計画	62
1.5-6	外国援助	64
第2章 ネパール農業開発プロジェクトの概要		69
2.1	プロジェクト発足までの経緯	69
2.2	協力計画の概要	71
2.2-1	ハルダイナート普及農場計画	71
2.2-2	ジャナクプール県普及活動計画	75
2.2-3	ラブティ模範農場計画	78
第3章 協力予定地域の一般現況		81
3.1	協力予定地域	81
3.1-1	ジャナクプール県	81
3.1-2	ラブティ・モデル農場	103
3.2	生活環境	105
3.2-1	気象環境	106
3.2-2	衛生環境	107
3.2-3	社会施設	112
3.2-4	交通・通信	113
3.2-5	教育	114
3.2-6	民俗	114
3.2-7	言語	115
3.2-8	宗教	117
3.2-9	文化	119
3.2-10	社交	120
3.2-11	娯楽	121
3.2-12	治安	121
3.2-13	食糧その他生活資材の購入	122
3.3	習慣と注意事項	123
3.3-1	食習慣	123
3.3-2	住居とその習慣	125

3.3-3	衣類	126
3.3-4	用便	126
3.3-5	挨拶	126
3.3-6	宗教	128
3.3-7	浄・不浄	128
3.3-8	カースト制度	129
3.3-9	酒、麻薬、性、争い、賭博	130
3.3-10	国法による禁止事項	133
3.3-11	その他	133
3.4	農業一般現況	134
3.4-1	ジャナカプール県の農業	134
3.4-2	チトワン郡の農業	151
第4章	専門家の派遣	167
4.1	生活環境の整備	167
4.1-1	プロジェクトセンターの建設	167
4.1-2	ラプテ・モデル農場	169
4.1-3	暫定措置	169
4.2	専門家の待遇等	169
4.2-1	現行制度の弾力的運用	169
4.2-2	現行制度の改正	170
4.2-3	新制度の確立	171
4.3	専門家の派遣	171
4.3-1	専門家の構成	171
4.3-2	専門家の任務	172
4.3-3	ジャナカプール農業開発委員会	173
4.3-4	合同委員会	174
4.4	その他留意事項	174
第5章	機材供与	177
5.1	機械、機具の選択とその考え方	177
5.1-1	ネパール人の人間性	177

5.1-2	気候条件と水質	177
5.1-3	地理的条件	177
5.1-4	燃料と潤滑油の質と価格	178
5.1-5	水冷ディーゼルエンジンが主体となる	178
5.1-6	同一型式、同一馬力	178
5.1-7	農産加工について	179
5.1-8	最新の日本農業と技術を示す機械、機具およびその他 の製品	180
5.1-9	手農具と畜力農具について	180
5.1-10	凡用性の高いこと	180
5.1-11	現地産資源、資材の利用	181
5.1-12	修理施設とその多角的利用	181
5.1-13	アフターサービス	182
5.1-14	修理施設と技術の年度ごとの向上	182
5.1-15	トラクター、ポンプ等機械類の教育	183
5.2	機材の輸送に関する問題点	183
5.2-1	機材引取りのための諸手続	184
5.2-2	カルカタからプロジェクトサイトへの機材輸送	189
5.2-3	輸送に関する諸問題について	191
5.2-4	結論	192

第1章 ネパール国の一般現況

1.1 自然

1.1-1 位置および面積

ネパール王国は、北はヒマラヤ山脈を隔ててチベットに面し、東はシッキム、西と南はインドと境を接している。北緯 $26^{\circ}15'$ から $30^{\circ}30'$ 、東経 $80^{\circ}15'$ から $88^{\circ}15'$ の間に位置し、その緯度は沖縄とほぼ同じである。面積は14万平方キロで、北海道の約2倍の大きさに相当する。

1.1-2 地勢および地質

北方にはヒマラヤ山系が東西に走り、全体は細長い長方形である。ヒマラヤは若い造山運動帯であるために山地の勾配は非常に大きい。東部ネパールにおいては、ヒンドスタン平原に続く海拔100メートルのタライ (Tarai) からヒマラヤの主分水嶺上にある標高8848メートルのエレベスタ峰までの水平距離は130キロメートルにすぎず、北部国境と南部国境間の最大幅は160キロメートルにすぎない。一般的に山は高くけわしく、谷は深く急である。たとえば中央ネパールのダウラギリ (Dhaulagiri 標高8167メートル) とアンナプルナ (Annapurna 標高8091メートル) 両峰は22キロメートルをへだてそびえるが、その間に峡谷をきざむカリガンダキ (Kali Gandaki) 川は海拔2500メートルを流れている。ヒマラヤは連続した単一の山脈ではなく、平行または雁行するたくさんの山脈群から構成されている大きな山系であるが概括的には次の四つの構成単位に分けることができる。

(1) 南部地帯

インドとの南部国境から30キロないし50キロメートルの幅の地帯でその大半はタライと呼ばれ、平坦地と森林丘陵地帯よりなる。平坦地はジャングル地帯となり熱帯雨林樹でおおわれている。森林丘陵地帯にはシワリーク山脈 (Siwalik Hills) と呼ばれる標高1000メートル前後の山脈が走っている。インナー・タライ (Inner tarai) もここに含まれる。

(2) 小ヒマラヤ地帯

シワリーク山脈の北側にある標高1800メートルないし3000メートル

の山岳地帯でレッサー・ヒマラヤ (Lesser Himalaya) と呼ばれ、特にネパールではマハバラータ山脈 (Mahabharat Lekh) と呼ばれる。この地域から発する流れはおびただしく侵食作用を続けておる。またヒマラヤ南斜面の河川はマハバラータを櫛の歯のように多くの支流になって横断し、これらが寄集まって数本の大河となってシワリーク山脈を横断するので、シワリークの北側では東西走向の河谷平野を形成する例が多い。

(2) 中央ミドランド地帯

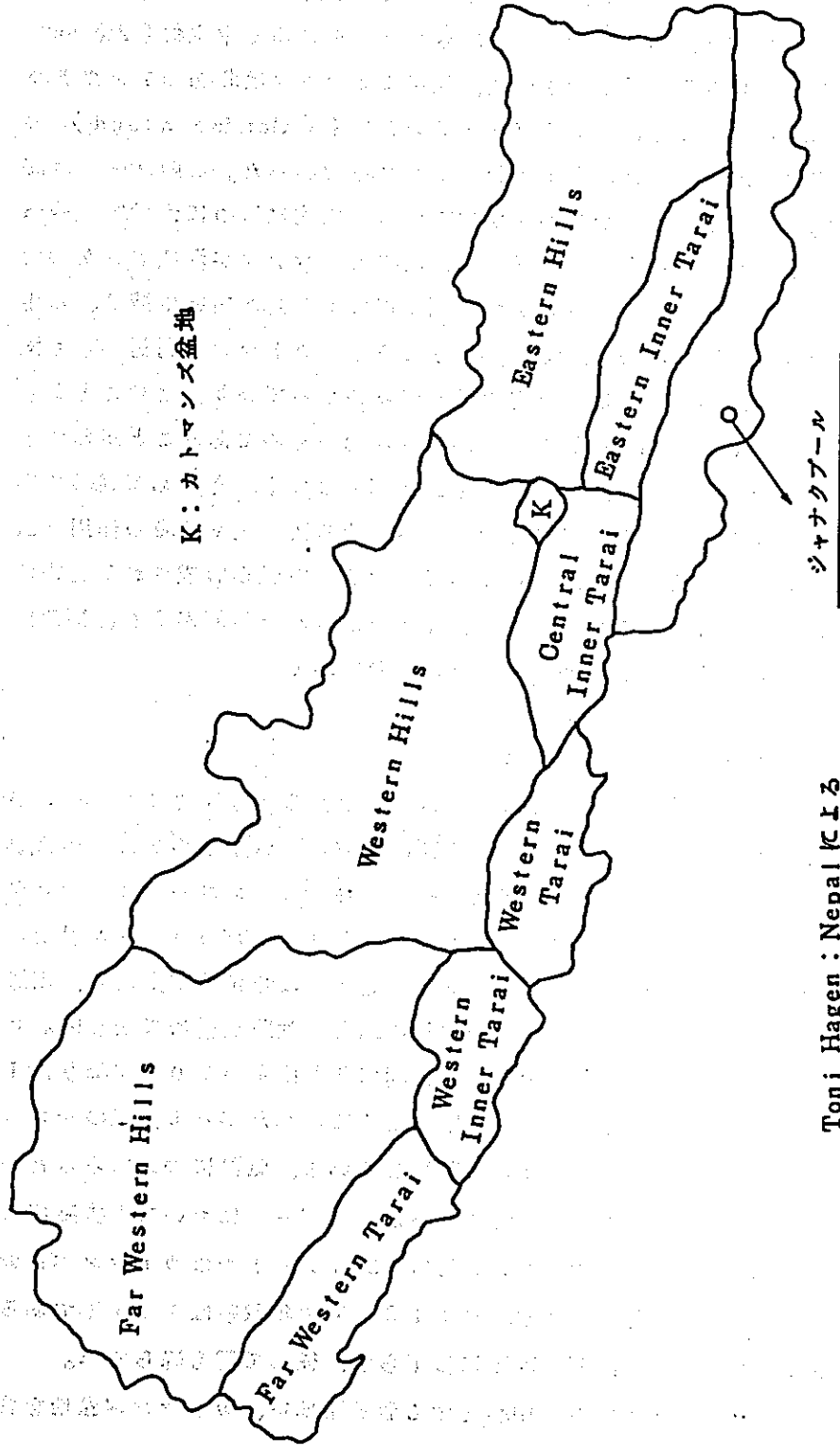
中央部を東西に約40キロないし60キロメートルの幅をもって走る地帯であり、各地に盆地を形成している。その主なものは直径約25キロメートルの円形を呈するカトマンズ盆地、ポカラ盆地で、豊かな緑の谷を形成している。標高は約600メートルから2500メートルで高度差による気候の変化は著しい。この地帯はネパールで最も肥沃なところであり、人口が集中し、また政治、経済および文化面でもネパールの中心となる地帯である。

(4) ヒマラヤ地帯

標高3000メートルから8800メートルに達するヒマラヤ山系が東西約800キロメートルにわたって連なる高山地帯でグレート・ヒマラヤと呼ばれる。世界最高峰エベレスト (Everest 8848メートル) を始め7600メートル以上の峰が34を数える。自然河川はいずれも南方に流れるが、主分水嶺線は極度に複雑な屈折を示しているためにヒマラヤ地域には高原、盆地、河谷平野などの平坦地が各所に形成され、これらの平地は住民の居住地として大きな意義をもっている。

本プロジェクトの中心となるジャナクプール地域は、タライのうち東タライ (Eastern Tarai) に分類され、ビハール平原に続く広大な平野の一部である。また、ラブティはシワリク丘陵とマハバラータ山脈の間に広がる平坦な丘陵帯で、中央インナー・タライ (Central Inner Tarai) と呼ばれる。ジャナクプールに於ては暑季には40°Cを越えることがしばしばあり、また3月から5月にかけては、デカン高原が季節風 (ダスト・ストウリーム) に運ばれた砂じんて空が黄色くなる。雨期における雨量も多く必ずしも快適な場所ではない。これに比してラブティは、サラソウジュの林等が周囲にあり、ジャナクプールより多少はしのぎやすい場所となっている。

図1-1 ネパールの地形的区分



Toni Hagen : Nepal による

地質的には、ヒマラヤ造山運動の主要な部分は地質時代第三紀（6300万年前から1300万年前まで）に形成された。その前の中生代（2億3000万年前から6300万年前まで）の間、現在のヒマラヤは北方のアンガラランド（Angaraland）と南方のゴンドワナランド（Gondwanaland）の二つの古大陸にはさまれた大地向斜テーチス海であった。このテーチス海（Tethys）に堆積した地層が中生代末から新生代はじめにかけて、強い褶曲をうけながら山脈となって隆起し、現在のヒマラヤが形成されたのである。タコーラマエレベスト付近で化石が出てくる最も古い地層は、古生代中期シルル紀層（4億2000万年前）であり、カトマンズ付近からも葉虫、サンゴ、海百合、腕足具などの化石がみつかり、このことからミッドランド（Midland）の地層がシルル紀のものであることがわかっている。ヒマラヤ造山運動は一様な褶曲作用ではなく、きわめて複雑である。ヒマラヤの主軸は漸新世に隆起したが、その後衝上や断層の作用を激しくこうむった。また隆起運動によってヒマラヤ主軸が形成される過程において、一方では侵蝕作用が進行し、運搬堆積された地層がその後褶曲作用を受けてシワリーク山脈が形成されたものである。

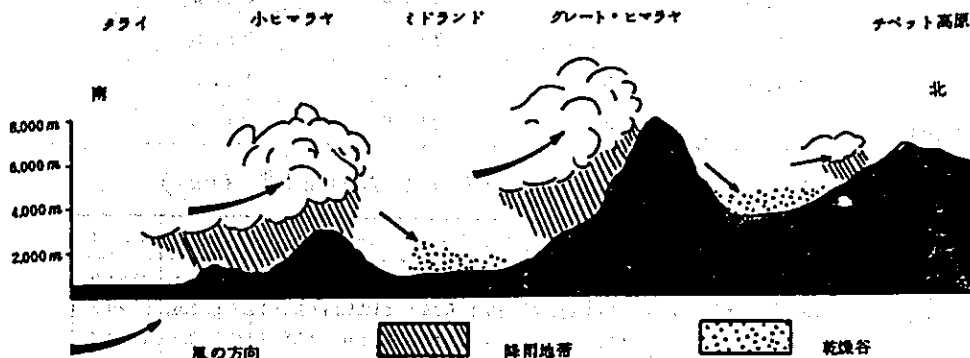
1.1-3 気候および植生

ヒマラヤ地域の気候を支配するのはモンスーンである。世界でモンスーンがもっとも顕著に発達しているアジア大陸南部に位置し、海洋との間に大きな地形的障害がないので、海洋から大陸内部に吹きこむ夏のモンスーンはヒマラヤに直接吹きあたり、山脈の南斜面に大量の雨を降らせ、4000メートル以上の高地には雪を降らせる。グレート・ヒマラヤの北側では特に雨が少なく、乾燥したチベット高原と、ヒマラヤ南斜面の湿潤山地との対照は極めて著しい。ヒマラヤ地域一般に6月から9月までの4か月間に年間雨量の70%が降り、11月から2月までの冬の4か月間は10%以下となる。したがって、夏のモンスーンが大量の雨をもたらす、冬は極めて乾燥している。気温についてみると一般に緯度、高度、内陸度によって支配されるが、ネパールにおいても標高による違いが大きいことはいうまでもない。海拔1337メートルのカトマンズにおいては7月24.6°C、1月10.2°C、平均18.7°Cで年較差は14.1°Cである。1、2月の寒冷期にも気温は零度以下には下らず、従って雪も降らない。

ネパールは、南部テライ地方を中心とする亜熱帯地域、カトマンズ盆地を含

中部亜熱帯地域、ヒマラヤ山脈をおおう山岳寒冷地域に大別され、さらに寒冷期（10月より2月）、暑期（3月より6月）およびモンスーン期（6月中旬より9月）にわけられる。大陸性気候であるため、特に寒冷期における昼夜の温度差が極めて激しい。南部亜熱帯地域においては、気温は最高40.5℃（6月）、最低4.5℃で、モンスーンの影響を強く受け、雨量は年間2200ミリから2500ミリである。中部地帯においては、南部テライ地域より一般に6℃ないし7℃低く、その雨量は東部においては年間2500ミリ、西部においては1000ミリと大きな差異がみられる。またグレート・ヒマラヤ地域は、いわゆる高山気温で高度により気温は異なるが、21℃位から氷点下以下となっており、年間雨量は1000ミリ位である。

図1-2 ヒマラヤの降雨形態



Toni Hagen : Nepal による。

表1-1 Monthly Mean Air Temperature
in Nepal (°C)

Name of Place	Kathmandu	Biratnagar	Parwanipur	Barahshetra
Latitude (N)	27°-42'	26°-28'	27°-04'	26°-52'
Longitude (E)	85°-20'	87°-17'	84°-58'	87°-10'
Altitude (m)	1,288	76	100	146
Jan.	9.8	17.1	16.0	16.9
Feb.	12.2	19.3	17.8	19.8
Mar.	15.2	23.8	23.1	23.8
Apr.	19.0	28.0	28.4	27.8
May.	22.1	28.8	30.3	28.4
Jun.	24.2	28.6	30.1	28.9
Jul.	24.0	27.9	30.2	27.7
Aug.	23.7	27.7	29.5	27.2
Sep.	22.7	27.4	29.6	27.0
Oct.	18.7	25.2	26.0	25.2
Nov.	14.4	21.4	21.2	21.5
Dec.	10.6	18.3	17.4	18.3
Annual Mean	18.1	24.5	25.0	24.4

表1-2 Normal Rainfall of Nepal* (mm)

Location	Jan.	Feb.	Mar.	Apr.	May.	Jun.	Jul.	Aug.	Sep.	Oct.	Nov.	Dec.	Total
Amlekhganj	15.1	5.8	22.4	31.3	105.1	377.5	579.1	584.3	343.1	75.7	13.4	2.4	2154.9
Barahshetra	22.7	18.7	16.7	76.0	133.6	323.7	733.1	629.1	512.5	113.7	12.7	3.0	2589.5
Bhojpur	22.3	15.9	22.5	54.1	120.0	217.7	266.4	246.7	174.0	37.8	13.0	2.0	1192.4
Birathagar	21.8	5.4	10.6	34.4	113.6	295.9	472.8	414.5	300.1	100.8	3.5	10.0	1778.4
Butwal	18.8	16.2	17.3	28.5	58.8	444.2	743.5	940.6	296.8	47.7	16.5	3.5	2632.4
Dadchidhura	68.0	58.6	70.3	39.4	54.3	170.3	410.2	326.7	170.3	80.4	8.8	39.0	1466.3
Dallekh	19.7	29.5	20.2	24.3	50.2	174.3	411.7	453.4	78.8	59.9	8.5	6.2	1336.7
Dhangadi	32.3	16.5	23.5	1.8	29.3	213.0	532.9	401.7	277.5	110.9	4.8	9.5	1653.7
Gorkha	14.5	9.9	23.5	64.9	183.8	300.6	447.2	468.9	163.5	47.7	37.0	1.6	1763.1
Gularia	35.2	20.6	32.6	10.4	30.0	120.9	312.5	360.2	191.5	84.5	2.0	11.1	1211.5
Hlam	14.0	9.2	13.9	43.3	139.0	275.7	326.8	323.0	201.7	64.0	6.3	2.0	1418.9
Jomsom	32.1	22.2	33.9	21.9	13.0	10.9	43.3	44.0	32.2	158.4	9.8	18.9	440.6
Kathmandu	18.1	19.0	25.0	52.3	62.0	249.0	339.9	337.4	166.6	27.0	15.0	1.7	1253.0
Okhaldhunga	24.5	15.4	25.4	54.8	102.9	341.2	487.4	369.0	192.2	70.5	10.0	2.7	1696.0
Pokhara	22.2	45.0	48.4	82.3	233.5	668.2	893.8	869.2	475.2	149.3	15.9	8.8	3511.8
Sailyan	32.7	30.2	33.8	15.0	31.9	209.1	246.6	286.7	87.0	72.2	0.4	45.3	1090.9
Taplejung	18.3	19.2	68.6	115.8	210.5	431.9	397.3	413.7	258.9	53.0	28.5	3.4	2019.1
Timure	26.2	36.1	64.3	30.9	32.1	143.0	269.2	242.0	146.3	45.4	3.9	9.0	1043.4

Source : Meteorological Service, HMG

自然植生は主として高度の変化による気温の垂直的分布に応じて、低地から高地まで帯状の分布構造をもっている。標高100メートルから300メートルのタイは極めて高温であり、年降雨量2000ミリ以上という湿潤な土地であるので、夏のモンスーン期には背後の広い集水面積から水を集めて河川は増水し、氾濫する。サラソウジュ等の高木を卓越種とする密林が繁茂する亜熱帯林となっている。動物分布も標高が高くなるにつれてその数は減っていくが、タイのジャングル地帯は最もその分布が豊富であり、トラ、ヒョウ、野生象、サイ、ワニ等の住家となっている。この上1800メートルくらいまでは松または常緑広葉樹林、2600メートルくらいまではカンなどの温帯照葉樹林である。この地帯は多くの河川が北から南へ網目状の流路を作っているため、その地勢は北の主山脈から南へのびる枝尾根の列と、その間を深い谷を刻んで流れる河谷の列とによって分断されている。4200メートルにある森林限界まではカンバ、モミなどの亜寒帯的森であり、それ以上5200メートル付近の雲線までの間は高上性草地や地衣類がまばらに生える荒地になっている。このうち1000メートルから2000メートルの部分は水稻、トウモロコシ、オウムギ、シコクビエなどを栽培するネパール人にとって、もっとも重要な農業地帯の一つとなっており、もっとも人口の稠密な居住地域になっているから、自然林はほとんど残っていない。また多くの河川の谷底は深く600メートル以下の高度となっているためバナナ、マンゴ、パイナップルなどが茂る亜熱帯の世界である。標高

表1-3 植物垂直分布帯

チベット 風文化地帯	5,200m	Snow and Ice
	5,000m	Alpine Barrens
	4,600m	----- 導管植物の限界 -----
	4,000m	----- 森林限界 -----
	2,900m	モミ帯
	2,500m	ハリ・モミ帯
ヒマラヤ 文化地帯 風帯	2,000m	
	1,900m	カシ類を主とする森林帯
	1,200m	Schima Oastanopsis
		Shored Type

1200メートルないし2000メートルにある大ヒマラヤと小ヒマラヤの間のベルト地帯における盆地や丘陵地が人間の居住地として一番よく利用されている。しかし、これらの耕地や集落は広い面積にわたって連続しておらず、グレート・ヒマラヤの主山脈から櫛の歯のようにのびる稜線によって分断され、洋上に浮ぶ島々のように点在している。

1.2 民族と文化

1.2-1 民族

ネパールは、民族的には南のインド系と北のチベット・蒙古系とが交わり合った地帯にあり、かなり民族構成は複雑である。しかし、これを次の四者に大区分すると便宜である。

- (1) ヒンズー教カースト社会をなす人々。かりにヒンズー教徒と呼ぶ。
- (2) ラマ教圏の人びと。
- (3) 以上のどちらにも深くはなじまない山地民族。
- (4) ネパール盆地の原住民ネワール族。

ヒンズー教徒たちは、ほとんど低山地帯からタライにかけて分布し、その優占的な上限は割に規則正しく海拔1200メートルくらいまでである。それ以上にも分布するが海拔2000メートル近くの水稲作限界地帯で消滅する。上記四者のうちで最も大きな割合をしめ、その社会は、はっきりとしたカースト制度をなしている。インドの本格的なカースト社会に比して、ネパールのそれは数カーストないし10数カーストくらいしか1村内に見られない。その特徴は、上級カーストと、アウトカースト的な下層カーストだけがあり、中間の諸カーストが抜ける傾向にある。

上級カースト中、ネパールのブラーマンであるバウン(Bahun)は格のうえで一番上に置かれ、人口の上でも概して多い。しかし、社会的実権のもっとも強いのはチエトリ(Chhetri)である。これはクシャトリアと同じ語であるが、ネパールのチエトリはその起源が多様であり、必ずしもインドのクシャトリア・カーストと同一ではない。インドからネパールに入ったクシャトリアの子孫にはエクタリヤと呼ばれる人々もある。しかし多くのチエトリは、回教徒のインド侵入の際、難をさけネパールの山地に逃げこんだブラーマンたちが、土着の山岳民族の女たちの間に儲けた子孫から生れたといわれる。

人口の上では必ずしも優勢でないが、社会的勢力のうえて甚だ有力で、こと政治力に優れ、高い身分を維持しているクシャトリヤ格のカーストにタクール(Thakur)がある。彼らは多くの氏族に分れるが、シャハ(Shah)、カン(Khan)、シン(Shing)、マラ(Malla)の4氏族は相互に通婚し、身分も高い。この中のシャハ氏族から現在の王家が出ている。タクールの中には典型的なアルパインから典型的モンゴロイドまでさまざまな人種型がうかがえる。彼らに対して、アウトカースト格の諸カーストはカミ(Kami、鍛冶屋)、ダマイ(Damai、仕立屋)、サルキ(Sarki、皮職、木工など)、などである。彼らは人口の上では、その大多数をしめるが、村々においては、労働者的存在である。

次にラマ教圏の人々は、逆に最も高いチベット高原寄りに分布している。彼らにはチベット語を母語としチベット民族といえる人々と、深くチベット化されているが、なお元の部族文化を基底にひそめる人々とがある。彼らの分布高度は概して海拔2500メートル以上、ことに3000メートル以上である。彼らの大きな特色は、オアシスその他での小規模でわりに集約的な農耕と、村付近の高山地や遠い牧場(カルカ)における盛んな牧畜活動であり、チベットとの国境が画定される以前には、絶えず交易を求めてキャラバンの旅をしていた。彼らはラマ教を信じている。

かれらチベット系の人々のなかで、特に近年有名になったのは、東ネパールのシェルパ族(Sherpa)である。エベレスト山麓付近の高地に住み、シェルパとはチベット語で「東方の人」、つまりラサからみて、東方に住んでいるチベット人の意味で用いられたものである。彼らの才能を見出したのは英国人であり、ヒマラヤ登山における高所用人夫として有名になった。彼らは、誠実であり勇敢で、肉体労働を軽蔑しない。また、極めて義理人情に厚く、男女は同権的である。しかしながら、ネパールの主流派すなわちカトマンズを中心とするヒンズー教に傾斜した人々からは、アウトカースト視されている。この他、中部ネパールから西部ネパールにわたって、ボテヤと呼ばれるチベット人が分布する。

以上のヒンズー教徒およびラマ教徒に対して、両者の中間を占める山地諸民族には、数々の部族がある。東からみるとシッキムからひき続き、少人口ながらレプチャが住む。ネパールの民族としては、まざタムール川を中心とするリンブー族、その西隣りにアルン川以西、ドゥド・コシ川流域に拡がるライ族、

その西、タンパ・コシ流域のスワール族、更に西には、ネパール(カトマンズ)盆地周辺から、その北方山地一円にひろがるタマン族、更に西へアング・コーラからアンナブルナ連山にかけてはグルン族、アンナブルナとダウラギリ両山の谷間タコーラに住むタカリー族、そしてカリ・ガンダキ流域から西ネパールにかけて、小ヒマラヤにまで拡がるマガール族などが見られる。その他西ネパールの民族分布は不明の点もあるが、ブラ、ルカその他の少数山岳民族が住んでいる。

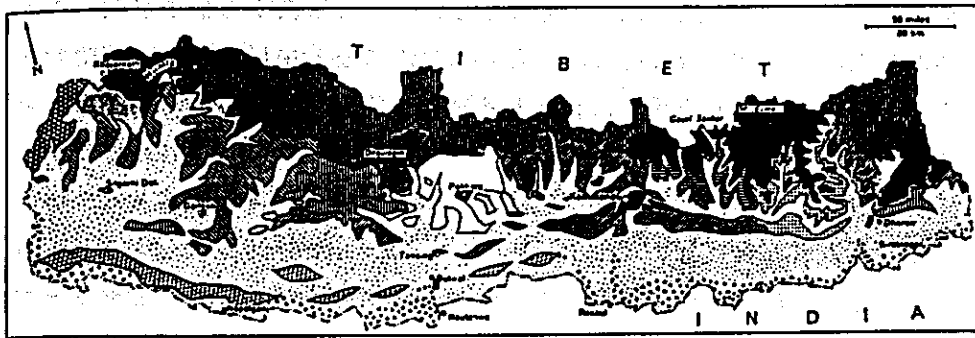
しかしながら諸民族の混住地域は各地にみられる。グルカ王朝創始以来は、政治的事情や交換経済の進展、人口増加による移住などによって混住はいっそう進んだと思われる。たとえばマガール族は、水田米作よりも畑作と牧畜に重点をおく、山腹や山頂に住む民族であるが、近年の交換経済の進展と共にヒンズー教徒たちの多い谷間の亜熱帯圏に現われてきている。こうした現象は、タカリーなど他の民族にもみられる。

ネワール族はネパール盆地の原住民であったと思われる。古くはインドの古典にキラータという民族がカトマンズに依拠して国家をなし、勢力を張っていたことが記されているが、今日キランティーと呼ばれるのは、東ネパールに住むライ族、リンブ族、ヤクトゥンバ族などを総称したものである。ネワール族がどこからきたかは確かでないが、ネワール語はチベット・ヒマラヤ語群であることから、北方から南下したものである。ネワールの建国説話によれば、蒙古方面より神世の時代に移住したといわれる。しかし、今日のネワール族の顔だちには、典型的なモンゴロイドからアリア系の顔だちまで大幅な変異がみられる。このネワール族こそ、温暖帯の健康地であり、肥沃で最も大きな盆地であるカトマンズの谷に都市文明を築き、ネパール文化の中心地であった。ネワール族には仏教徒グループとヒンズー教グループとがある。後者の方が数的に優勢であるが、カトマンズの盆地に関する限り著しく混淆し、ともに同じ祠に詣でることは珍らしくない。ちょうど日本における神仏混淆と同じである。ネワールは部族内にカーストを持っている。彼らは、単に農民だけでなく工芸や商業その他の専職者が多く現われた。今日のネパール盆地にみる伝統的な大小の宗教建物、宮殿、民家ならびに上水道施設などネワール族の手になるものであり、その才は古く元朝の宮廷でも名を馳せた。グルカ王朝がネワール王朝を征服して以来、彼らはネパール盆地(カトマンズ)以外へも流出し、東ネパールから西ネパールに至るまで都市建設の主要な担い手となった。さら

にダージリン、シッキムならびにブータンにまで移民し、その経済に大きな影響をおよぼしつつある。

ネパールに居住する各民族の主流は主に北から南へと押し寄せたものと思われる。チベット・ビルマ語民族が第一波、第二波と押し寄せ、その第一波として古く南下してきたものは次第にヒマラヤの中に入り、さらにインドに近い低地まで降りてきてあちこちに分散した。その起源の見当もつかない民族の例に、チェパングとかクスンダという少数民族がいる。これらは第一波とみて良いだろう。その次の第二波位でまとまっているのがマガール族などで、これは相当大きななわ張りを占めているものの、他の民族とかなり混合している。

図1-3 民族分布



ヒマラヤ土着民

- ネワール
- タマン
- グルン
- マガール
- スンワール

- ライ
- リンブー
- ブラハムカ
- タル

チベット系

- ボチア
- シェルバ
- タカリー

インド系ネパール人

- バウン、チュドリ
- タクール

インド系

- インド人
- ガルワール、クマオン

Toni Hagen: Nepal による。

これより遅れて来た民族はまだ到着間もなく、わりにかたまっており、グルン族、ライ族、タマン族などがある。そして一番最後に押しかけてきたのはチベット族であり、南下しきらずにチベット高原からヒマラヤ山中に独自の文明を作り上げたと云える。

1.2-2 宗教

ネパール憲法はネパールをヒンズー教国家と規定しているが、信仰の自由は認められる。また、何人も宗教の如何を問わず、法の下での平等が保障されているが、他方他人を改宗させることは憲法により厳禁されている。国民の大半はヒンズー教徒であり、次にチベット仏教（ラマ教）徒ならびに小乗仏教徒およびごく少数のイスラム教徒がいる。ヒンズー教は、1769年に現王朝の初代ブリティビイ・ナラヤン王が国教として定め、一つの宗教から他の宗教への改宗を禁止した。ヒンズー教はそれ以来とみに盛んになり中世のマルラ王朝時代に栄えたネワール仏教（小乗）に代わり不動の地位を有している。現在のヒンズー教は多分に仏教の影響を受けており、シバ派とヴィシュヌ派に分れるが、ヴィシュヌ派が圧倒的に多く、現国王はヴィシュヌ神の化神と信じられている。

古代ネパールにおいてはアニミズムやシャーマニズムが信仰の中心をなしていたことが現在の宗教儀式の中からもうかがえる。この土着信仰であるシャーマンはグルン族でギャブリン、タカリー族でドーム、マガール族でジャンクリなど名称はさまざまでも共通のシャーマニズム的伝統から分化したものと思われる。またチベット系住民の間には原始宗教の形態としてボン教がみられる。これらの土着信仰の上に、ヒンズー教やラマ教がある程度の表面性をもって信仰されているのがネパールにおける宗教の特異性である。ヒマラヤ主嶺以南ではヒンズー教が広がり、彼らは外来者に対してはヒンズー教徒のようにふるまい他方主嶺以北や高山地においては、ラマ教が土着信仰の上にかぶさっている。

ヒマラヤはヒンズー教におけるシバ神とその妻バルパットの住居とされ、また、ネパールは富の神クペーラの住居と見なされていることから、この地に早くからヒンズー教の入っていたことが知られる。B.C. 565年、ネパールの東南部インドとの国境に近いカピラ城でゴータマ・ブッタが誕生した。釈迦の誕生によってネパールの宗教、いなアジアの宗教は非常に変化した。釈迦はクシャトリアに生れ王子として育ち、当時その戒律の厳しかったヒンズー教に対して、ヴェーダ、バラモンの権力、更にはヒンズー神を否定する新しい宗教

として発展した。しかし初期においては神を否定し、崇高な哲学によって構成された教えは一般には受入れ難いものであった。したがって初期の小乗的仏教はまもなく大乘的なもの、すなわち、他力本願で祈りを主体とするものへと変化していった。まず仏陀を取りまく多くの神話が創作され、まもなく釈迦の現われる以前は他の仏が次から次へと現われ、この世を照らしたという考え方が興った、その後天昇の仏陀が認められ勝者として知られるようになる。こうして釈迦は神格化されていった。

B.O. 3世紀にかの仏教を広く広めたことで有名なパータリプトラ（現在のパトナ）の王であったアシカ王は、聖地ネパールの評判を聞いて多くの家族、家臣を従えてネパールへ巡礼した。カトマンズ盆地に数個の仏塔（ストウバ）を作り釈迦の生地にも標柱（アシカ・ストウバ）を建てたといわれている。仏塔は、カトマンズにおける仏教の中心地となって嘗えたパタンに、標柱はルンビニにそれぞれ実在する。また伝説によると、アシカの娘チャルマティは神の啓示によってこの地に残り、チエトリの一青年と結婚した。そして、彼女がこの地に作った宮殿に於てヒンズー教と仏教が高度の調和をもって混合していったといわれる。仏教はヒンズー教に対するものとして発展したものであったが、この地においては仏教は多くのヒンズー教的なものを取り入れていった。そして仏教とヒンズー教とが完全に混合された形の宗教タントラ（密教）が生まれた。

仏教の栄えたこの地はまた経典を求め中国より求法僧の訪れるところとなり、中国の文献に泥婆羅国の記載がみられる。406年には法顕がインドを旅行した際ネパールを訪れ、仏教遺跡を見聞した。また同じ頃、ネパールの釈迦族出身の僧ブッダバハドゥールが中国に入り、418年に現在の南京に到り経典の翻訳に従事したといわれる。600年初期には玄奘法師が教典を求めこの地を訪れた。また643年と647年の二度にわたって王玄策が中国の使節として同地を訪れている。6世紀に入ると、この仏教がチベットに伝えられた。

584年にチベット王ソンツェデ・ガンボ王は中国とネパールからそれぞれ妃を娶った。ネパールから嫁いだ妃はアムシコバルマン王の娘で、チベットに仏教を広めた功労者でもあった。チベットにおいてはこの仏教と、土着のボン教との抗争が続いたが、やがて仏教にボン教の影響を含め現在のラマ教が生まれた。このチベットで完成したラマ教は、10世紀頃より北部ネパールのチベット人地帯に広がってゆき、やがてカトマンズ盆地まで広まった。しかしながら、ネ

ワール族の一部は、小乗仏教をかたくなに守り続けている。

ずっと時代が下って1768年に至り、ブリティビナラン王がネパールにおける仏教のいない手でもあったネワール族を征服し、カトマンズ盆地を平定してグルカ王朝を建てるに及んで事態は一変した。融合と寛大さによって多くの宗教が共存していた古き良き時代は、もはや過去のものとなった。ブリティビナラン王はヒンズー教を国教と定め、一つの宗教から他の宗教への改宗を禁止したのであった。ヒンズー教を国教としたことによってカースト制度、主に職業による身分の分化が進んだ。ネパールにおけるカースト制度は、14世紀にマルラ王朝（ネワール王朝）のジャヤスウィッチ王が64のカーストを定めたことによって一応完成した。この時代、ネワール族は仏教を信ずるものが多かったが、マルラ王朝の諸王は宗教に極めて熱心であり、また、寛大に種々の宗教を許し信仰の自由を保障したのであった。これがネパールの学問工芸等の発達に大きな力ともなった。マルラ王朝（13世紀から18世紀）時代には、当時北インドに勢力のあった回教も入ってき、また王朝末期には、フランシスコ派のキリスト教さえもが布教活動を始めた。しかし、前記ブリティビナラン王の時代に入って、信仰の自由は奪われ、カースト化の傾向は一段と進んだのである。

1.2-3 人口

1961年以後年間約2%の増率を示しており1968年の人口総数は1080万人と推定されている。人口分布の構造は、ヒマラヤ主嶺に平行ないくつかの帯状構造をなしている。南側から北側に向って、①タライ、ドウアルと呼ばれる平地、②シクリーク丘陵と小ヒマラヤとの間、③小ヒマラヤと大ヒマラヤの間でバハールと呼ばれる山地ならびに盆地や谷を含む地域、④大ヒマラヤ山脈主嶺山麓ないし主嶺以北の高原の四列に分けられる。湿潤な東部と乾燥した西部の違いはみられるが、人口密度の順に配列すると①タライ、③山地、②インナータライ、④高原となる。②のうち西部タライのダンは東部のインナータライのように過湿でないために早くからひらけ、人口は割合は高密度である。③の山地のうちでとりわけ人口稠密な地はカトマンズ盆地（ネパール盆地）で、平均人口密度は800人/Km²に達する。

ヒマラヤ造山帯のうちでもっとも若く、もっとも南面にあるシクリーク丘陵の内側、すなわちインナータライは非常に低い密度を示す。ここは亜熱帯的気

表1-4 ネパールの地域別人口分布

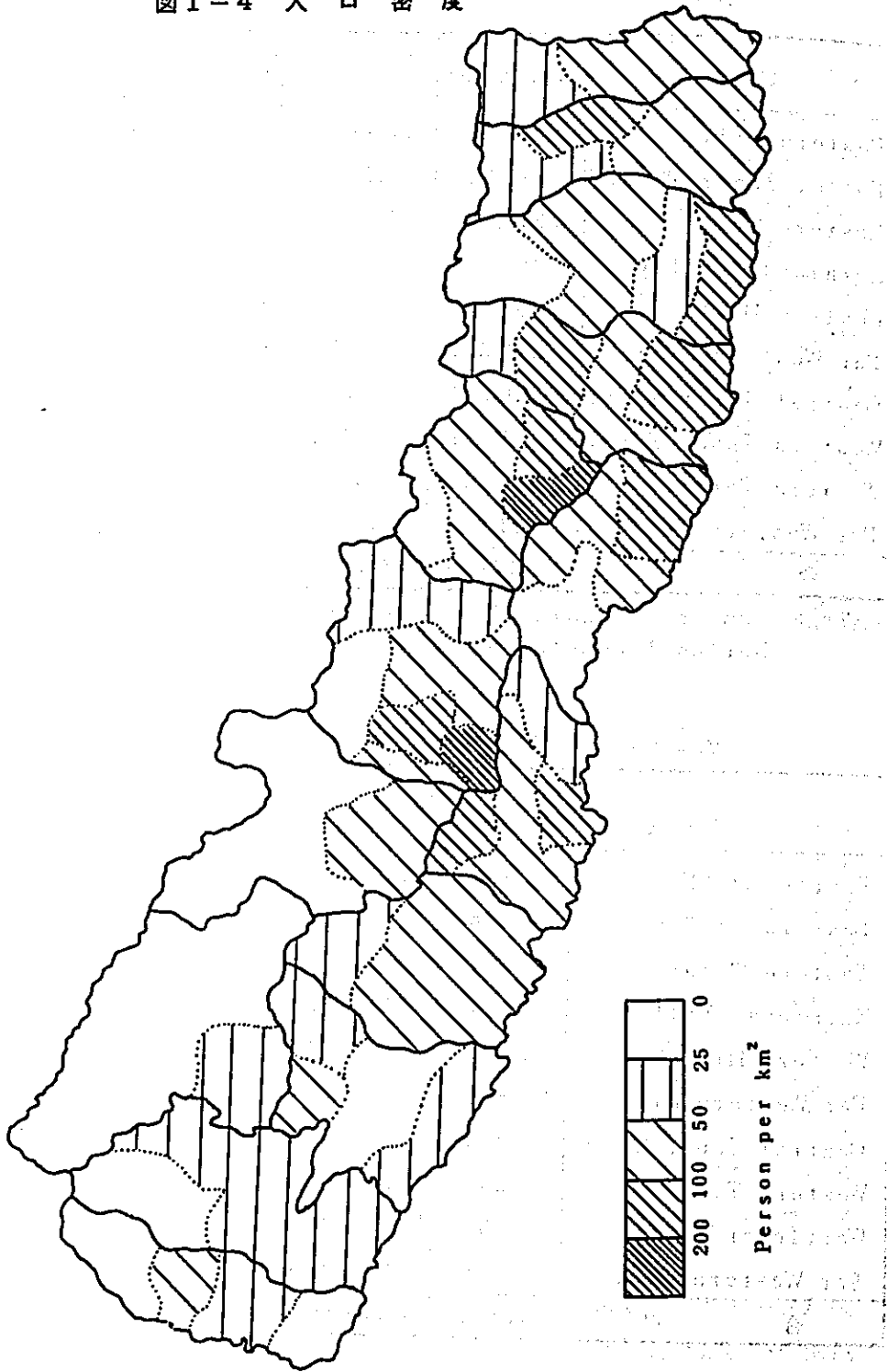
	Population	area (Km)	density (Km)	annual increase%	sex ratio%
Eastern Hill	1,882,925	26,195	71.9	1.13	1,064
Easter Inner Terai	175,909	4,737	37.1	-0.78	1,016
Eastern Terai	2,210,034	13,248	166.3	2.48	986
Kathmandu valley	456,804	565	808.5	1.24	984
Western Hills	1,952,530	28,687	68.1	1.99	1,089
Far Western Hills	1,698,319	48,897	34.7	2.21	1,047
Central Inner Terai	240,824	5,872	41.0	0.07	988
Western Inner Terai	98,765	1,849	53.4	1.51	1,003
Western Terai	400,017	3,385	118.2	2.13	966
Far Western Terai	271,534	7,363	36.9	1.72	916
合 計	9,387,661	140,798	66.7		1,032

<資料> Census of India 1961, Preliminary Report of the National Population Census, 1961(Nepal).

表1-5 宗教の地域別人口

(千人)	Total Popultion	Hindus	%	Buddh- ists	%	Muslims	%
Eastern Hills	1,709	1,397	82.0	312	18.2	0	0.0
East Inner Terai	188	159	84.8	29	15.4	0	0.0
Eastern Terai	1,803	1,639	91.0	20	1.1	145	8.0
Kathmandu Valley	411	311	75.7	98	23.8	1	0.2
Western Hills	1,696	1,555	91.8	136	8.0	5	0.3
Far Western Hills	1,516	1,503	99.0	12	0.8	0	0.0
Central Inner Terai	240	140	58.4	100	41.6	0	0.0
Western Terai	348	308	88.5	0	0.0	40	11.5
WestInner Terai	89	88	99.0	0	0.0	1	1.0
Far Western Terai	235	218	92.8	0	0.0	17	7.2
合 計	8,235	7,318	89.0	707	8.6	209	2.5

图1-4 人口密度



候で不利な環境条件をもっており、人口充填が遅れたものである。平地を除くとヒマラヤ地方で人口が密に分布するのは、小ヒマラヤとヒマラヤ主嶺との間の山地である。ここは気候が温帯的であり、起伏のはげしさや交通の不便さを除くと土地生産能力は低くない。人口密度は50～100人/Km²に達する。人口のもっとも稀薄なのはヒマラヤ主嶺地帯およびそれ以北の高原地帯である。人口密度は10人/Km²以下となる。

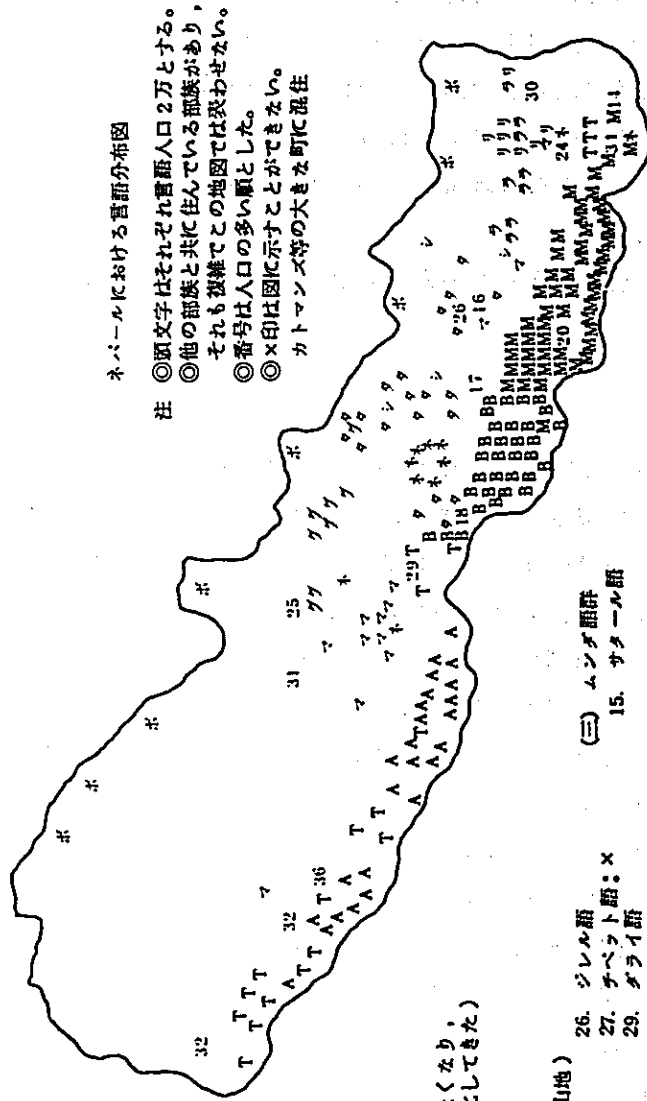
また複雑な民族構成を量的にとらえるため宗教別の人口をみると表1-5のようになる。

1.2-4 言語

ネパールにおいては各部族語の上にたつ国際共通語としてネパール語は重要である。これを取りまいて部族語等による二重言語生活ないしは三重、四重の言語生活をしている。1952～4年のセンサスによるとネパール全人口の約50%がネパーリーを使用語とし、30%がヒンディー語及びヒンディー諸語、残り2%がチベット・ビルマ系諸語となっている。ネパール語(ネパーリー)またはグルカリーはネワール族にとっては山地の野蛮な連中の言葉という意味でバルパティヤと呼ばれ、また、クシャトリヤの言葉であるところからカース・クラと呼ばれる。インド・アーリア系諸語のどの言語から発達したか明らかでないが、歴史的にはグルカ王によってネパールにもたらされたものでないことは、ネパール各地の碑文の解説からも明らかにされている。ネパール語は初期ネパール語(1300～1670年頃)、中期ネパール語(1671～1900年頃)、現代ネパール語(1900年以後)の段階を経て発展したものである。中期ネパール語の形成時期には多くの借用語(ベンガリーやウルドゥなど)がとり入れられて官廷語や官庁語の発展をみた。特に重要なのはカトマンズにおける標準ネパール語で、新聞、ラジオに使われ全ネパールに普及されつつある。したがって、若い学生達も方言をすて標準ネパール語を取り入れつつある。1920年頃から「ネパール語浄化委員会(Nepal Bhasa Prakas Samiti)」が作られ、ネパール語の浄化と発展が計られてきた。現在は官庁の出版物、法令等すべてネパール語によっている。

各民族間の言語構成は極めて複雑であり、この多数に及ぶ言語を言語学的に大別すると、チベット・ビルマ語系、インド・アーリア語系およびオーストロ・アジア系に分けられる。しかしながらヒマラヤ地方の言語はいまだに言語学

図1-5 言語分布図



ネパールにおける言語分布図

注
 ◎頭文字はそれぞれ言語人口2万とする。
 ◎他の部族と共に住んでいる部族があり、それも複雑でこの地図では表わせない。
 ◎番号は人口の多い順とした。
 ◎×印は図に示すことのできない。
 カトマンズ等の大きな町に居住

(一) インドアリア系
 諸言語(低地)

1. ネパール語(全国) : M
2. マイティリ語 : B
3. ボジュプリ語 : B
5. アワディ語 : A
6. タル語 : T
14. ラジバンジー語 : X
35. ヒンディー語 : X
19. ベンガル語 : X
23. マルワリ語 : X
24. マーヂ語 : X
28. ウルドー語 : X
32. ラジ語
33. ウディヤ語 : X

(タルー語を語り人々は少なくなり、まわりの他民族語が日常化してきた)

(二) チベット・ヒルマ語群(山地)

4. タマン語 : タ
7. ネワール語 : ネ
8. マガール語 : マ
9. ライ語群 : ラ (図2参照)
10. グルン語 : グ
11. リンク語 : リ
12. ボチ語(チベット方言) : ボ
13. シェルバ語 : シ
16. スンワール語
17. ダスワール語
18. チェパンダ語
21. タミ語
22. デイマール語
25. タカリ語
26. ジレル語
27. チベラト語 : X
29. グライ語
30. レプチャ語
31. カーム語
34. ボード語

(三) ムンダ語群

15. サタール語

(四) ドラヴィダ語族

20. ジャンカール語

(五) 無所属

36. クスンダ語(被亡寸前)

◎頭文字のないものは図上に番号で示した。

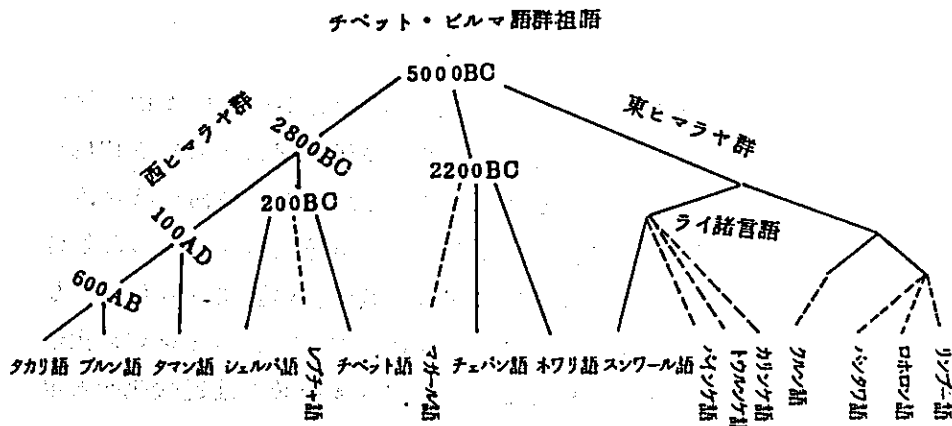
◎ カトマンズ

1970年、鳥羽作図

的に明確にされていないのが現状であるが、SIL (Summer Institute of Linguistics) 研究員鳥羽季義氏らの努力によって、徐々に明らかにされつつある。同氏の調査によると、現在ネパールで実際に使われている言語は外国人の言語を除き36言語である。そのうち約10言語はインド側に同種がみられる。同じ言語でもネパール国中に散らばっている場合がある。

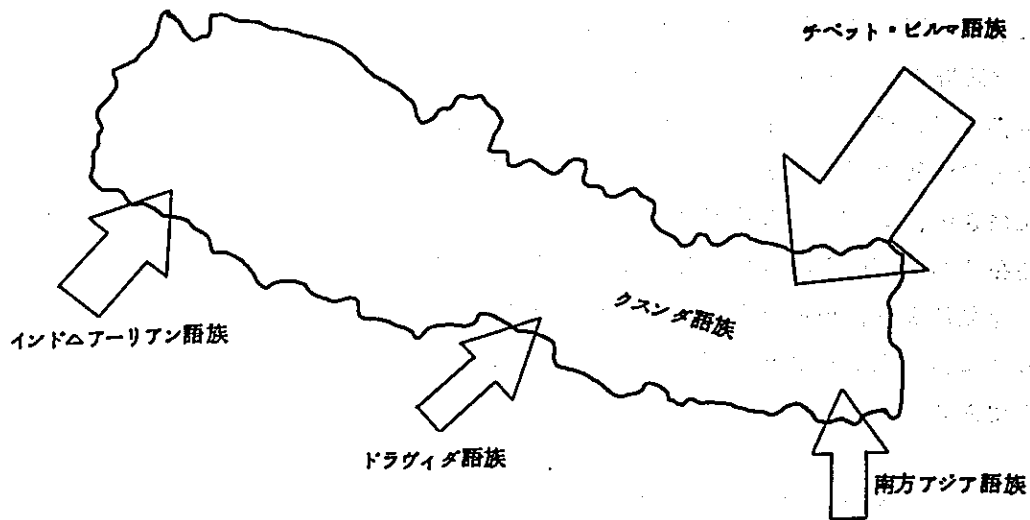
さらに鳥羽氏の調査によると、現在のネパールには四つの言語群がある。第1にアーリア語族が優勢で、ネパール語を母語としているもの。第2にはもともと山岳民族といわれる人々があり、彼等はチベット・ビルマ語群に属するいろいろな言語を母語としているもの。第3はインド中部山岳地帯を故郷とするムンダ語群のサタール語が南東ネパールで使われている。更に第4としてインド南部のドラヴィダ語群に入るジャンカール語を話す人々が発見された。この四大語群の蔭で消えようとしているクスンダ語がある。クスンダ語は上記四語群に属さず、1848年に英国のホジソンが滅びると予言したものであり、1971年現在クスンダ語を理解できるものが3名のみ発見されている。このクスンダ族の発見により、彼らがもともとネパールにいた住民ではなかったかと考えられるに至った。やはりネパールにおいて多数を示めるのはチベット・ビルマ語群である。

表1-6 チベット・ビルマ語群の系統



様々な事実から、もともとネパールに住んで狩りよう生活をしていたクスンダ語を話す人々のをいかに、北から B.C. 2500年頃チベット・ビルマ語群を
 使う人々が移住してきた。次にインド・アリア系の民族が侵入し、そこにイ
 ンドからドラヴィダ語群の一部が移動してき、最後に南方アジア語群を話す人
 々がきて今日のような多言語の社会が構成されたものと思われる。

図 1-6 民族の移動



1.2-5 教育

20世紀初頭の西洋文明の移入以前においては寺院教育が中心をなし、教育
 の自由を著しく制限されていた。その後も1950年の王制復古までは近代的
 教育制度は殆んど存在しなかった。この王制復古による民主主義のあけぼのは、
 教育の必要さを痛感させ、それまで限られた人々にしか与えられなかった教育
 を国家的な規模で供給するため、1952年に初めて教育省が設立された。そし
 て約50名からなる国家教育計画委員会が組織され、アメリカのオレゴン大学
 より専門家を顧問として迎えた。これによってネパールの教育は近代化へと第
 一步を踏み出した。1961年の識字率調査によれば文盲率は91%であり、急
 速な教育普及にもかかわらず、現在依然として文盲率は89~90%と推定さ
 れ、教育の普及はなお遅れている。しかし、首都のカトマンズ盆地のみは例外
 で、ここでは文盲率も50%位と推定され、特に初等教育が普及している。

表1-7 学校数，生徒および学生数

(イ) 学校数				
年 度	1950	1956	1961/62	1964/65
小 学 校		1,200	4,165	5,365
中 学 校	310	300	500	500
高校・カレッジ	12	13	32	33
大 学			1	1
(ロ) 生徒及び学生数				
年 度	1956	1961/62	1964/65	
小 学 校	50,000	100,000	334,000	
中 学 校	35,000	38,000	55,000	
高校・カレッジ	-	5,000	6,000	
大 学	-	50,000	100,000	

表1-8 教育費の全国家予算を占める割合

教 育 費 (単価：100万ルピー)					
年 度	1962/63	1963/64	1964/65	1965/66	1966/67
教 育 費	6.4	6.9	7.8	9.7	14.2
総 費 用	119.4	114.2	117.9	152.4	169.8
%	5.4	6.0	6.6	6.4	8.4

小学校、中学校ではネパール語を強調し、文学、算数、地理、歴史を中心として教えている。しかし高校からは英語による教育が主流となる。義務教育は教育を受けるチャンスの少ないところから実行されており、現在カトマンズにおいては実施されていないが、1985年までには完全な義務教育制度が完成するはずである。この他、ネパール政府は職業教育、成人教育にも力を入れており、国内では専門のカレッジ、高等学校や工業専門学校の増加を計りつつある。また総合大学が1960年に設立(トリブバン大学)された。単科大学は数校あるが、1918年に設立されたトリ・チャンドラ・カレッジは最も古く有名である。小学校の就学率は約30%で、男子対女子の比率は8対2となっている。

1.2-6 文化

この項では特にネパール文化の特殊性について述べておきたい。ここに住む多くの民族はその大半が文字をもたない未発達な言語を有しており、文字として記録を残し、高度な文化を築き上げたのはネワール族であった。各民族は北からのチベット文化、南からのヒンズー文化の影響によって、徐々にその独自の民族文化を失い、各々の文化圏にまきこまれていった。各民族の間にはその衆族の伝承や説話などが伝わっているが、その民族の起源や部族の王の業績を伝える物語りは、ヒンズー文化の影響の強い地域ではインドから移住した民族によってインド的に脚色され、チベット文化圏においてはチベットの脚色されている。多くの民族、部族に分れた社会にも、豊かな生活を保障されどく特定の地帯においては著しい文化の発展をみ、王権の確立と国家の成立が行なわれた。ネパールにおいて最も発達した文化を有していた地帯が、前述ネワール族の居住中心地であったカトマンズ盆地（ネパール盆地と同じ）である。したがって狭義に「ネパール」という場合、ただ単にカトマンズ盆地をさすようになった。

国の文化は、そこに住む住民の欲望に対する美的な、そして、道徳的な過程であり、美しい雄大な美に対しての彼らの態度の表明である。また歴史的、地理的、物理的な環境の働きや人々の基礎的な特質によって程度の差がみられるものである。ネパールは数世紀にわたってチベットとインドからの移民があり、モンゴロイドとアーリアンの定着の結果次第に両民族の融合し、お互いに影響し合っただけでなく、二つの民族がとけあった。たとえばマルラとリッチャビはもともと非モンゴロイドであったが、カトマンズ盆地でモンゴロイドと混り、ネワールの社会を発展させた。また、ネパールは周囲を自然の要害に守られて孤立を強いられしたが、それは国民性の影響が大きかった反面、その国民性のために孤立した社会および排他的文化を継続していくことができ、お互いに文化の価値を認め合っただけでなく、インドまたはチベット文化の大きな影響のもとにおおわれてしまうこともなかった。このような奇妙な彼らの天文は、ただ単に芸術の分野に影響をおよぼしたのみでなく、社会的、政治的の制度にも同様に影響した。独立以来の性格であった孤立は帝国主義や植民地主義の侵入を排し、それに汚されることもなかったのである。

最も高い文化の花を咲かせたカトマンズ盆地で、この谷の植民者ネワールが建築、工芸、彫刻、絵画等において芸術の極をきわめたのはブリティビ・ナラ

ヤン (Prithivi Narayan Shah) 王の時代であった。彼はカトマンズを主府とし、ここを文化の核とした権者であったが、彼は単に芸術文化のパトロンであったばかりでなく、自らも偉大な詩人であり、音楽家であり、また演劇家でもあった。ネパール芸術の大きな特徴はヒンズー教と仏教の本質的な骨格に基づき、両者の豊かな混合の上に成り立っていることである。儀式的なモチーフは家屋、王宮や寺院などにバゴダスタイルの建築様式を生み出した。このバゴダスタイルの建造物に対して一般的に云えることは、ネパールの世界の芸術に対する排他的な遺産であるということである。しかしこの芸術が、かなり高度なものであることは、チベットの首都であったラサのラマ寺院の建築にみられ、さらに元朝の宮廷にもネパール工芸家のいたことからもうかがえる。

1.3 歴史

ネパールの歴史は、ネパールのもつ地理的特性ならびに大半の民族が文字をやっていなかった等の事由により、信頼できる資料に基づいて確定できるのは17世紀に入ってからである。また現在のネパールが今日の範囲に決ったのは18世紀のグルカによるネパール統一以後のことであり、それ以前のネパール史はカトマンズ盆地の王朝の歴史が中心となり、それ以外の山岳地帯には歴史を有するほど進んだ文化をもつ民族が少なかったということである。

1.3-1 古代 — 神話時代 —

まず年代記や伝記によってその古代史をながめてみる。カトマンズに住むこの谷の先住民といわれるネワール族の間にはさまざまな建国説話が伝えられているのが「スワヤング物語」といわれるものである。太古の時代カトマンズ盆地は一面の湖であった。そこに中国の北方からマンジュシュリ神が世界の屋根であるチベット高原を越えて、ヒマラヤの険しい門を通り美しい円形の湖であったナガ・バサの岸にやってきた。彼は湖の岸を歩きまわりその南端にあるチョバルの岩を剣で打ち切った。やがて水はインド方面に流れ出し湖底の土地が次々と浮び上がった。乾いた谷に彼の腰から派生した人々が彼と共に定住したといわれる。また南から移住した民族によってはインド的に脚色され、この主人公はヴィシュヌ神にとって変り、のこぎりのようなすどい歯をもった指輪を投げつけて岩を切裂いたといわれる。この物語りのできた時代はだいたい西

暦1～2世紀から4～5世紀の間にかけてのことと思われる。

古代史、中世史に関する資料としてパンサバリがある。パンサバリは王朝群であり信頼できる歴史書ではないが、同書にはゴパール(Gopal)王朝ならびにキラータ(Kirata)王朝の名がみられる。また、中部ネパールの住人であったグルン族は、王に相当する支配者がいたことが知られている。ネパールが早くから商業拠点として栄えていたことは、インドのマガダ国の商人たちが同地を訪れて、その特産品である羊毛の毛布を仕入れてインドに持ち帰ったことが知られていることからもうかがえる。紀元前700年頃までに、ネパール谷に三次にわたってキラータといわれる一族が移動してきたといわれている。キラータについてはインドの諸伝説(ヴェーダ、マハバラータ等)にも語られているが、その人種については不明である。キラータ朝の初代はヤラムパールで、この王朝は29代725年ほど続いたといわれる。キラータ朝がネパール谷に栄えていた西紀前563年頃コーサラ国の支配下にあったカピラ(Kapilabastu)城でスッドダナ(Suddodhana)王の息子としてシッダルタ(Siddhartha)が生まれた。彼が後に正覚を得て仏陀となった釈迦その人であった。またキラータ朝の14代ストウーコ(Sthuko)王の時(西紀前240年)インドのマウリヤ朝のアショカ(Asoka)王はネパールを訪れ、パタンに4か所にストゥパ(現存する)を、釈迦の生誕地ルンビニの園に標柱(現存する)を建てたといわれる。西暦紀元頃に西北インドに興ったクサーナ(Kushana)朝はインド平原のインド王達を圧迫し、キラータの王族はこのヒンズーの侵入者の波に押し流されてしまい、ここにリッチャビ(Lichhavi)朝が抬頭してきた。

歴史的に実証されているネパール最古の王朝はリッチャビ王朝である。この王朝は西暦4世紀ごろにインドからネパールに入った王家によって興されたといわれるが、その初期においてはインドのマガダ国の属国となっており、マーナ・デバ(Mana Deoa)王の時代に入って始めて独立したものと思われる。マーナ・デバ王は西暦4～5世紀ごろネパールの王となり銅貨を鑄造し発行した。この銅貨については中国の求法僧、玄奘法師の大唐西域記にも記載されている。次にリッチャビ王朝を受けついだのがアムシュ・バルマン(Amsu Varman)王であった。この王はリッチャビ王家の家臣であったのが王に世継がなかったため、その王家を受け継ぎ、6世紀後半から7世紀前半にかけて在位した。この王の時代は教育の普及、文芸の隆盛、官廷詩人の活躍、ヴェーダの

占星学などネパール史中の黄金時代の基礎を築いた。そのカイラス・クトと名付けられた壮麗な王宮や、1万人を収容するという大広間のことは当時インド(天竺)を訪れた唐時代の中国の求法僧も記している。アムシュ・バルマン王は当時チベットに強力な王国を築いていたソン・ツァン・ガンボ(Srong - Tsong - Gampo)王に王女の一人ブリクティを与えた。王家はヒンズー教徒であったといわれるがこの時代のネパールはむしろ仏教が一般的でチベットに嫁したブリクティ王女は唐から嫁したもう一人の妃文成公主とともにチベットに仏教を広めることに大きな貢献をした。すでにこの頃からネパールとチベット間の政治的、経済的さらには文化的な交流が行なわれていたことがうかがえる。リッチャビ王朝と次のマルラ(Malla)王朝との間には、タクーリ(Thakuli)王朝とかカルナート王朝の名がバムサバリに見えるが、これらの王朝が実在したかどうかは確かでない。

1.3-2 中世 —ネパール王朝時代—

ネパールの中世は通常13世紀から18世紀中葉にかけて6世紀にわたり栄えたリッチャビ王朝にとって代り栄えたマルラ王朝を指している。マルラ王はすでにリッチャビ王朝のころからカトマンズの西方にあって、しばしばカトマンズ盆地を席卷していたことが知られている。リッチャビ王朝の崩壊後カトマンズ盆地の支配権をめぐる混乱が続いたのに乗じ、13世紀初頭にアリマルラ・デーバ(Ari Malla Deva)王がこの盆地を征服した。次の王アバヤ・マルラ(Abhaya Malla)王の時代に至り盆地内は完全に平定され、マルラ王朝の基礎が築かれた。

このマルラ王朝の時代がネパール文化史の黄金時代といわれ、カトマンズ盆地の豊かな土壌による農産物と手工業が発達した。チベットとインドを結ぶ長距離貿易の中継地としての地理的利点を得て商人の活躍が盛んとなった。それにもなってチベット文化とヒンズー文化の融合が進んだ。商業の発展により盆地は潤い、富が蓄積され商人は王よりも富んでいたといわれ、盆地内には壮大な寺が数多く建造された。大乘仏教の一派であるバジュラ派が信仰され仏教およびヒンズー教の寺では多くのサンスクリットの教典が古典ネパール語に訳された。当時の市街を中世そのままの景観をたたえて今日のバタン市は往古をしのばせてくれる。この文化は、文化の開華のにない手となったカトマンズに居住するネパール族の名をとって、ネパール文化と呼ばれている。

マルラ王朝の最初の王はアリマルラ・デーバであるが、多くの王の中で最も有名なのが1380年から1394年まで王位にあったジャヤスティティ・マルラ (Jayasthiti Malla) 王である。同王は各種の改革を行なったが、刑法の改正、田畑家屋の等級を定めて課税規準を作り、さらにカースト制度を定めたことは有名である。この頃インドから徐々にカースト制度が侵透しつつあったがジャヤスティティ・マルラ王は国民を64の階層に分けた。この制度はインドにおけるそれほどに厳格なものでなく、むしろ職能別の分業制度であった。ジャヤスティティ・マルラ王の孫に当るヤクシャ・マルラ (Yaksha Malla) 王も強力な王であり国の版図を拡張した。しかし彼の没後マルラ王国は次男ラトナ・マルラ (Ratna Malla) がカンティプール (現カトマンズ市) を主都として独立し三男ラナ・マルラ (Rana Malla) はバドガオンに王都をおき婿養子ジャヤ・シン (Jaya Singh) はバタンに独立し、カトマンズ盆地内にカトマンズ、バタン、バドガオンの三王国が並立した。これにならって諸王族が独立し内紛に明けくれする分裂群小国家となった。1736年ジャヤブラカッシュ・マルラ (Jayaprakash Malla) が王位に着いたが、大きな力をカトマンズにおよぼしつつあったグルカ朝との団結を悟りながらも手を結べず1769年英国に援助を求めるも入れられずグルカ朝のプリティヴィ・ナラヤン・シャハ (Prithivi Narayan Shah) 王に敗北した。現存するヒティと呼ばれる上水道の設備ならびに下水道などはマルラ王朝時代の遺産である。またこの頃多くの仏典や医学、薬学、星座学等の教典がサンスクリットから古典ネワール語に訳された。このように栄えたネワール王朝であったが、18世紀初頭にはカトマンズ盆地内で三王国が互いに争って勢力を失い、西方のグルカ王によって亡ぼされたのである。また中世のカトマンズに栄えた早熟なネワール文化はその文化の黄金期を過ぎ、民族文化の衰退期にさしかかっていたこともマルラ王朝崩壊の原因の一つであった。

この頃ネパール各地にはインドから移住したラジプート系の王たちが各地に小土侯国を築いていた。カトマンズの近くにはチョウビン・ラジャ、すなわち22土侯と呼ばれた多くの小土侯国が群立していた。西ネパールの22土侯のうちマルラ (Malla) 土侯国は最近脚光をあげ、徐々に明らかにされつつあるがカトマンズ盆地のマルラ王朝との関連等は明らかでない。タライ地方では1097年ネパール南部を攻めて王国を創立したナンヤ・デバ (Nanya Deva) 王が知られている。主都シムラウン (Simuraun) の名を取りシムラウン朝と

呼ばれるこの王朝も1337年に回教軍に滅されたがハリ・シン・デバ(Hari Singh Deva)王が再建し、28年間統治が続いたといわれる。1387年に中国の使節がハリ・シン・デバ王統の二代目マテ・シン・デバ(Mati Singh Deva)王の時、同地を訪れ彼をネパール王と認めたと伝えられる。

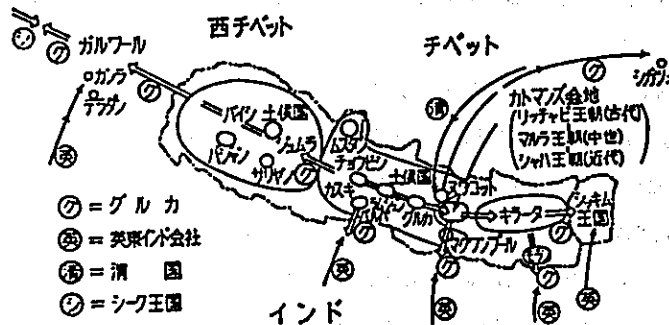
1.3-3 近代 — 国土統一と鎖国 —

ここで近代とはシャハ(Shah)王朝による国土統一(1769年)からラナ(Rana)家による専制政治の時代をいう。

現王朝たるグルカ朝の祖先は、ウダイプールのラジプート族であった。デバ・シャルマ・バッタラ(Deva Sharma Bhattarah)は回教徒に破れて故地を去り、ネパールのバルバに入つてビルコットに定着した。彼の二人の子カンチャ・カーン(Kancha Khan)とミチャ・カーン(Micha Khan)はそれぞれドールとスワコットの主となった。この一族は西部に広がって支配権をのびていった。この頃14~5世紀ごろから山岳地域のモンゴロイド系の先住民(グルン族、マガル族など)を従えて各地に豪族的な土侯として君臨していた最強のものが中部ネパールのグルカにおけるグルカ土侯であった。44代目のドラバヤ・シャハ(Drabya Shah)は遠征してこのグルカ土侯を手中にした。戦略家の一人であるラム・シャハ(Ram Shah)は、グルカ周囲の村々を併合し、はてはチベットとも衝突する拡張政策をとった。52代の王ナラビバル・シャハ(Narabhipal Shah)の時ついにカンティ・プール(カトマンズ)バクタプール(バドガオン)およびラリティプール(バタン)のネパール盆地内の三首都にせまった。何回かの戦闘ののち、プリティヴィ・ナラヤン・シャハ(Prithvi Narayan Shah)は1764年に盆地内のキルティプールを占領し、その後1768年にいたりカトマンズ、バドガオン、バタンの三国を占領した。これによって統一国家ができ上がったが、シャハ王朝の開びやくは1769年とされている。プリティヴィ王はカトマンズを占領すると直ちにネパール各地に軍を派遣し、多くのチロウピシ土侯国を次々と平定していった。その方法はある時は武力をもって、またある時は平和的に土侯の娘を人質とする婚姻政策によって国土の統一化を進めた。また法と秩序をもたらし、文芸、通商を奨励し、軍に洋式訓練し国と王朝を守らせた。英国商人に対しては「白い商人は白い兵士となりやすい」と入国を許さなかった。プリティヴィ王に次いで即位したシンガ・プラタプ・シャハ(Singha Pratap Shah)、さらに次のラナ

・バハドゥール・シャハ (Rana Bahadur Shah) の3代でネパールの国土統一をほぼ完成し、今日のネパール領土の基礎が築かれた。

図1-7 ネパールの歴史地図 (18世紀→19世紀初頭)



ネパールの歴史地図
(18世紀→19世紀初頭)

東には当時リンプアンといわれたライ族、リンプー族の土着民の首長たちがいたが、これをおさえその東のシッキム王国と対峙した。さらに西方のバイシ土侯国には強力な軍が送られ、西ネパールで最強の土侯でバイシ土侯の中心であったジムラ土侯は最後までグルカ軍に抵抗したがついに滅ぼされた。グルカ軍はさらにインドのガルワール地方にまで進出した。しかし武力的に圧せられはしたものの西部ネパールの諸土侯は決してグルカ王に服従していたわけではなく、西部ネパールのラジャ制度は1960年に至るまで存在していた。ラナ・バハドゥール・シャハ王は幼少だったため叔父のバハドゥール・シャハが摂政となった。ネパール統一と前後してその勢力は更に北方と南方に向けられた。バハドゥール・シャハは、1788年チベットの支配下にあったシッキムに侵入し、領土割譲の代りに質納させ、さらに2年後再度侵入し、これを併合した。1790年にはシガツェに侵入してタシルンポ寺院の財宝を奪った。この戦争の結果ネパールは清国の乾隆皇帝の派遣した遠征軍を1792年にネパール国内で迎えうち、両者は同年秋に休戦した。ネパールはタシルンポ寺院から奪った財宝を返却し、清国皇帝に対して5年に一回の朝貢を送ることを約束し、これは1912年の清朝崩壊まで続けられた。

一方南のインド平原に対しても兵を出したが、中でもネパールのバルパからその南のプトワール地方の支配者であったアウド (Audo) 王国の領土を侵略し、その支配をめぐってベンガル地方を席卷していた英国の東インド会社 (East India Company) と対立した。当時英国はインドにおいて武力的な手

を申しつつありチベットに着目していた。1793年には英国の軍人カークパトリック（Kirkpatrick）が初めてカトマンズを訪れた。彼は清軍と苦戦するネパール軍が東インド会社に対して援軍を求めた結果、その調停者として遣られたものであったが、カトマンズに着いた時には、すでに清とネパールとの間には休戦が成立した。彼は第3国人として最初のネパール入国者であったが、実質的な条約や協定などの取り決めはできなかった。英国は1802年にもノック大尉（Capt. Knok）を約1年間使節としてネパールに派遣したが、門戸を開放する気配はなかった。この頃のネパール宮廷内は国王が除けものにされ、皇太后や家臣たちが摂政や宰相の地位をねらい内紛が度重なっていた。1805年にビム・セン・タパ（Bhim Sen Thapa）が宰相となるや宮廷内の紛争もかさまり、再びグルカの膨張政策がとられた。インド平原に向ったネパール軍は、ガンジス平原の沃野を目指して、ビハール地域の200村以上を占領したという。1813年にモイラ郷がベンガル総督となり、彼は強硬な軍事行動をもってネパール軍の侵略に対し断固反撃に出、1814年11月にネパールに対して宣戦を布告した。英国は山岳戦で手痛い打撃を受けたが、大砲の偉力で英軍は少しずつネパール軍を退却させた。苦戦したネパールは、救回にわたり清国皇帝に援軍の派遣を求めたが、清国側はネパール自国の境界外のことであるとして要請を無視した。1816年3月に両軍は停戦協定を結んだがこれがセゴリ条約（Segauli Treaty）である。この結果、ネパールはマハカリ川以西のガルワール地方を放棄し、またインド平原続きのタライ地方で占領した村落からも撤兵し、それに対して英国はネパールに年額20万ルピーの金を毎年支払うこととなった。のちに英国はこの20万ルピーの支払いの代りにタライ地域をネパールに与えた。特記すべきは、この条約によって英国がカトマンズに駐在使節を置く権利を獲得したことである。以後、英国はネパールのグルカ兵の強力さに着目し、ガルワール地方の戦闘で捕虜としたグルカ兵を中心にグルカ大隊を編成しアジアの植民地支配を行なった英国の忠実な兵士として尽させた。ネパールは以後1950年に鎖国を解くまで英国とのみ外交を保ち、親英政策により半ばその保護下にあったとはいえ、ずっと独立を守った。

カトマンズ盆地からネパール全域にわたって支配権を確立したグルカ王朝、すなわち王の姓をとってシャハ王朝ともいうこの王朝は初代のブリティヴィ・ナラヤン王、3代目のラナ・バハドゥール・シャハ王のような秀れた王もいたが、宮廷内では政治の実権をねらう争いが断えず極めて不安定な状態であった。

19世紀初頭には宰相の地位をめぐるパンディー(Pande)家とタパ(Thapa)家の争いがあり、1805年ピム・セン・タパが宰相になると一応内紛は平定した。彼は30年間にわたって王に代る皇太后の摂政と組み、ネパールの政治を左右した。1837年に再びパンディー家のラナ・ジャン・パンディー(Rana Jang Pande)が宰相になり、その後約10年間多くのものが宰相の地位をねらい王宮内では陰謀、裏切りや暗殺などの内紛が続いた。1846年の9月15日にラナ家のジャン・バハドゥール(Jung Bahadur Rana)により「コートの大虐殺」が行なわれた。これは王宮内のコートと呼ばれる国王の謁見場に集まっていた主たる家臣55名がジャン・バハドゥールの兵によって虐殺された事件であり、これによって彼に対抗するものがなくなった事件である。これによってジャン・バハドゥールはちょうど日本における徳川幕府に似た世襲制の宰相となり国主に代って國家を統治する専制独裁制度を確立し、この独裁政治は1950年のネパール開国と王制復古にいたるまで約100年間続いた。この間ラナ家は国王を王宮に軟禁して何らの自由行動も認めず、国王の有する立法権、司法権、外交権など一切の権限を得た間接的君主國家の体制を築いたのであった。ラナ家による国内統治は極めて独裁的なもので国民は言論、出版、集会等の自由さえも奪われ教育の自由さえも与えられなかった。ラナ一族は文武において高位高官の地位を独占し、ビルタ(Birta)という免税農地の封土を与えられた。またネワール族を下級官吏、中部ネパールの山岳地帯に居住するグルン族、マガール族等を兵士に、東部ネパールのライ族やリンブー族を警察官とするなど、たくみな分割統治政策がとられた。こうした伝統は今日まで引継がれている。ジャン・バハドゥールは最初英国に対して懐疑的であったといわれるが、1850年英国に招かれ、帰国して完全に親英的となったといわれる。1855年には背後に英国をおいてチベットと戦い有利な条約を勝ち取った。一方その翌年セポイの反乱にあたっては6,000名の兵をインドに送り英国を助けている。ジャン・バハドゥールの死後もマハラジャは英国の王室と親交を結び、直系のラナ家の男子は生れながらにして将校の地位を得、英国の陸軍士官学校に送られ厳格な軍人教育を受けるようになった。この頃の地方行政はハモムと呼ばれる長官によって行なわれた。西ネパールにおいてはバイシ・ラジャの土侯たちがその領土内における政治、司法の権限を有し、他方ラナのマハラジャは国王から「ラムジュン及びカスキ王」の称号を得て、宰相でありながら地方土侯のタイトルをも有していたのである。

ラナ時代の宰相中最も英君といわれたのはチャンドラ・シャムシエル・ジャン・バハドゥール・ラナ (Ohandra Shamsheer Jung Bahadur Rana) である。彼は1901年から29年まで宰相の地位にあったが、その間数々の改革と業績を残した。最も有名なものはムルキ・アイン (Mulki Ain) というネパールの民法典を大規模に改編したことで、妻の夫への殉死 (サティ) を禁止した。1924年には奴隷の解放を行ない中世期的なネパールの社会を少しずつ近代化していった。ネパールの各地の河川に鉄製の釣橋がかけられカトマンズとインド国境を結ぶ荷物輸送用ロープウェイが建設された。また発電所、上水道設備、病院、郵便局、電話局なども作られ、さらにネパールで初の国立高等教育機関としてのトゥリチャンドラ・カレッジを創設した。この学校の開校式の際チャンドラ・シャムシエルは「この学校はネパールの将来をにやう者たちを養成しようが、またこの中からラナ家に反抗するものをも育生することになる。」と述べたと伝えられる (30年後にそのとおりとなった。)。ネパールの親英政策はジャン・バハドゥールの頃より変らなかつたが、チャンドラ・シャムシエルの時代にますます強まり、第一次世界大戦中には英印軍に多くの兵士を送り、代償として英国より年100万ルピーの金を受取った。さらに第二次世界大戦中にはのべ10万人におよぶ兵が英印軍がアジア各地で戦った。インパールで日本軍と戦った英軍の主流はこのグルカ連隊であった。チャンドラ・シャムシエルの死後等のビム・シャムシエル (Bhim Shamsheer) ・J・B・ラナが、さらに1932年にはジュッタ・シャムシエル (Judha Shamsheer) ・J・B・ラナが宰相となった。この時代にネパールは更に近代化が進められた。国内に市中銀行であるネパール銀行が設立され会社法も設定された。民間会社も生れピラトナガールヤビルガンジなどではジュート工場、マッチ製造、製材、製糖等の小規模工場が建てられた。国内の交通路も整備されビルガンジとアムレクガンジ間には狭軌の鉄道が敷設された。

1.3-4 現代 — 開国以後 —

第2次世界大戦後はかたく門を閉ざしていたこの地にも自由の風がふき始めた。1930年代に入るとインドに留学するネパール人青年が益々多くなってきた。彼らは当時英国からの独立を勝ちとるべく英国に対し抵抗運動を大々的に展開していた国民会議派の運動を眼の当りにみた。多数のネパール人留学生達はインドの独立は、彼らネパール国民の支配者であるラナ家と結ぶ英国を追放

することは、ひいてはネパール国民の解放に通ずるとしてインドの独立運動に参加した。特に政治意識に眼覚めた青年達は、1936年に「ネパール・ブラジャ・パリシャド党」(Nepal Praja Parishad)を結成し、ラナ専制政治に反対してマハラジャの退陣とネパールの民主化を要求したが、彼らはラナ宰相によって解散を命じられた。さらにこの政党に対するラナー族の弾圧はますます1940年までに大半の党員が逮捕され4名の指導者は死刑にされた。こうしたラナー族の弾圧にもかかわらず、もえついた火はさらにネパール国内に拡がっていった。ネパールの民主化の父といわれるクリシュナ・ブラサド・コイララ(Krishna Prasad Koirala)はピラトナガールで私塾を開き、後にネパール国民会議派の闘士として首相となったマトリカ・ブラサド(Matrika Prasad)やビシュウエシュワル・ブラサド(Bishweshwar Prasad)などのネパール近代化の柱となった青年達を養成した。インド国民会議派の影響を受けたネパールの青年達は、1947年1月にインドのカルカッタにラナ家打倒の運動の士が集まって「ネパール国民会議派」(Nepal National Congress)を結成した。1947年、インドが待望の独立をするやネパールの反ラナ運動はますます激化していったのである。彼らはカトマンズの獄中にいたブラジャ・パリシャドの闘士、タンカ・ブラサド・アチャリヤ(Tanka Prasad Acharya)を総裁に、その代理にB・P・コイララを選出した。そして、彼らはインド側の国境からネパール国内に侵入しテロ活動を行ない、またピラトナガールの工場労働者のストライキを組織支援した。カトマンズにおいてさえも地下組織がサボタージュ等を指導し、そのうち公然と非服従運動(サチャグラハ運動)を行ない次々と逮捕された。こうしたゆれ動く政情の中でラナ家専制政治の幕切れ近いことはラナ家の者たちにも感じられインド各地に亡命する者もでてきた。反ラナ運動の青年達は後進的なネパールの国民感情をつかむため「王政復古」という大義名分をうたい、王宮に幽閉されていたトリブバン(Tribhuvan Bir Bikram Shah)国王に同情し同王と結んだ。一方ラナ家側はインドのネルー首相に調停役を頼んだが、ラナ専制政治に批判的で冷淡であったインドの協力は得られなかった。ラナは不満分子を静めるため独自の国内改革を考え、1948年に宰相パドマ・シャムシエルはネパール史上初の成立憲法を制定した。この憲法は形式的には立法、行政、司法の三権を規定しているが、実際はマハラジャによる専制体制を擁護する世界史上唯一の「君主制的間接君主制の憲法」といわれるものであったが、この憲法はほとんど実施され

ることなく終わった。これは国王に代って国政をとるラナ宰相による間接的な政権を明文化したもので、ネパール民主化要求の声を容れてパンチャット制による代議員選出をとり入れ、さらにマハラジャが三権の最高権限を独占しているものであった。1950年11月6日、王宮に軟禁されていたトゥリブバン国王は王宮を脱出、在カトマンズインド大使館に保護を求め、インドから送られた飛行機でニューデリーに亡命した。これを契機にネパールの反ラナ体制組織はぞくぞくと国内に向い、武力を使用した抵抗運動を行なった。驚いたラナ側では、たまたま手違いで王宮内に残された3才のギャレンドラ (Gyanendra Bir Bikram Shah Deva) 王子をネパール国王に立て、インドに調停依頼をしたが、民主化をすすめる反ラナ体制を支持するインドは冷淡であった。ネパール国民会議派は1950年4月にネパール民主会議派 (Nepal Democratic Congress) と合同し「ネパール会議派」 (Nepal Congress) とその党名を改めラナ専制政権打倒という点で多くのものが団結した。またムクティ・セナ (Mukti Sena) といわれた解放軍がインド領各地からネパールに進軍を始めた。1951年2月にトゥリブバン王を支持するインドはデリーにおいてラナ政権、国王、ネパール会議派三者の政治的斡旋を行ない、妥協してトゥリブバン国王は国民の圧倒的な歓迎を受けてカトマンズに帰還した。同年2月18日、国王はラナ家のモハン・シャムシエルを首相にラナ側から5名、ネパール会議派からB・P・コイララを内相として5名、合計10名の閣僚からなる暫定内閣を発表し、ここにラナ体制は終了したのである。またこれを契機に固く門戸を閉じていた諸外国への扉を開き、開国の第一歩をふみ出すこととなったのであった。

1.3-5 日本との交渉史

ネパール王国は久しく鎖国政策をとってきたが、それにもかかわらず我が国との関連は古い歴史をもっている。明治中頃にネパールより数人の留学生が日本に送られたことが知られていたが、その事象については不明であった。これが筆者らの調査によって明らかとなったので紹介しておきたい。

ネパール人青年の日本留学は2回にわたって行なわれた。その第1陣は1901年(明治34年)に8名の留学生がボンベイより船で日本に留学したのであった。当時ラナ家は軍隊、兵器その他工業についての近代化を考慮していた。時の宰相デブ・シャムシエル (Deb Shamsheer J.B.Rana) は近代化に情熱を

注ぎネパール人学生を海外に留学させることを考えていた。彼自身日本に関してはまったくの無知であったが、たまたま日本を訪れ帰国したばかりのインドの旅行家スワミ・プラナンド・ギリ (Swami Puranand Giri) から日本に関する報告を聞きおよび、またネパールと日本の間の数々の類似性をスワミ・ギリが指摘し、日本が留学先に選ばれたという。デブ・シャムシエルはネパールの近代化に心をくだいたにもかかわらず、その進歩的考え方のために保守的ラナ達にカトマンズを追放され東ネパールのイラムに左遷され、さらにインドに出てその一生を終ったという。しかし、青年達の日本留学は次の宰相となったデブ・シャムシエルの弟チャンドラ・シャムシエルによって実行された。チャンドラ・シャムシエルはラナ家歴代の宰相の中でも名君といわれた人物である。留学生達はスワミ・ギリの案内で日本に出発したのである。留学命令書には次のように記されている。「諸君は宰相の命により中国の近くにある日本なる国へ、ネパールとネパール政府にとって有益なる勉学をなすため留学するものである。日本において勉学に要する全経費はネパール政府が負担する。諸君は日本に到着してからは宰相に命じられた主題について勉学し技術を修得するよう要求されている。日本は仏教国であり、諸君のカーストは下降されることなくまた諸君の社会的地位も現況と同じものである。また、1901年4月21日までにボンベイに到着し、ボンベイから日本へはトムソン・クック (Thomson Cook) 郵船の船に便乗すること。なおスワミ・プラナンド・ギリを案内として指命するので旅行中は彼の忠告を守ること。日本においては在日英国大使が諸君の世話をしてくれ、また後見人となってくれる。したがって諸君の勉学にあたっては大使閣下の忠告に従い、また同時に問題点等について相談し、報告を行なうこと。なお諸君は二度目の英国大使館訪問からスワミ・ギリを同行してはならない。日本においては、勤勉さと品行を保ち、日本人との間に紛争を起してはならない。宰相は下記のとおり奨学資金と旅費を支給するものである。

旅 費 (往復)	7,000ルピー
家賃、学費、生活費等	14,840ルピー

諸君は各自一名の使用人同行を認められる。諸費用はトーマス・クック郵船会社にて交換できる。また同社に依託した資金は必要に応じて引出すことができる。

月額奨学資金	150ルピー
Jang Narshingh Rana	

Dip Narshingh Rana	150ルピー
Deb Narshingh Rana	150ルピー
Bhakta Bahadur Basnet	100ルピー
Bal Narshingh Raimajhi	100ルピー
Bichar Mar	80ルピー
Rudra Lall	80ルピー
Hem Bahadur Rajbhandari	80ルピー
Swami Purananda Giri (ガイド)	180ルピー

諸君は帰国後所要経費の領収書を提出しなくてはならない。

宰相の同意を得て署名する。

Col. Kesar Narshingh. J

留学生の派遣にあたってカースト制に気を使ったことがうかがわれ、また為政者であったラナ家のものは優遇されたことがわかる。各自1名の使用人同行が認められたが、実際には3名のラナは更に1名ずつのコックの同行が認められたのである。彼らの日本国内における動向は確かでないが、本国への報告でお互いが「芸者遊びをしている」などと争いがたえなかったようである。彼らのうち、ジャン・ラナとバクタ・バスネットは軍事技術を、デブ・ラナとバル・ナイマジィは鉱業技術を、ディップ・ラナは東京帝国大学(東大)で農業技術を、ピチャール・マンは窯業技術を、ヘム・ラジバンダリーは神戸の芝浦鉄工所で機械技術を、さらにルドゥラ・ラルは製紙技術を学んだといわれる。帰国後の彼らはいずれも不幸な晩年を過している。ジャン・ラナは極めて行動的であり新しい思想と技術をネパールに招来した。しかし彼はネパールで最初の手りゅう弾を作ったため、危険人物とされカトマンズから追放された。ディップ・ラナは新しい農作物の種子をもたらし、ネパール最初のかんがい用水路をタライに作ったが、これが洪水に流されてから、彼もタライにおいて若死した。ピチャール・マンとルドゥラ・ラルについては手がかりがないが、窯業ならびに紙工業に関する計画を提出したと思われる計画は具体化されなかった。バル・ナイマジィーとバクタ・バスネットはそれぞれ兵器局および鉱山局に勤め、ネパールで最初の無煙火薬を作り上げた。この時の火薬工場はスワンプナードに残っている。ヘム・シン(後にラジバンダリーと改名)は日本で学んだ機械技術を軍の戦略に用い第2次世界大戦にはネパール軍(グルカ連隊)の中尉として従軍した。前外務大臣ラジバンダリー(Gehendra Bahadur

Rajbhandari) は彼の孫である。この他留学生達は共同でカトマンズ南面にあたるファルピンに最初の水力発電所を建造したり、スンダリジャルにある兵器庫を再建した。このように留学生は帰国後それぞれの分野において大きな貢献を残したのであるが、日露戦争に勝ち、意気あがる日本から学んだ軍事知識は、かえって彼らに不幸な晩年を強いたのである。留学先として日本が選ばれたことは、まず第一にネパールが極度に警戒していた西欧の強い影響をうけることなく西欧流の「自由」の外で勉学できたという政治的理由、第二にキリスト教に毒されることなく、カーストを維持したまま、かなりの類似性をもった日本の社会に入れたという社会的理由が考えられる。

さらに1916年(大正5年)には2名の留学生が日本に送られた。J・S・Malla とその弟P・S・Malla である。彼らはネパールでサンスクリットを学んだ河口慧海師らの努力によっての私費留学であった。P・S・マラは現ネパール外務省Under Secretasy Mrss. Shahの父であり現在貿易の仕事をしている。P・S・マラは浅草にあった東京高等技術学校(現東京工業大学)に入学したが、言葉の困難さから日本での勉学をあきらめアメリカに渡り、そこで電気工学の学士号を得た。彼の兄J・S・マラは学校にも入学せず、日本における政治活動に興味を示し、後にネパールに帰国後も同様であったという。P・S・マラの話によれば当時東京での生活費は学費、食費、寄宿料を含め1か月80円であったという。P・S・マラはラナ宰相の許可なく出国したためカーストをはく奪され、長くインド市民としてインドで生活していたが1943年に罰金としてカトマンズにあるヒンズー寺院バジュバテ・ナートに1.7パイサ(5円30銭)を支払い再度カーストを獲得したのであった。

一方かたぐい閉鎖していたネパールであったが、この間我が日本からも数々の僧侶達が教典を求め、またチベットに潜入する手段としてネパールに入国していた。1899年(明治32年)1月26日、チベット服を身につけた乞食僧がビルガンジーのネパール国境を越えた。若き日に釈迦一代記を読んで感服し仏教の原典を求めて旅に出た堺の人、河口慧海であった。彼はひたすらに身分をかくし、カトマンズのスワヤンブナートでチベット語、サンスクリットの学習に励んでから中部ネパールのダウラギリ、アンナプルナ両巨峰の間をぬけ1900年(明治33年)7月4日国境に達しチベットに潜入、ラサに至ったのである。これは、ネパールが最初の留学生を日本に送る3年前のことであった。後にチベットで世話になったラマの高僧が外国人である慧海をかくまったことと逮捕さ

れたと伝え聞き、慧海は恩人達の釈放をネパール国王に依頼するため2回目のネパール入りをしたのである。1903年(明治36年)1月のことである。当時のチベットは外国スパイと知らずに接触しただけで死刑に処せられた時代であった。チベットと英国とは全く断絶していたが、チベットとネパールとは友好関係を維持していた。幸いに慧海はネパール国王からチベット法王に上書文を送ってもらい、さらに日本に多数の経文や仏像を招来した。慧海は2人の国王、つまり形式的な国王とラナ宰相がいたことを驚きをもって記している。また後にネパールから送られた「留学生の実態について知らせたい」旨ラナ宰相より依頼を受けている。慧海によるネパールと日本との接触はこうして密入国から始まったのである。1903年(明治36年)5月20日にひとたび日本に帰った慧海は息付く間もなく1904年(明治37年)10月再びインドに向い、1905年2月から12月まで3度目のネパール入りをはたし、サンスクリットの研究と経典の収集を行なった。

1902年には西本願寺の大谷光瑞が大谷探険隊の一員清水黙爾を教典を求めてネパールに派遣している。1912年(大正元年)には青木文教が共にインドの仏蹟巡拝を行なっている光瑞の命を受け、チベットに秘かに東部ネパールを通過して留学した。1912年12月には河口慧海、高楠順次郎、長谷部隆諦、溪道元、増田慈良ら仏教学や梵語学の権威者たちがインド国境を越えて釈尊の生誕地ルンビニに詣でた。さらに1913年1月には河口、高楠、長谷部の3名はカトマンズに入り梵語の研究を約1か月にわたって行なっている。このようにまづ日本とネパールを結んだ開拓者たちの足跡は仏典を求め、あるいは聖地への巡礼など仏教と強い関わりがあった。

さらにネパール開国前のネパール入国者としては、1933年9月にインドのサルナート(鹿野苑)の仏寺で釈迦一代記の壁画を書いていた仏面師、野生司香雪はカイザー(Kesar Shumsher Jung Bahadur Rana)元師の招待を受け、当時の在インド日本大使館つき武官井出鉄蔵大佐とともにカトマンズを訪問した。さらに1936年(昭和11年)に建築学者天沼俊一教授が仏塔建築の調査のためカトマンズを訪れている。このほか、1937年に深井竜雄氏(前イラク大使)がネパールを訪れまたサンスクリット学者楠亮三郎博士も同地を訪れた。その後第2次世界大戦の嵐に入り、ネパールと日本の関係もしばらくとだえることとなった。

再び両国民の接触が開かれたのは1952年になってからである。その端緒は

ヒマラヤ登山(マナスル峯)の許可を得ようとネパールとの接触を求めていた西堀栄三郎氏が単身カトマンズに入ったことにより開かれ、日本隊によるマナスル登山と学術調査旅行ならびにそれに対応するネパール青年2名の日本留学が実現した。わが国との外交関係は1956年5月、マヘンドラ前国王の戴冠式に在印日本大使であった吉沢大使が出席したのを契機に両国間の外交関係樹立の気運が高まり、同年7月、両国政府間に「両国内法上の手続きをへて可及的すみやかに外交関係を樹立することで合意が成立した」旨の正式発表が行われた。さらに同年9月1日ニューデリーにおいて吉沢駐印大使とバンダリー駐印ネパール臨時代理大使(初代駐日ネパール大使となった)との間で大使交換に関する公文が交換され、両国間の国交が正式に結ばれた。その後、ネパールから首相や王弟御夫妻の来訪に次ぎ、1960年春、国王、王妃両殿下が来朝、わが皇室の賓客として歓待を受け、これが契機となって我が国から最初の電源開発調査団が派遣されることとなった。これに対し日本からは数多くの登山隊、技術協力など多くの人々がネパールを訪れることとなり、1960年12月には我が皇太子同妃両殿下が、ネパール国王同妃両陛下御来訪の答礼として、天皇陛下の御名代でネパールを訪問、両国民の親近感を深められた。1965年7月に在日ネパール大使館が東京に開設され、1968年2月にはカトマンズに在ネパール日本大使館が開設された。1967年4月から8月までビレンドラ皇太子殿下(現国王)がわが国に留学され東京大学において勉学された。更に1970年2月のビレンドラ殿下御成婚式には常陸宮同妃両殿下が天皇陛下の御名代として御出席された。また同年3月には万国博御出席のためマヘンドラ前国王同妃両殿下ならびにネパール皇室の方々が訪日された。

1.4 政 治

1.4-1 現代政治史

1950年から51年にかけて行なわれたネパールの王政復古と民主化は、トリブバン国王がインドの強力な援助のもとにネパール会議派、ラナ家側の両者を組合せ妥協の上に成り立ったものであった。これは両者の体質の相違から両勢力間の争いは断えず、成立後わずか8か月でネパール初の内閣は総辞職に追い込まれた。国王はそれまで国外にいたM・P・コイララに組閣を命じネパール会議派を中心とした新内閣をまとめたが、この内閣に会議派の指導的立場

にあった弟のB・P・コイララの名前がなく、兄弟間の不和が伝えられていた。この頃、ラナ時代に投獄された反ラナ活動の闘士が出獄した。彼らのなかでも10年間獄中にあったタンカ・ブラサド・アチャリヤ(Tanka Prasad Acharya)はネパール会議派への入党を認められず、マルクス主義的なブラジャ・パリシャド(Prja Parishad)党を結成した。グルカ地方には保守的なグルカ・パリシャド(Gurkha Parishad)党が、タライ地域には国内の自治州設立を旗じるしとするタライ・会議派(Tarai Congress)が設立された。また共産党はカトマンズ盆地や中部ネパールで強固な地盤を築き、さらに東ネパールに於ては極めて急進的な東ネパールの独立を指導するラシュトリア・マハサバ(Rpshtrya Mahasaba)党がライ族やリングー族によって結成された。ネパール会議派の内部においてすら指導権争いが表面化し、D・R・レグミはネパール国民会議派(Nepal National Congress)を組織して分裂し、反主流派は公然と野党と連絡をもった。こうしてネパールは多数党時代に入り、政治的に安定を確立することはできなかった。この政治不安の続いた時期はインドに、強く内政に干渉を許すこととなり、このころよりネパール国内では反インド感情が芽ばえ、ひいてはネパール人の国家意識育成に寄与するという皮肉な結果になった。

1952年4月に開催されたネパール会議派の党大会においてコイララ兄弟の対立はもはや決定的なものとなり、兄M・Pは弟のB・Pによって党から除名された。B・P・コイララはこの時から実質的に会議派の指導者となったのであるが、内部の混乱はますますひどくB・K・ミスラは人民ネパール会議派(People's Nepal Congress)を組織した。

国王は1954年2月13日に行政、立法、司法の最高権を国王の大権と認め、一つの布告と三つの法令を発効させた。これはネパールの政治史上、事実上司法は独立を失い、民主政治の中で王権が合法的に承認されたという重要なできごとであった。トゥリブバン国王はこのように数々の政治改革に心を砕いたが、1955年3月13日改革の成果を見ぬままスイスの療養先で逝った。

そこで長男であったマヘンドラ(Mahendra Bir Bikram Shah Deva)皇太子は古来からの慣習にしたがって24時間以内に国王として宣言され、1956年に戴冠式を行ない正式に王位についた。国王はまず1956年1月にタンカ・ブラサド・アチャリヤを首相に任命し組閣を命じた。アチャリヤは1955年中共との国交が開かれたのに続き、ソ連その他諸外国との外交関係が開かれ

外交政策に新たな局面を開いたが、閣僚の意見統一がなされず1年半の短命で解散に追いこまれた。次いでK・I・シンが組閣を行なったが、この内閣もわずか3か月半で国王によって解散させられた。

この頃になると世論は総選挙を望むようになっており、デモ行進等の運動を展開して総選挙の実施を要求した。国王は1957年12月に国王の末弟パन्द्रア殿下を議長とする「国家会議」を設立した。この「国家会議」は内閣に代るものであり国王および王家の政治的支配権が確立されたのである。1958年に入り国王はB・P・コイララ、スバル・シャムシエル・ラナなどと協議し、「閣僚会議」を設けて総選挙までの暫定内閣の役をはたすこととなった。この間「国民代表法」によって投票者の最低年令を男女ともに21才とし、候補者は25才と定められ(1958年6月)、無記名投票による選挙を規定し、着々と総選挙の準備が進められた。また1959年2月12日、国王は新憲法を發布した。この憲法は立憲君主制の外見を装った専制民主憲法であった。77条からなるこの憲法は全国109地区から各1名の代表で構成する下院(プラティニデイ・サッパ)と36名のうち半数が下院から選ばれ、あと半数が国王から指名されて構成される上院(マハ・サッパ)および内閣は14名の閣僚で構成され、首相の推せんで国王が指名することが定められていた。

ネパール史上初の総選挙は2月18日から4月3日まで45日間にわたって行なわれた。109議席を目ざして786名の候補者が争ったがこの選挙において108名の候補をたて、共同組合農業をとり入れ、積極的中立主義の外交政策を旗印に闘ったネパール会議派が74議席を獲得する圧倒的勝利に終わった。1959年5月27日にB・P・コイララは8名の大臣と11名の副大臣からなる組閣を完了した。このネパール会議派による政策は多分に社会主義的な傾向を示した。外交関係については新たな国との国交を開き、インド、ソ連とも等しく友好関係を保ち独立的中立主義の立場をとった。一方野党はタンカ・ブラサド・アチャリヤを総裁に「全国民民主戦線」を組織し、B・P・コイララの親インド政策を非難した。また国内各地で食糧不足による暴動が発生し、共産党は徐々に地盤を拡げていった。1960年3月にはコイララ首相自ら中共を訪れ、ネパール・チベット間の国境に関する協定および中共からの援助協定を決めた。

コイララ内閣はあまりにも後進的なネパールをかなり改革することに成功した。ビルタ制度の廃止、土地保有の制限、西ネパールの土侯制度の廃止、小規模工業の振興のための工業開発公社法の発令など意欲的に政策を進めたが、そ

うした折1960年12月15日、マヘンドラ国王は突然陸軍を動員して全關係を逮捕し、議會を解散してすべての権力を掌握した。また基本的人権の保証を含む憲法を停止した。この国王によるクーデターはコイララ内閣による急進的な農地開放政策など一連の社会主義的改革を怖れたためであるといわれている。やはり国王を中心とする旧支配者層であるシャハ家、ラナ家はネパール最大の大土地所有者であった。国王によれば、このクーデターはネパール会議派は権力を不正に駆使し党利のみを追求したこと、憲法に規定されている補償を行なうことなく土地を取り上げたことなどのため行なわれたと説明された。またグルカにおいて共産党による活動が増大したことなどもあり、この事件を契機に1961年1月5日、国王はすべての政党の非合法化を宣言した。こうしてネパールにおける上からの民主主義育成の試みは、統一国家としての歴史の浅さ、多民族国家そして国民教育の低さなど種々の理由によって失敗に終わった。再び国王による親政にもどったが、1962年12月15日、国王はパンチャット制度を織り込んだ新憲法を發布し「パンチャット・デモクラシー」を通じて国民の中に新たな自覚の育成を始めた。この新憲法は政党および政党活動を非合法化しているが、民主主義を底辺から漸次上部へ築きあげていくことを目的としている。さらに国王の關係任免権および司法における国法の最高権を定めた。国王は立法、行政、司法における最高権を掌握して国王による親政体制が確立された。以来今日まで国王の親政が続いている。

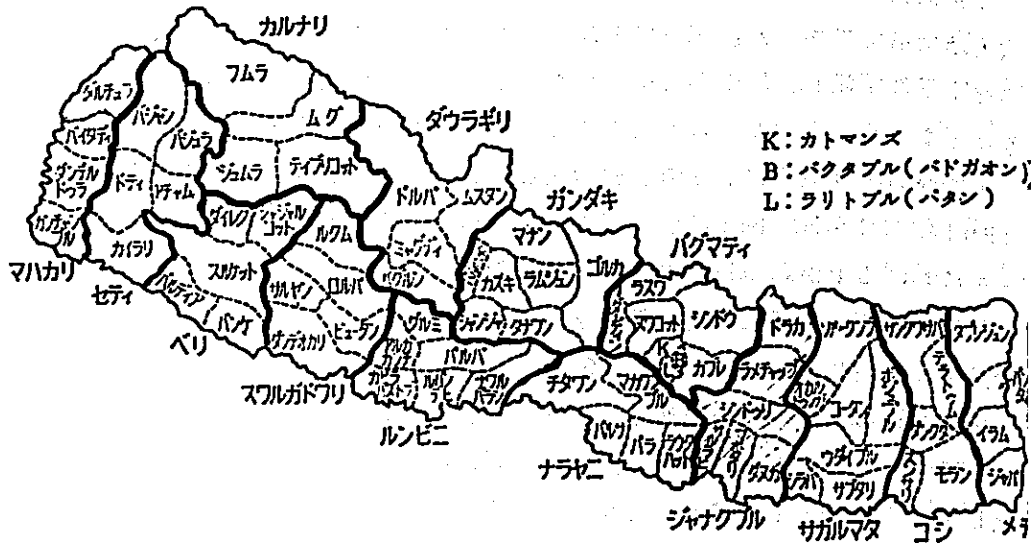
1.4-2 政治の機構

1.4-2-1 パンチャット制度

パンチャット制度の概要が発表されたのは1961年7月であった。パンチャットとは本来インドおよびパキスタンに古代から伝わる村落會議で5人組の意である。これは村落ごとに小単位のパンチャットを、その上に地方パンチャットをさらに州パンチャットを、そして最高の国会にあたる国家パンチャットを首府カトマンズに作る積み上げ民主主義制度である。1960年12月、国王が、政党政治を廃止して直接政治に踏み切った時点ではまだこの制度は打出されていなかったが、1963年4月に第1回の国家パンチャット會議が開催され、この2年4か月の間に現在のパンチャット制度が確立された。1961年2月に地方行政区画の再編成が行なわれた。まず全国を14のアンチャル(Anchal 州に相当する)に区分し、その下に75のジラ(Jeela 群に相当する)をお

き、さらにガオン (Gaon 町村に相当する) を置くことによって、ピラミット型の中央集権の強化を計るものであった。

図1-8 行政区分



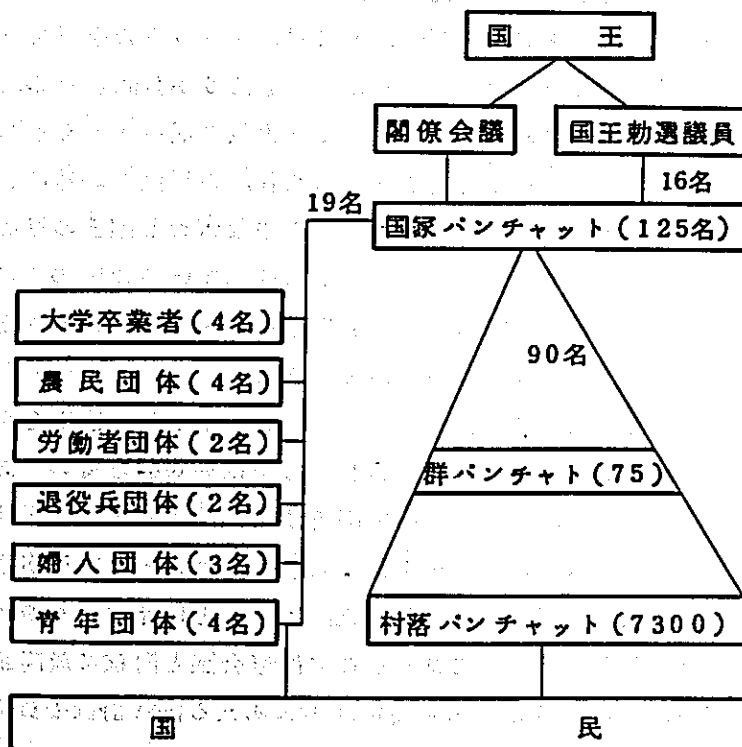
ネパールの州(アンチャル)と地区(ジラ)

アンチャルの境: 実線, ジラの境: 破線 州は日本の県, 地区は郡に相当する。

1962年度中にネパール全土で3700の村落パンチャットの選挙が行なわれた。こうして各パンチャットから選出されたパンチャット議員によって民意を政治に反映させることを意図した(ただし州パンチャットは1967年の憲法改正により廃止された)。各パンチャットの頂点にある国家パンチャットは国会に相当し、その議会構成員は地方パンチャットから選出された90名の議員と国王の任命による勅選議員16名および職能別団体(Class Organization, 学士4名、農民団体4名、労働者団体2名、退役兵団体2名、婦人団体3名、青年団体4名)から19名の合計125名から成っている。極めて文盲率が高く、後進性の強いネパールでこの職能別団体の設立は、パンチャット制民主主義をより一層国民の間に広めることに役立った。地域別のパンチャットとは別に職業、身別の単位が作られ中央に本部が設けられたことは、地縁的な連帯感の他に仲間意識を国民の間に植えつけていった。

パンチャット制度の全国的普及のために、中央にパンチャット省が設立され、国内各地に中央で研修を受けた青年達が派遣され、村落パンチャットの選挙、討議などを指導した。村落パンチャットは全土で3700つくり、21才以上の全村民によって村落会議がもたれ9名の代表が選ばれた。同パンチャットは課税に関しては中央の監督下におかれているが課税、行政、司法の権限が与えられた。郡パンチャットは全国に75つくり、75の地方ごとに村落パンチャットからの代表1名で地方議員が構成される。さらに地方代議員の代表によって国会が構成されるのである。議会を通過した法案も国王がさらに検討でき、国王の立法における権力は最高であり更に国王は審議中の法案に対しても意見を加えることができる。このように国王の権限は専政的なものであり、国家パンチャット議員（国会議員）は課税、国債、軍事等に関する法案や動議の提出権を有せず、また財政法案等の法案は提出前に国王の承認を得なければならない。国家パンチャットは国王に対する諮問委員会と立法府との中間的性格を有し、法案は同議会を通過し国王の承認を経て法律となる。

図1-9 ネパールの政治機構



また国王、王妃、皇太子に関することを除きいかなる事柄も討議できる機能をもっている。このパンチャット制民主主義は徐々に地につき、国王の親政が確立されて国内の安定をよく保ってきた。また国王は国内の安定をよく保ってきた。また国王は国内の最重要政策目標としてこのパンチャット民主主義の発展と村落復帰国民運動(90 to the uillage campaign)と展開して国内政治の安定と国家の発展に努力してきた。この村落復帰国民運動は現在、最も大きな政治目標となっているが、これはその標榜するパンチャット制度を全国的に推進するために政府高官を山間僻地に巡回させ制度の普及および国家統一意識の培養にあたらされる運動である。

1.4-2-2 政情

前述のとおり1951年の王政復古以来立憲君主制がとられ、1962年12月に公布されたパンチャット制度を織り込んだ新憲法によって国王の親政が行なわれている。また同憲法は政党および政党活動を非合法化している。現国王ビレンドラ(Birendra Bir Bikram Shah Deva)殿下はマヘンドラ国王の死去にともない1972年1月31日に即位された。国王は絶対的権限を有している。たとえば、閣僚の任命権を有し、閣僚は国家パンチャットの議員でなければならないが、議員外のものに大臣に任命したいときは6か月間自らの勅選議員に任命した上で大臣に任命することができ、また大臣の罷免権をも有している。また国王は司法において最高権を有する最高裁判所の判決を無効にし、停止または修正することもできる。したがってこの憲法はいわば国王の専政を法制化したものであったが、多くの民族やカーストに分れている現実のネパール社会の中では有効に作用した。1953年の民法改正によってカースト制度は廃止されたもののいまだに根強く残っていたからである。

1960年12月に行政を担当する閣僚会議が組織された。これは国王を議長として大臣および副大臣によって構成され、議長の権限は絶対的なものであったが、1968年9月25日の内閣改造において国王は第三次タパ内閣を発足させ、國務大臣の数を減らし行政上の能率化を図った。またこれまで国王が占めてきた閣僚会議議長の要職をタパ総理に委譲した。このことはネパールの民主化が一步進んだ重要な意味をもつものである。この閣僚会議と同様に最高諮問機関としての地位が与えられ、各種国家発展に計画にあたる国家計画委員会(National Planning Committee)が1961年2月16日に国王を議長と

して設置された。さらに1969年4月17日には国王の諮問に応じて必要な助言を与える目的をもって、歴代の総理によって構成される特別諮問委員会(Special Advisory Committee)が設置され、国王を補佐している。

マヘンドラ国王は1968年3月、国内旅行中に心臓発作をおこし国内政治に大きな波紋を投じた。閣僚会議議長の要職を総理に委譲したのもこのことと無縁ではないと考えられるが、さらに国王は1968年6月から1969年1月にかけて、1960年の政変の際逮捕したB・P・コイララを始めとする旧政党要人を釈放し、またインドその他の国への亡命者の帰国を許した。この時、釈放ないし帰国を許されたものは280名にのぼった。この政治犯の釈放は政党政治の復活ではなく、一応確立したパンチャット民主政治の基本理念に基づいて行われたものであった。このように意欲的にネパールの民主化への努力を続けてきたマヘンドラ国王は、1972年1月30日心臓発作のため51才で御逝去され、ビレンドラ皇太子は国王の地位につかれた。

1.4-3 対外関係

ネパールの外交方針は従来より非同盟主義の立場をとってき、1960年12月15日の国王による政変後も従来同様に非同盟政策を堅持し、友好諸国との親善関係の維持に努めている。この厳正中立主義は中共とインドというアジアの二大国にはさまれていることから微妙なそして伝統的なネパールの外交政策である。またネパールは1955年12月国連に加盟後、近年積極的に国連外交に意欲を示し、1968年には国連安保理事会の非常任理事国に選出された。なおネパールは現在インド、中共、日本など世界56か国と外交関係を結んでいる。

対印関係

ネパール、インド两国は古くから地理的にも経済的にも密接な関係にあり、1947年のインド独立とともに双方で大変交換を行なった。それと前後して、イギリスと締結していた条約を廃棄し1950年にはネパール・インド友好条約およびネパール・インド通商条約を結んだ。これらの条約は以下のようなものであった。

(a) ネパール・インド友好条約

两国は主権、独立、領土保全を相互に尊重し、隣接国よりの脅威に対して相互に協議することのほか两国が商工業、財産、居住、営業、旅行等に関し自国

民と均等の権利を享有することを認め、さらにネパールはインドから食糧、武器、機械等を自由に輸入できることを決めた。この条約はいずれか一方の国が1年前の予告をもって廃棄するまで存続する。

(b) ネパール・インド通商条約

インドはネパールがインド領域およびインドの港湾を通じて、いっさいの物資を無税で輸送する権限を認め、またインドへの商品の逆流入を防止するためネパールはその輸入品に対しインドが課するより高い関税を課すことを約した。本条約は有効期限10年間であり、新たに1960年9月に全面的に改訂された。この新通商条約(通商および通過貿易に関する協定)も有効期限10年であったが、これは両国の経済協力の強化と共同市場の目標を掲げながらも他面ネパールの独立性を尊重し、貿易についてはその自由を保証することにより、直接第3国との貿易の道を拡充、強化しようとするネパールの主張が大幅に容れられたものであった。しかしながら1970年10月にこの条約の終了後インドは第3国製品のインドへの流入等を理由に新たな条約の締結までに約1年を要し1971年7月15日に通商および通過貿易に関する協定が更新されたが、これはネパールの第3国との自由貿易がかなり制限されたものであった。ネパール側はインドに対して第3国との貿易拡大のため通過貿易上の権利の拡大および各種制限の撤廃を要求していたが発前にも増して制限される結果となった。

ネパール会議派の時代には、インド・ कांग्रेसと密接な関係があったため親インド的立場をとったが、マヘンドラ国王の親政となってから親インド的立場を廃し中共とも国交を結び中立的立場をとるようになると、これまでネパールを姉妹国家と考えていたインドの強い不満をかった。1963年9月のマヘンドラ国王のインド訪問、同じく10月のラダクリシュナ・インド大統領のカトマンズ訪問などによって両国間の関係は緊密度を保ってはいらぬものの国民感情としては反インド的感情が根強い。1962年に中印紛争が起り、インドと中共との関係が険悪になると、ネパールは対インド外交を従来以上に中共との関係で考慮するようになり、従来の過度な対インド依存から脱却しようとしている。これは経済的にインドに大きく依存していることもあり、インドとの友好関係を維持する政策を変えようとはしないが、インドとあまり密な関係を持つことにより中共を刺激することを避けようという配慮からである。こうした配慮からネパールは1960年初頭からネパールの要請によってネパール国内に派遣されていたインドの軍事連絡団および無線技術師等、軍事要員と施設の引揚げを

要請し、1971年度中に引上げを完了した。この他両国間にはススタ地区の国境問題がある。これは1968年10月に西ネパールのススタ地区でインド人官憲によってネパール人が拉致された事件が発端になり、同地区の国境線画定が問題となったものであるが、両国の主張する国境線にかなりの相違があるため今なお解決されていない。

対中共関係

18世紀末グルカ軍がチベットを攻撃して惨敗したが、1856年チベット・グルカ戦役においてネパールは勝利をおさめチベットに対する支配権を確立した。この時の条約によりネパールはチベットにおける治外法権を獲得し、通商権を確立するとともに以来1955年まで100年間にわたってチベットから年額1万ルピーを年貢として支払いを受けていた。1951年チベットが中共の自治領となったのち、1956年5月に中共との間に大使の交換を行なった。ついで同年9月に「中共・ネパールの友好関係ならびにチベット・ネパール間の通商、交通に関する協定」が調印された。この協定によって両国は総領事館および通商代表部をそれぞれ設置することを同意した。この協定に再びネパールはラサに総領事館を設置し、またカトマンズと北京に両国の大使館が設置されている。さらに1960年3月には、中共・ネパール国境協定および経済援助協定が、ついで同年4月に中共・ネパール友好条約が締結された。1960年6月末には両国国境地帯のムスタン地区において中共軍にネパール人が殺害され、さらに逮捕された事件が発生し、国境侵犯事件として一時ネパールの反中共感情が高まったが、その後、中共が陳謝し補償金を支払ったことにより事件は落ち着いた。1964年10月には中共・ネパール間文化協定が締結された。

中共が国内において文化大革命を進行させていた1967年6月、インドと中共の間で外交官の相互追放事件が起こった際、インドから追放された2名の中共外交官が掃途カトマンズに立寄った際、ネパール駐在の中共大使官局全員が空港におしかけて毛沢東の写真を振ったり、歌を唱ったりする事件が発生した。またネパールが催された中共関係の展覧会にネパール人学生が押しかけデモを行なうなどの事件が発生し、こうした一連の事件は中国・ネパール関係が悪化するかにみえたが、両国政府の自粛によって大事には至らなかった。その後両国間関係に大きな摩擦もなく緊密化の度を増している。1968年3月には中共・ネパール間経済援助協定が7年間延長され、さらに同年5月ピスタ副総理(当時)の中共訪問を機に中共・ネパール貿易協定の調印が行なわれた。

ネパールはチベットとは歴史的、文化的に密接な関係をもっていたが中国との関係はそれほど深いものではなかった。しかし中共のチベット侵入後、多数のチベット人がネパール領内やインド領内に逃げ込んでいる。現在ネパール領内にいるチベット難民は約16,300人といわれる。1965年にネパール政府がヒマラヤ登山を禁止した理由の一つは、中共に対する配慮からだともいわれている。

対国連および米ソ関係

ネパールは1949年以来国際連合にしばしば加盟を申請してきたが、その都度ソ連の一括加盟提案の巻きぜえにあつて実現をみないできたが、ついに1955年12月に国連加盟を認められた。それにもなつてユネスコ、エカフェ等の国連下部機構にも加入を認められた。その後1968年11月には国連総会において1969～1970年度の国連安全保障理事会の非常任理事国に立候補し、同じアジア地域から立候補していた日本が立候補を辞退したため非常任理事国に選出された。

ネパールは国連中心主義を打出しており、アジア・アフリカグループの中立主義諸国に同調しており中国代表権問題についてはずっと中共の立場を支持してきた。

アメリカは1947年にネパールへ友好使節団を派遣し、友好通商協定を締結した。この協定によって両国は外交関係を樹立し、通商についてはそれぞれ恩恵国待遇を与えることに同意した。アメリカは1952年に、ネパールは1953年にそれぞれ大使を派遣し、1959年8月、カトマンズにアメリカ大使館が設立された。

ソ連はネパールと1956年7月に外交関係を樹立し、1959年カトマンズに大使館を設置した。

1.5 経 済

ネパールは長く鎖国を続けてき、また山岳地帯や森林地帯が国土の大半を占めるという地理的特殊条件も加わつてその経済的發展はいまだ典型的な後進性を示している。政府は外国援助により5か年計画などを通じて経済開発を図っているがその進展は極めて遅い。各国のネパールに対する援助は開発経費の約半分を占めている。大部分は贈与によるもので経済基盤の整備に重点がおかれ

てあり、借款による工業化援助は少額にとどまっている。現在ネパールは農業開発を重点政策としている。しかし、ネパールの貿易総額のうち対インド貿易が約90%を占めているように、インド経済に大きく依存しているネパール経済はインド経済の動向に大きく左右されているのである。

国民所得についてみると、1965/66年度、1966/67年度の2年間の所得増加率は約2.4%であり、計画目標たる年間3.8%を大きく下まわっており、農業及び工業部門の増加がともに低い。国内総生産(GDP)は、1965/66年度7,089百万ルピー、1966/67年度7,650百万ルピーとなっている。また年間1人当りの国民所得は1965年度67ドル、1966/67年共は72ドルとなっている。

表1-9 産業別国内総生産

(単位：100ルピー)

部 門	1964-65		1965-66		1966-67	
	生産額	構成比(%)	生産額	構成比(%)	生産額	構成比(%)
農 林 業	3,915	64	4,697	66	5,069	66
鉱 業	20	-	20	-	22	-
製 造 業	83	1	98	1	106	1
家 内 工 業	587	10	704	10	760	10
建 設	123	2	144	2	155	2
運 輸	91	1	93	1	100	1
金 融	69	1	80	1	86	1
住 居 所 有	696	11	689	10	744	10
行 政 司 法	82	1	101	1	109	1
公 益 事 業	4	-	5	-	5	-
卸 , 小 売 業	300	5	281	4	303	4
サ ー ビ ス	170	3	177	3	191	4
計	6,120	100	7,089	100	7,650	100

1.5-1 財政および外貨収支

ネパール財政は関税、地租を主な財源としているが、その後進的経済のため長く赤字状態を続けている。このため近年所得税、富裕税、ラジオ税、水税等

を賦課して赤字の補てんのための努力が行なわれている。一方農業中心の経済であるため直接課税による歳入増加はかなり限定されている。資本市場および金融組織が未発達のため、多額の財源を確保することは不可能であり、自国の財源のみにより計画経済等を含む財政を組むことは極めて困難な状態にある。1969/70年における国家予算は歳出8億4,095万9千ルピー、歳入4億4,226万6千ルピーとなっており、歳入に含まれる外国援助は3億2,900万ルピーを計上している。

表1-10 国 家 予 算

(単位：1,000ルピー)

	1968-69 (改訂)	1969-70
歳 出	593,726	840,959
通常経費	201,500	232,750
開発経費	392,226	608,209
歳 入	400,194	442,266
現行税収等		427,966
増 税 案		14,300
外国援助	214,245	329,274
イ ン ド	126,185	166,301
中 共 国	46,879	76,670
米 国	36,949	66,647
英 国	-	10,837
ソ 連	3,800	4,500
ド イ ツ	-	2,753
そ の 他	432	1,566
差 引	+20,713	-69,419
対外借款	-	12,521
国内借款	19,600	20,000
繰越金(余剰額)	-40,313	36,898

資料 「1969-70年度ネパール国家予算演説」

表1-11 歳入・歳出構造

(イ) 歳入構造

(単位：1,000ルビー)

	1967-68年 1968-69年		1969-70年見積		
	実績	見積	現行税 収入等	増税案	計
(1)関税	129,733	170,787	186,421	6,700	193,121
(2)物品税	21,479	29,818	31,046	150	31,196
(3)土地収入	83,295	86,000	86,500	-	86,500
(4)森林	21,816	20,081	20,370	-	20,370
(5)所得税その他	44,248	64,500	68,105	1,200	69,305
(6)登録手数料	5,105	4,610	4,645	4,700	9,347
(7)灌漑給水	828	1,275	1,465	-	1,465
(8)通信	4,586	5,950	7,390	-	7,390
(9)運輸	892	1,310	5,250	-	5,250
(10)利子配当金	8,450	9,590	10,120	-	10,120
(11)民間行政	3,866	3,993	4,424	-	4,424
(12)その他	2,181	2,280	2,228	-	3,778
計	325,979	400,194	427,966	14,300	442,266

(ロ) 歳出構造

	1969-70年見積		
	通常	開発	計
(1)政府機構	13,115	-	13,115
(2)一般行政	44,308	-	44,308
(3)収入金,税金管理費	18,588	-	18,588
(4)経済行政および計画	2,540	9,830	12,370
(5)司法行政	4,947	-	4,947
(6)在外公館	14,370	-	14,370
(7)社会事業	36,242	89,261	125,503
(8)経済関係事業	36,785	489,783	526,568
(9)国防	50,055	-	50,055
(10)その他	11,800	19,335	31,135
計	232,750	608,209	840,954

資料：「1969-70年度ネパール国家予算演説」

ネパールの外貨収支は1964/65年度の3,050万ルピーの黒字に対して表1-12のとおり1967/68年度に1億700万ルピー、1968/69年度に5,020万ルピーと大幅な黒字の増加を示している。これはインド・ルピーの平価切下げによる対第3国輸出、特にシュート製品の増加によるものである。また貿易外収入の伸びも比較的順調であったことにもよる。貿易外収入の中で主要な収入源となっているのはグルカ兵の海外送金で、これは年間2,000万ルピーを上回っていた。現在外国軍隊に雇傭されているグルカ兵の数は、英軍に15,000人、インド軍に約50,000人となっている。しかし、英軍のスイズ以東からの撤退方針により今後漸減されるものと予想される。現在の15,000人の英軍グルカ兵は1971年までに6,000人に削減される予定であるが、1967/68年度については退役手当の支払増によって4,600万ルピー（推定）と大幅な増加を示すこととなる。また観光収入も1964/65年度の160万ルピーに比して1967/68年度には760万ルピーと著しく増加している。なお、1969年4月現在の金および外貨保有高は7,000万ドルでその内訳は金330万ドル相当額、交換可能外貨4,210万ドル、インド・ルピー1,020万ドル相当額である。

表1-12 交換可能外貨収支

(単位：100万ルピー)

	1966/67 (実行)	1967/68 (改訂)	1968/69 (推定)
受 取	122.4	220.4	215.0
輸 出	57.5	94.0	115.0
貿易外	41.3	66.2	70.0
外国援助	8.0	37.5	10.0
大使館関係	1.5	4.0	5.0
雑	14.2	18.7	15.0
支 払	71.6	113.4	164.8
輸 入	51.2	26.4	67.5
貿易外	1.8	2.6	6.6
大使館関係	8.2	10.1	16.5
雑	10.4	74.3	74.2
差 引	+50.8	+107.0	+50.2

表1-13 貿易外外貨収入内訳

(単位：100万ルピー)

	1964/65	1965/66	1966/67	1967/68	1968/69
グルカ送金	23.0	19.5	22.8	40.2	40.0
観光客	1.6	1.6	6.0	8.3	10.0
大使館関係	2.2	1.9	1.4	4.4	5.0
利子その他	7.0	8.7	12.4	17.9	20.0
計	33.8	31.7	42.6	70.8	75.0

1.5-2 金融および物価

ネパール政府は専門金融機関の設立を含めて各種の貯蓄増強策をとっているが、その成果はあまり上っていない。第三次5か年計画においては現存機関の強化と必要に応じた各種の機関が設立された。開国以来ネパールにおいてはインド・ルピーとネパール・ルピーの二重通貨制をとっていたが、これはネパールの財政上大きな問題となっていたため、1960年4月からインド・ルピーをネパール・ルピーに交換するよう布告を出した。20か月の期間をもってインド・ルピーは回収された。現在は完全にネパール・ルピーに交換されており、ネパールへの入国にあたってインド・ルピーの持ち込みは制限されている。ネパールの主な金融機関は次のとおり。

(a) ネパール国立銀行 (Nepal Rastra Bank)

1955年11月に中央銀行として、為替レートの安定、紙幣発行および流通機構の確立等を目的として設立され、1956年4月から業務を開始した。紙幣の発行その他中央銀行としての業務のほか農業、工業等に対する金融機関としての責任ももち、また一般からの預金を受けつけ営利事業も行なう一般商業銀行としての業務を兼ねてきたが、国立商業銀行が設立されて以来、商業金融を同銀行に譲っている。

(b) ネパール銀行 (The Nepal Bank)

半官半民の商業銀行として1938年に設立された。短期貸付を業務とし担保は動産のみとしている。実際には貿易に対しての融資を中心としている。

(c) 国立商業銀行 (Rastriya Vanijya Bank)

従来商業銀行はネパール銀行が唯一のものであったが、同銀行は極めて

保守的であり、商業、貿易および工業の金融を行なうには不十分であるため、新たに商業銀行が設立された。これは、商業銀行がないため不便をかこっていた地域の金融面の多大な便宜を与え、また国立銀行の代理店としての役割を演じている。

(d) 農業開発銀行 (The Agricultural Development Bank)

農業部門への融資を強化することによって農業開発を促進させることを目的として1968年に設立された。

(e) 組合銀行

農業開発を行なう協同組合および個人営農者への貸付けを行なうことを目的として、第2次3か年計画において設立された。同銀行の運営資金としてネパール政府は出資および貸付けの形で270万ルピーを供与した。

(f) ネパール工業開発公社 (NIDO)

民間部門に対して資金援助および技術援助を供与する目的をもって、ネパール工業開発公社法に基づき政府公社として1959年に設立された。短期間、長期間の民間企業に対する財政援助を行なうとともに、市場調査、経営診断、生産技術の訓練などの実施にもあたっている。また商品の製造および加工、観光事業を目的としたホテルの経営、生産、輸送、電力などの産業用建造物の建設や交通機関の拡充等にも援助を与えている。資本金は、アメリカ、インド、ドイツ、中共、日本などからの貸付けおよび借款にたよっている。

物価は年々かなりの上昇率をもって高とうしているが、特に1971年7月のインドとの通商条約更新後は外国製品の輸入およびインド国内輸送等にかんがりの制限を加えられたためその高騰は顕著である。1965/66年度、1966/67年度、1967/68年度および1968/69年度第1、第2四半期におけるネパール全土および主要地域別の物価指数とカトマンズにおける消費者物価指導を示せば次のとおりである。

表1-1.4 ネパール全土および主要地域別卸売物価指数

(1961-62年=100)

	1965-66	1966-67	1967-68	1968-69	
				四半期第2期	
ネパール全土					
食料品	167	142	171	163	
穀物	205	171	210	186	
その他	129	114	132	140	
灯油	157	124	140	151	
綿織物	111	89	114	124	
全商品	145	118	142	146	
地域別(全商品)					
カトマンズ地区	142	123	138	143	
トライ #	138	117	156	156	
丘陵 #	155	116	131	139	

資料：IMFレポート1969年(Nepal Rastra Bank)

表1-1.5 カトマンズの消費者物価指数

(1962-63年=100)

	1965-66	1966-67	1967-68	1968-69	
				四半期第1期	第2期
食品および飲料	145	151	148	160	156
穀物	149	167	153	168	150
オイルおよびghee	132	124	129	144	145
リキュール	151	148	170	185	202
牛、魚および卵	130	114	134	151	154
野菜および香料	128	125	122	117	156
その他消費品	118	113	115	118	119
衣服および靴	132	119	136	142	144
燃料	121	113	99	98	103
家庭用品	112	110	104	100	96
総合	137	139	138	148	145

資料：IMFレポート1969年(中央統計局)

1.5-3 生業

ネパールにおける経済活動の基本は農業であり、1952/54年のセンサスによれば国内総生産の6割以上が農業生産であり有業人口の93.4%が農林水産業に従事している。

土地利用についてはイネ、シコクビエ、ムギ、トウモロコシの主要穀物作付面積が全国土の38%を占めており、森林が32%、高山氷雪地域が16%を占めるネパールにとって極めて高い比率である。この作付のうちイネが70%を占めているがこの国の地勢に応じて農業に3つのタイプが認められる。

- (1) 標高300メートル以下のタライにおいては高温多湿に恵まれ、イネ、コムギ、シュート、タバコなどが栽培され、二毛作や米の二期作が行なわれているが、深刻な水不足に悩まされている。ネパールの耕地の1/3を占めるタライはマラリヤなどがはびこるため開発が遅れていたが保健衛生状態が改善されるにつれて耕地が拡大され、インドの人口密集地帯やネパール山間部から移住する農民が増えている。
- (2) 最も集約的な農業に利用されているのが標高1200~2500メートルの丘陵地帯で、その谷間や緩傾斜の山腹は頂上に至るまで耕作に利用されている。谷底平野や低い河岸段丘は水田化され緩傾斜地は段々畑となっておりムギ、ジャガイモ、ネギ類、トウモロコシが作られる。この畑には肥料として厩堆肥が用いられている。
- (3) 標高2500メートル以上の高い河谷や高原は、乾燥と低温のために栽培できる作物はムギ類、トウモロコシ、ソバ、ジャガイモなどに種類が限定される。降雨が少ないので生育期間が短かく低温に強いオオムギが広く栽培されている。高地であるため水牛にかわってヤクやゾウが犁耕、運搬、搾乳に利用され、乳よりバターやチーズを作って保存食としている。

以上ネパール農業の特殊性をみてきたが、可耕地は総面積の約13%にあたる183万ヘクタールにすぎず、また、未開発利用可能地は総面積の約13.4%を残すのみである。土地の生産性は極めて低く、稲の収穫量を例にとると1ヘクタールあたり初で2トンで、これは日本の平均の約1/5にすぎない。また農業生産の伸長率は低く、米を例にとると1962/63年度以後年間1%の増加率である。原因としては水の不足、輸送施設の不備、改良種子および肥料の供給不足にあるとされている。このため政府は1966年に農業供給公社(Agricultural Supply Corporation)を設立して農機具、肥料、改良種子、殺虫剤などを農民に供給した。さらに1968年には農業開発銀行を設立して農業

部門への融資を強化する一方、灌漑計画、農業開発計画を実施している。土地改革計画も実施が進められている。これは1964年の土地改革法により、一家族土地所有面積枠、一家族借地面積枠、借地権の保証、地代最高額、農村強制貯蓄制度、農業融資の強制的返済制度などが規定された。一家族の土地所有面積枠はタライ地方で16.6ヘクタール、山岳地区で4.1ヘクタール、カトマンズ盆地で2.6ヘクタールとなっており、さらに一家族借地面積枠はタライ地方で2.7ヘクタール、山岳地区1ヘクタール、カトマンズ盆地0.5ヘクタールで地代最高額は年生産額の50%と規定された。

表1-16 主要農産物生産高および収穫面積

(単位：1,000メトリック・トン)

作物	年度	1965-66	1966-67	1967-68	1968-69	1969-70
穀物		3,358	3,138	3,420	3,609	3,715
粗米		2,207	2,007	2,217	2,315	2,350
小麦		175	187	216	290	350
とうもろこし		856	824	875	890	900
きび		120	120	112	114	115
その他		604	546	583	635	697
砂糖きび		228	147	167	250	252
たばこ		9	5	5	5	6
シュート		39	38	40	33	54
オイル・シード		51	56	56	57	60
馬鈴薯		277	300	315	290	325

資料：IMFレポート1969年7月（国家計画委員会第三次計画）
1965/66～1969/70

工業については特にみるべきものはなく、わずかに農林産物加工工場、小規模な精米所、煙草工場、製材所、精糖工場、シュート製造工場のほか、極めて少人数による家内工業がある程度である。これら工場で生産された製品はシュートを除きほとんど地方消費にあてられており、工業生産は国内総生産の11%を占めるにすぎない。政府は国内の新規産業開発のため税制面での優遇措置をこうじたり、ネパール産業開発公社（Nepal Industrial Development

Corporation) を通しての民間融資を行なう一方、政府もシュート、精糖、煙草、靴、煉瓦などの工業経営にあたっては、これは外国援助によるものである。一般的に工業面の生産活動は低調であるがこの不振の理由は資源の不足、原材料のコスト高、需要の不足、人材の不足などがあげられ、さらに内陸国としての不利がこれに拍車をかけている。

表1-17 主要工業生産高

製品(単位)	1964-65	1965-66	1966-67	1967-68
シュート(メートル・トン)	19,035	16,314	12,369	12,461
砂糖(メートル・トン)	7,300	9,912	4,410	3,240
煙草(百万本)	414	636	954	1,115
マッチ(1,000箱)	361	444	465	491
化繊織物(1,000ヤード)	1,093	1,421	2,305	2,739
蒸留酒(ガロン)	6,666	30,564	4,658	11,371
ステンレス製品(メートル・トン)	-	232	381	738
なめし皮(1,000キロ)	3	59	57	64
靴(1,000足)	1	30	20	29

資料：IMFレポート1969年7月

1.5-4 交通と交易

交通路は地勢が複雑であり、山は高く谷は深いため発達をさまたげている。しかし経済活動が盛んになるにつれて人間および物資の移動が激しくなり、交通路の新設、輸送手段の改良が行なわれている。ネパール国内では首都カトマンズの政治的経済的および文化的機能が強いので交通路はここに集中していたが近年は地域開発に力が注がれている。

鉄道はインド国境から3線走っており、ビルガンジ・アムレクガンジ間47キロは1927年に、東タライのジャイナガル・ジャイプール間35キロは1930年代に完成したがこのうち6キロは洪水による鉄橋流失以後再建されていない。他の一線は東部タライのサブトコシ河沿いにバトナハ・ゾーランバザール間74キロに建設され1957年に開通した。これらはいずれも運搬用に作られたもので2.6フィート(75センチ)のトロッコ線の如きものでその輸送力は微々た

るものである。

道路はネパール開発上最も重要であり政府はその開発を急いでいるが、地勢上困難な事業となっている。道路の現状は、1956年にインドとアメリカの援助でカトマンズ・アムレクガンジ間163キロが開通し、さらに1962年アムレクガンジ・ビルガンジ間48キロが舗装されてインド国境からカトマンズまで231キロのアスファルト道路が開通した。また、1956年の中共・ネパール無償道路援助協定により、チベットからカトマンズに通ずる約100キロの二車線舗装道路（アラニコ道路）が1967年夏に完成した。中共はその後カトマンズ・ポカラ間の道路建設に着手し1972年度中には約200キロの全線が開通の見込みである。中部ネパールではインドがポカラ・スナウリ間の道路建設を無償で行ない、1971年に開通、ポカラからインド国境への道が開けた。タイ平野を東西に走る東西ハイウェイ（アジア・ハイウェイの一部でマヘンドラ・ハイウェイと呼ばれる）はインド・ソ連、英国の援助で建設が進められており、ソ連の担当区間アムレクガンジ・ジャナクプール間は1971年完成しジャナクプール以東のインド担当区においても1971年秋からジャナクプール・ピラトナガル間バスの運行が可能となった。また同じく東西ハイウェイの一部であるヒタウダ・バーラトプール間は未舗装であるが開通している。

航空交通は最近10年間に急速な発展をとげた。ネパール王国航空公社（Royal Nepal Airline Corporation）は1958年からインド国内航空（IAO）の肩代りをして国内線を運行している。カトマンズを中心として主要都市に15か所の飛行場を設置され、山岳地帯の数か所には軽飛行機やヘリコプター用簡易飛行場が設けられている。また国際線としてはネパール王国航空、インド国内航空、ビルマ航空、パキスタン航空およびタイ航空がカトマンズに乗り入れている。

以上種々交通路と密接に結びついた交易の実態を把握することは困難であるが、その大半はインドと密接な関連をもっている。ネパールのもつ地理的關係からそのほとんどをインドとの取引で占められてきたが、1966年6月のインド平価切下げ以後対第3国間取引が増え、IMFの推定では総輸出額の10～15%、総輸入額の10%弱は対第3国取引が占めると見込まれている。ただしネパール政府側は対第3国貿易額は総貿易の20%～22%としている。主要輸出品目は穀類、ジュートと原材料であり、主要輸入品目は繊維製品、加工食料品、化学製品、機械類などの加工製品となっている。これら商品

のネパール・インド間の通商および通過貿易関係を基本的に律するものとして「インド・ネパール間貿易および通過に関する協定」があり、その実施運営の円滑化を計るために政府間定期協議が行なわれ、また、政府間合同委員会が開かれ双方による実施上の問題点が討議されている。ネパールはインドに対して第三国との貿易を増加させるため、通過貿易上の権利の拡大、各種制限の除去、内陸国として最近港であるカルカッタ港の優先使用などを強く要求している。

表1-18 ネパールの最近の貿易収支

(単位: 100万ネパール・ルピー及び100万ドル)

年 度	輸 出		輸 入		バ ラ ンス	
	ルピー	ド ル	ルピー	ド ル	ルピー	ド ル
1956-57	95.5	12.5	169.9	22.3	-74.4	-9.8
1957-58	73.3	9.6	158.4	20.8	-85.1	-11.2
1958-59	117.9	15.5	223.4	29.3	-105.5	-13.8
1959-60	131.7	17.3	287.5	37.7	-155.8	-20.4
1960-61	209.7	27.5	398.0	52.2	-188.3	-24.7
1961-62	265.2	34.8	444.4	58.3	-179.2	-23.5
1962-63	287.7	37.8	604.0	79.3	-316.3	-41.5
1963-64	291.2	38.2	604.6	79.3	-313.4	-41.1
1964-65	440.6	57.8	819.7	107.6	-379.1	-49.8

資料: Nepal Rastra Bank 四半期経済ブリテン(1968年1月)
ネパール経済計画省中央統計局統計)

換算率: 7.619 ネパール・ルピー = 1 ドル

表1-19 貿易収支(通関統計)

(単位: 1,000ドル)

暦 年	輸 出	対前年比 (%)	輸 入	対前年比 (%)	バ ラ ンス
1962	190.6		15.0		
1963	91.5	48.0	1.7	11.3	+89.8
1964	767.5	838.7	76.4	44.9倍	+691.1
1965	326.7	42.5	358.8	469.6	-32.1
1966	1,017.8	311.5	266.0	74.1	+751.8
1967	2,530.9	248.5	671.3	252.3	+1,859.6
1968	4,243.3	167.7	1,389.8	207.0	+2,853.5

資料: 大蔵省通関統計

表1-19' 主要品目別輸出入額 (通関統計)

(a) 輸 入

(単位: 1,000ドル)

品 目	1964	1965	1966	1967	1968
羊毛のトップ	60.1	45.3	-	-	-
人造繊維	1.8	-	3.8	86.5	12.0
化学工業生産品	3.7	15.4	9.4	74.6	345.8
硫酸アンモニウム	-	-	-	49.7	228.1
織物用繊維糸	15.6	45.5	203.7	454.8	995.9
ナイロン長繊維糸	14.5	45.0	71.8	89.2	81.0
ポリエステル	-	-	126.8	296.8	430.4
織物	5.4	16.0	149.6	852.4	965.6
ナイロン長繊維織物	0.4	3.6	47.8	163.6	229.1
メリヤス織物およびクロセ織物	-	-	17.2	234.7	476.3
鉄銅薄板・帯	136.4	60.5	232.9	282.7	1,329.7
機械類	443.0	41.5	75.3	87.3	48.2
電気機器	34.0	10.8	187.8	444.1	245.1
トランジスター・ラジオ	-	10.4	145.6	376.0	162.1
車両	9.4	55.4	77.4	80.9	114.5
光学精密機器類	12.7	4.1	7.2	63.5	40.2
再輸出	-	1.8	-	32.7	27.9
その他	45.5	30.4	70.7	71.4	118.4
合 計	767.5	326.7	1,017.8	2,530.9	4,243.3

資料: 大蔵省通関統計

表1-19'

(b) 輸出

(単位：1,000ドル)

品目	暦年	1964	1965	1966	1967	1968
黄麻		49.0	331.3	225.8	591.3	849.5
雲母		-	-	-	9.7	18.8
合金鋼のくず		-	5.6	9.7	6.4	41.6
ジャ香		5.8	15.1	29.9	58.6	118.4
羊又はやぎの毛皮		-	2.8	-	-	-
映画用フィルム		0.3	-	-	-	0.2
再輸入品		2.1	3.6	-	-	0.7
その他		19.2	0.4	0.6	5.3	360.6
合計		76.4	358.8	266.0	671.3	1389.8

資料：大蔵省通関統計

対日貿易は、日本側通関統計によると1966年の輸入は101万8,000ドル、輸出26万6,000ドル、1968年は輸入424万3,300ドル、輸出138万9,800ドルと年々増加の一途をたどっている。

1.5-5 開発計画

開国以来急速な経済発展を計画してきたが、最初の開発計画すなわち第1次5か年計画(1957~1961年)が始まったのは1956年7月であった。この計画においては公共部門の開発費を3億7,000万ルピーと見込み、交通通信関係に最重点をおいたが、計画作成上の経験不足、統計資料の不備、経済そのものに対する基礎的認識の不足などのため、ネパールの経済力を過大評価したため、目標とか非常にかけ離れた結果に終わった。1962年7月からは第2次3か年計画が始まったが、これは5か年計画の失敗で得た経験を生かし、国情にあった目標であった。この計画においても開発費用の大部分は外国からの援助でまかなわれた。これに引き続き第3次5か年経済開発計画(1965~1970年)が立案され、本計画の5年間に国民所得を19%増加(年間3.8%で1人当たり所得を年間1.8%増加)することを目標としている。投資総額25億5,000万

ルピーに贈与10億5,000万ルピー、借款2億ルピーなど外国援助を見込んだ。1968年4月の政府発表によれば、1965/66、1966/67年度の2年間国民所得増加率は約2.4%で計画目標たる年間3.8%を低く下まわっている。

表1-20 第3次5か年計画

(イ) 第3次5か年計画(1965/66~1969/70)資金調達計画

(単位:100万ルピー)

	調 達 額	構 成 比 (%)
政 府 予 算	550	22.0
外 国 援 助	1,050	42.0
国 内 融 資	50	2.0
民 間 投 資	350	14.0
外 国 借 款	200	8.0
地 方 panchayat	200	8.0
そ の 他	100	4.0
計	2,500	100.0

資料: The Third Plan (ネパール経済計画省)

(ロ) 同資金配分計画

(単位:100万ルピー)

	配 分 類			計	構 成 比 (%)
	公共部門	Panchayat	民間部門		
運 輸 ・ 通 信 ・ 電 力	377.5	120.0	150.0	647.5	25.9
農 林 ・ 灌 漑	875.0	36.0	2.0	931.0	37.2
工 業 ・ 観 光	125.0	12.0	300.0	437.0	17.5
社 会 厚 生	292.5	72.0	50.0	414.5	16.6
そ の 他	70.0	-	-	70.0	2.8
計	1,740.0	240.0	520.0	2,500.0	100.0

資料: Nepal Rastra Bank, 四半期経済ブリテン(1968年1月)

(ネパール経済計画省中央統計局統計)

なお従来は、経済開発計画主管省として経済企画省 (Ministry of Economic Planning) があったが、1968年4月同省が廃止され、国家計画審議会 (National Planning Council) が設立され、大臣協議会 (Council of Ministers) と同様の決定権をもって計画の立案実施に当ることになった。

1.5-6 外国援助

外国からの援助は財政的援助だけでなく技術的援助、設備資材等の援助など各方面にわたっている。その国家財政に占める割合は8割に達するほどに大きなウエイトとなっている。

表1-21 外国援助実績 (主として贈与)

(単位: 100万ルピー)

	1965/66	1966/67	1967/68
米 国	57.9	34.9	40.0
イ ン ド	93.0	77.6	115.0
中 共	16.2	24.6	28.9
ソ 連	5.0	4.9	5.0
そ の 他	6.5	0.1	1.1
計	178.6	142.1	190.0

1962年から1968年に至る合計年度の対ネパール外国援助総額は245,903百万ドルでその内訳は次のとおりである。

米 国	113,370 (百万ドル)
イ ン ド	83,284 (")
中 共	21,913 (")
ソ 連	18,679 (")
そ の 他	8,707 (")

主要援助国の援助概要は次のとおりである。

(a) インドの援助

1951年から具体的な援助が始まったが、その内容は交通通信機関に対する援助、かんがいおよび電力に対する援助、村落および地方開発に対する援助の三つに大別できる。最初の援助成果はカトマンズ空港 (ゴウチャ)

の建設であり、次いでインド国境からカトマンズに通ずるトゥリバン・ラジ
バット道路の建設が1953年から始まり1955年に完成した。これに並行して
カクラク・ルンビニ、パタン・タンコット間の道路建設も行なった。一方かん
がい、電気部門では1964年にトゥリスリ川水力発電計画が完了し、20,000
キロワットの電力をカトマンズに供給することとなった。1954年4月にはコ
シ川開発計画の協定が調印され、発電所とかんがいを行なうこととなった。ま
た1959年12月にガンダキ川開発計画に関する協定ができ、かんがい、電力
の開発を行なうこととなった。教育面ではネパール留学生を奨学資金で受入れ
また、技術学校、研究所、電報局などが建設された、第3次5か年計画におい
ては道路建設を主として約2億ルピーが支出され、バイラクからバカラへの道
路が開通した。このほか、次期経済計画にまたがる総額4億8,000万ルピーの
東西ハイウェイ建設が決っている。

(b) アメリカの援助

1952年にUSOM(United State Operation Mission)をカトマン
ズに設置し、対ネパール援助を開始した。1951年1月には両国間に技術協力
計画協定が結ばれている。米国の援助は農村開発、教育、厚生など各方面にわ
たっている。1958年からはヒタウラよりバーラトプールを結ぶラプティ道路
が建設され、さらにナラヤニ川の渡船設備、ヒタウラ・カトマンズ間を結ぶ物
資輸送用ロープウェイが建設された。1959年5月には両国間に航空協定が結
ばれ、この協定に基づいてD C 3型機3機を供与し、国方の地方空港8か所の
建設も行なった。この飛行機供与によってネパールはネパール王国航空を設立、
営業を開始した。1961年にはカトマンズに1500回線の自動式電話を設置し
た。また1959年までに米国援助によって435の小学校と大学の設立が可能
となった。1970年にはカトマンズ国立病院(ビル病院)を再建し、中央郵便
局も再建した。第3次5か年計画では東西ハイウェイ用機械および設備を含み
約3億8,000万ルピーが支出された。最近のドル防衛政策により大幅なネパー
ルからの引上げが決ったため、特に米国資金にたよっていた農業開発関係部門
に大きな支障をきたすこととなった。特にラプティ地域の開発は米国によって
進められたものである。

表1-22 開発計画への援助額

(単位：100万ルピー)

	1951/ 52 1961/ 62	第2次3か年計画				第3次5か年計画			
		1962- 63	1963- 64	1964- 65	計	1965- 66	1966- 67	1967- 68 (改訂実績)	1968- 69 (見積)
米 国	288	45.3	72.5	76.7	194.5	57.9	34.9	37.3	59.3
イ ン ド	199	13.6	36.2	54.5	104.3	93.0	77.6	97.1	145.8
中 共	47	3.2	11.0	32.0	46.2	16.2	24.6	29.1	61.2
ソ 連	45	20.0	45.2	22.3	87.5	5.0	4.9	3.3	5.0
そ の 他	39	10.1	12.9	13.5	36.5	6.5	0.1	0.8	5.1
計	618	92.2	177.8	199.0	469.0	178.5	142.1	167.6	276.4

(注) 1. 外国援助は主としてグラント

2. その他はスイス、カナダ、オーストラリア、英国、ニュージーランド、フォード財団、国連関係

資料：IMFレポート1969年7月(Budget Speeches)

(c) 中共の援助

1955年に外交関係が成立してから1956年9月には通商協定が、1956年10月にネパール・中共援助協定が結ばれた。この協定に基づきカトマンズになめし皮および靴工業、ヒタウラにセメント工場が建設され、さらにカトマンズに大きなレンガ工場が建設され、この土地で製造されるレンガが市場の大半を占めることとなった。1961年の協定によりチベットとカトマンズを結ぶアラニコ道路(別名コダリ道路)の建設が始まり1967年に完成させた。ついでカトマンズ・ボカラ間の道路建設に着手し、1972年中に完成の見込みである。第3次5か年計画には道路建設およびレンガ工場建設資金として約6,000万ルピーを援助し、次期開発計画にまたがる総額は約2億5,000万ルピーとなる。

(d) ソ連の援助

ネパール・ソ連両国間には1959年4月に援助協定が成立し、3,000万ルピーの援助が決った。これはビルガンジの精糖工場、ジャナクプールの煙草工場の建設および東西ハイウェイの調査費用に使われた。現在ジャナクプールの

タバコ工場で生産されるタバコはネパール全土の60%以上のシェアを持つほどに成長した。さらに1962年にはこれら開発計画をさらに推進するため320万ループルの増額援助が行なわれた。この他、セメント、鉄鋼材など建設資材の物資援助が行なわれ、1971年には上記東西ハイウェイのアムレクガンジ・ジャナクプール間が開通した。また、第3次5か年計画には道路建設および農機具工場建設をおり込んだ。

(e) 日本の援助

我が国からの援助は政府間ベースでコロンプランに基づく専門家の派遣、機材供与、研修生の受入れなどが中心であった。しかし1970年2月2日に両国間で日本青年海外協力隊派遣の取きめ署名が行なわれ、さらに3月には対ネパール百万ドル円借款協定に関する交換公文が署名された。これに引き続き1970年末には20万ドルのKR援助が決った。このように我が国からの経済協力、技術協力は年々増大している。

(f) その他の援助

イギリスは1960年4月に結ばれた援助協定により、森林開発、道路建設、発電所建設を行なっている。またコロンプラン計画による専門家の派遣を行ない、茶プランテーションの栽培指導を行なっている。

スイスはチーズ工場の建設等酪農指導を行なった。1956年5月にカトマンズにSATA (Swiss Association for Technical Assistance) ができ、1959年2月に援助協定に調印した、またチベット人難民のためのキャンプではカーペット作成など手工業の指導を行なっている。

イスラエルは国土調査に参加し、また、陸軍の中に設けられたパラシュート部隊の指導にあたっている。

ドイツはカトマンズに地理研究所を設け、ガンダキ地域の丘陵地帯の農業開発援助にあたっている。

この他、ニュージーランド、オーストラリア、カナダなどの国々のほか、国連の各機関が各種援助を行なっている。

第2章 ネパール農業開発プロジェクトの概要

2.1 プロジェクト発展までの経緯

ネパール政府から日本政府に対する最初の農業開発協力に対する要請は昭和41年12月在京ネパール大使より外務大臣あて書簡をもってなされた。その後、数次に亘る外交交渉の後、昭和44年3月次のような内容の協力を正式に要請してきた。

イ. 実験指導農場の設定に関する協力

高地3カ所、低地3カ所の計6カ所の実験指導農場の設立

ロ. 農業総合地域開発に関する協力

Mahakali および Mechi 地域の農業開発

ハ. 農業個別専門家の派遣

品種改良、穀物貯蔵、病虫害、および農機具等の専門家

更に引続いて、同4月にはChitowan地域のかんがい施設に関する開発協力に関しても要請を受けた。

これらの要請に対して、日本側はネパールにおける農業開発協力の妥当性を検討し、ネパール政府の要請内容を盛り込んだ形のプロジェクト協力を実施する方針を決め、現地調査を行なうこととなり、昭和45年3月～4月にネパール農業開発予備調査団(第1次・福田仁志団長)を派遣した。

調査結果は諸々の諸条件を考慮して、協力対象地域をナラヤン県のChitowan地域に定めて、農業の初歩的改良から実施することが望ましく、その方法として、Extension farms あるいは Extension plotsを広い地域に設置して、農民の啓蒙を計ることが第一であると報告された。(ネパール農業開発予備調査報告書、昭和45年9月)

この第1次調査団の報告に基づいて、協力の基本計画を作成するため、第2次のネパール農業開発計画調査団(福田仁志団長)が昭和45年11月～12月に派遣され、協力の全体構想が策定された。この第2次調査中に、ネパール政府は、対象地域をジャナカプール県全体にわたる農業開発について実施してほしい旨の強い要請があり、これは現在各国および機関がネパールに対し、技術協力を行なっているが、1つのZoneの中でこれらと競合しないようにするネパール側の配慮があった。従って第2次調査で、ジャナカプール県タライ平野とChitwan地域を中心に調査を実施し、協力全体構想お

よび基本計画を策定し、その経済的妥当性および協力の有効性を明らかにした。(ネパール農業開発計画第2次調査報告書、昭和46年5月)

これらの基本計画は昭和46年5月Kathmanduでネパール政府に説明され、一方同年6月ネパール政府からMr. R. P. Sharma, Mr. S. P. Bhattarai 他1名が来日し、ネパール農業開発の実施スケジュール、実施上の問題点等に関する合意がなされた。

同年秋、具体的実施内容を決定するために実施設計面調査団を派遣し、合せてRecord of Discussionを取り交すこととなり、第3次のネパール農業開発実施設計調査団(福田仁志団長)は同年10月16日より45日間にわたって、具体的な協力内容の策定および一部の基盤整備事業に対する設計を行なった。

基盤整備事業に対する設計はジャナカプール県普及活動計画の深井戸および簡単なかんがい排水施設を整備する420haについて詳細工事設計が実施され、一方ラプテ模範農場計画のモデルファームの周辺へのかんがい施設を整備する100haについて、基幹工事設計が実施された。

2.2 協力計画の概要

本計画の具体的な調査結果の詳細はネパール農業開発計画実施設計調査第1回報告書(昭和47年3月)に記載されている。

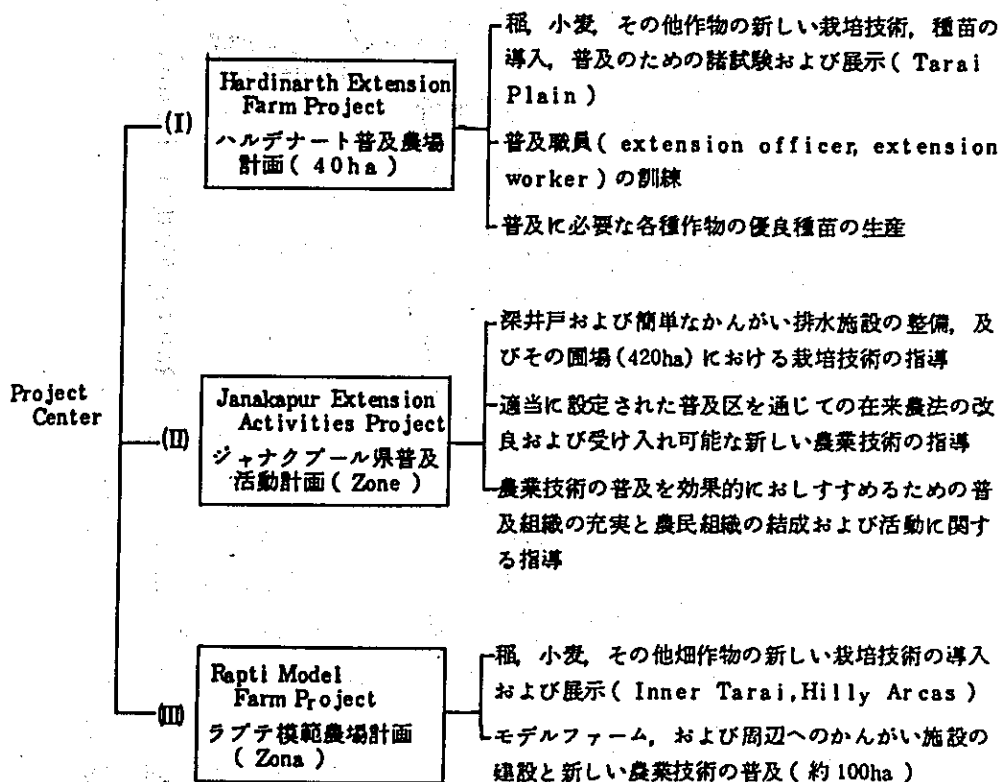
具体的な協力内容のプログラムは第2-1表のとおりである。協力地域は第2-1図のとおりである。

又これら協力内容の概要は次のとおりである。

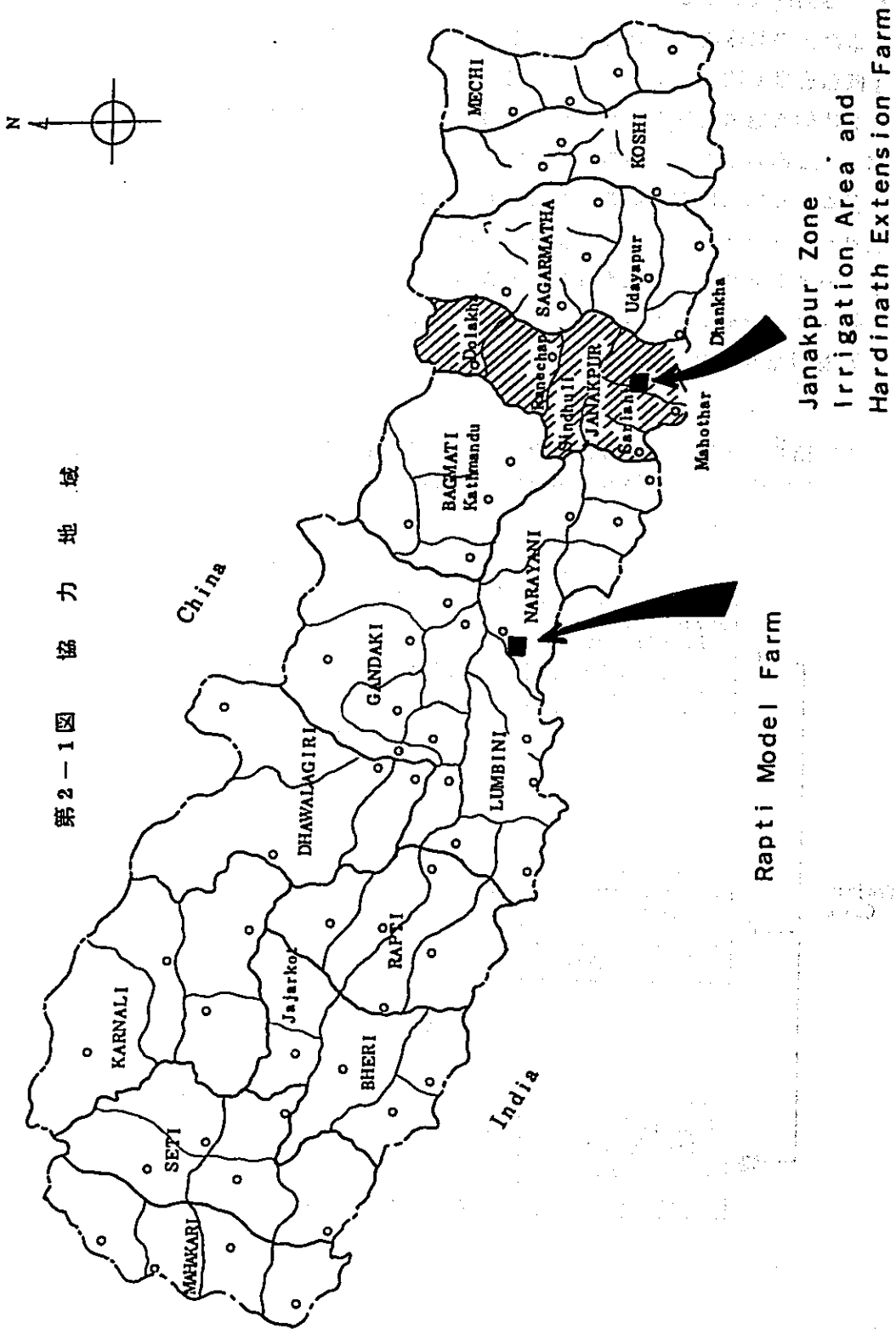
2.2-1 ハルディナート普及農場計画

ハルディナート普及農場は、FAOの旧ハルディナート・パイロット・デモンストレーション農場の用地と全施設(40ha)を使用して、次の業務を行なうものである。

第2-1表 Japan-Nepal Regional Agricultural Development Programme



第2-1图 協力地域



1. 稲、小麦その他作物の新しい栽培技術、種苗の導入、普及のための諸試験及び展示。

(1) 栽培技術

水 稲；

- ① 水稲在来品種栽培での穂肥施用の検討。
- ② 水稲高収量品種に対する標準施肥の検討。
- ③ 白葉枯れ病、イモチ病、メイ虫、カメ虫等の予防駆除対策の検討。
- ④ 水稲栽培適性かんがい水量測定。
- ⑤ 水稲節水栽培の検討。

小 麦；

- ① 小麦高収量品種に対する標準施肥量の検討。
- ② 小麦栽培適性かんがい方法の検討。
- ③ サビ病、夜トウ虫その他の病虫害予防駆除対策。

野 菜；

- ① 各種野菜の栽培適期の検討。
- ② 代表的野菜の適性施肥量の検討。

豆 類；

- ① 各種豆類の追肥の検討。
- ② 各種豆類の播種量の検討。

緑 肥；

- ① 水田緑肥としてのDhainchaの栽培法の検討。
- ② 秋作・冬作緑肥の適性作物の検討。気象観測、そのデータの集積と分析。

(2) 優良種苗の導入

- ① 水稲優良品種の選抜。
- ② 小麦優良品種の選抜。
- ③ 甘蔗優良品種の選抜。
- ④ 野菜の優良品種の選抜。
- ⑤ バナナ・パイナップルの優良品種の選抜。
- ⑥ 緑肥品種の選抜。
- ⑦ 飼料作物の選抜。

(3) 展 示

展示は改良農法及び優良品種の検討の結果によって行なわれるが、当初より展示される品種、耕種法は次の通りである。

品 種

- ① 水 稲；IR 5, IR 8, IR 20, IR 22, IR 24, Malinja, Masuri, T 141, BR 34, etc.
- ② 小 麦；S 331, S 227, C 306, Lerma Rohs 64, Sonora 64, RR 21, etc.
- ③ 甘 蔗；BO 34, BO 50, CO 416, etc.

耕 種 法

水 稲；

- ① 高収量栽培法。
- ② 穂肥栽培法。
- ③ 除草栽培法。
- ④ 節水栽培法。
- ⑤ 緑肥単用栽培法。

小 麦；

- ① 高収量栽培法。
- ② 鋤溝播栽培法。
- ③ 節水栽培法。

2. 普及に必要な各種作物の優良種子の生産

普及に必要な各種作物の優良種子の生産は優良種苗の導入の検討を待つて行なうが、とりあえず次の品種、作物について種苗の生産を行なう。

- ① 水 稲；IR 5, IR 8, IR 20, IR 22, IR 24, Malinja, Masuri, T 141, BR 34, etc.。
- ② 小 麦；S 331, S 227, C 306, Lerma Roho 64, Sonora 64, RR 21, etc.。
- ③ 甘 蔗；BO 34, BO 50, CO 416。
- ④ 野 菜；大根は採種、なす、トマト、すいかは採種と育苗、玉ねぎ、はなやさいは育苗。
- ⑤ 緑 肥；Dhaincha, Egyptian Clover, Cowpea。
- ⑥ 果 樹；マンゴー、リーチ、グワバー。

3. 普及職員の訓練

- ① ADO セミナール。
- ② JT 短期研修。
- ③ JTA 短期研修。
- ④ JTA 季節研修。
- ⑤ 専門普及員研修
- ⑥ 農業機械研修

2.2-2 ジャナクプール県普及活動計画

本プロジェクトでとりあげる普及海動は、全県域を対象として行なうものであるが、協力の初期にはトライ地域を中心として行なうものである。

1. 深井戸および簡単なかんがい排水施設の整備、及びその圃場(420 ha)における栽培技術の指導

(1) 深井戸および簡単なかんがい排水施設の整備

ジャナクプール - マヘンドラナガル・ハイウェイに沿ったサフイー村とラムダイヤ村の耕地に8本の深井戸と簡単なかんがい排水施設を設け約420 haに周年かんがいする。

(2) 深井戸かんがい圃場約420 haにおける栽培技術の指導。

本地区の栽培技術の指導は次項の周年かんがい、排水良好田に準じて行なう。

2. 適当に設定された普及区を通じての在来農法の改良および受け入れ可能な新しい農業技術の指導。

普及に供される主な農業技術は次の通りである。

(1) 作付体系

① 周年かんがい・排水良好田

水稲 - 水稲

水稲 - 小麦又は冬作野菜

夏作緑地 - 水稲 - 小麦, 冬作野菜, 豆類, からしな。

その他

② 周年かんがい・排水不良田

水稲単作

水稲 - 水稲

その他

③ 雨期補給かんがい・排水良好田

夏作緑肥 - 水稲 - 冬作豆類又はからしな

その他

④ 雨期補給かんがい・排水不良田及び天水依存田

水稲単作

⑤ 降雨依存畑

とうもろこし } - { からしな, しこくびえ,
陸 稲 } - { 豆類, 秋作野菜

⑥ かんがい可能畑

とうもろこし } - { 秋作野菜, 小麦,
陸 稲 } - { 夏作野菜, たばこ

(2) 耕種法の改善

水 稲 ;

- ① 在来品種に対して穂肥の施用。
- ② 選種, 施肥, うす播きにより健苗育苗を行なう。
- ③ 除草作業の実行。
- ④ 品種の選定は在来種を基本とするも, 農家圃場の条件がととのえば I R 5, I R 8 その他の導入品種が適応される。
- ⑤ 晩植水稲が水稲栽培の基本であるが, かんがい水の豊かなところでは早植栽培も普及される。
- ⑥ 病虫害駆除対策の実施。

小 麦 ;

- ① 播種適期は 1 1 月中・下旬。
- ② 品種は S 2 2 7, C 3 0 6, Sonora 64, Lerma Roho 64, R R 2 1。

- ③ 施肥の実施。
- ④ 除草の実施。
- ⑤ 病虫害駆除対策の実施。

とうもろこし, 甘 蔗 ;

- ① 改良品種の普及。
- ② 施肥の実施。
- ③ 除草中耕培土の実行。

からしな；

① 施肥の実施。

② 硼砂の葉面散布。

(3) 改良農機具の普及

改良犁、改良牛車、田打車、足踏脱穀機（いずれもネパール製）、
背負式散粉器、小型かんがいポンプ等の普及。

3. 農業技術の普及を効果的におしすすめるための普及組織の充実と農民
組織の結成及び活動に関する指導。

(1) 普及組織の充実。

① 本協力は普及事業を中心事業とし、普及組織はJanakpur Agr-
icultural Development Board 統轄する。

② 本協力期間中に普及活動を及ぼすDistrictは北端地区のDol-
akha をのぞく5 Districtであるが、普及活動はTarai の
Districtより始め、Inner Tarai, Hill 地域へと進展して行
く。

③ 普及の実務に当る普及員（J T, J T A）の増員と質的向上をは
かる。

④ 普及の現場の実務はDistrict単位で組織されているA D O
（Agriculture Development office）とJ T Aによって進展
される。

⑤ 普及組織は主としてネパール政府職員によって運営される。日本
人専門家及び協力隊員の直接的参加は可及的に少なくし、ネパール
人職員に対する緊密な協力にとどまる。

⑥ 下記の普及関連機関との協力関係を密にする。

1) Janakpur Agronomy Experimental Farm.

2) Janakpur Horticultural Center.

3) Janakpur Fish Farm.

4) Janakpur Cigarette Factory Farm.

5) Rapti Agriculture Research Station.

6) Rapti Horticultural Center.

7) Agriculture Supply Co-operation.

8) Agriculture Development Bank.

(2) 農 民 組 織

農業生産の向上のために、生産活動、信用活動、購販売活動等の協同化をはかるが、現状は未だ農民の協同化を進める段階になく、農業協同組合開発は今後の問題にのこされる。本協力期間では、深井戸かんがい地区で水利管理を中心とした農民の組織化を試みる。

2.2-3 ラブティ模範農場計画

ラブティ模範農場は、旧東京農業大学ラブティ実験指導農場の用地（8 ha）と施設に、ラブティ園芸農場の用地一部を加えて使用して、次の業務を行なうものである。

なお本農場での技術、品種導入結果は、ジャナクプール県の内部タライの普及の材料に供されるものである。

1. 稲・小麦その他畑作物の新しい栽培技術の導入および展示

ラブティ模範農場では内部タライの農業開発のための新しい栽培技術の導入と展示を行なう。従って本農場でとりあげる農作物は、現在内部タライで栽培されている作物 — とうもろこし、水稲、陸稲、小麦、からしな、ばれいしょ、その他 — である。検討事項は、各作物別に、優良品種の選定、施肥量及びその方法、中耕除草、かんがい、病虫害予防駆除対策、育苗、栽培時期、その他について検討する。又土壤の保全対策についても検討する。これら検討の結果、普及に供しうる品種、技術を展示する。

土壤保全に使用する炭酸石灰を製造する。又本農場及びチトワン郡内のネパール政府農場で使用する日本製農業機械の修理を行なうとともに、使用整備技術の研修を行なう。

さらに、慣行農法の調査、土壤調査、気象観測等を行なう。

2. モデル農場周辺へのかんがい施設の建設および新しい農業技術の普及。

(1) かんがい施設の建設

本農場のかんがい施設を充実するために、Narayani 河からポンプで水をあげ、パイプで給水する。このポンプかんがいパイプの敷設周辺の農家圃場約 100 ha にもかんがいをする。

(2) 普 及

本農場の普及活動は、上記のポンプかんがい地域を中心に行なうが、

ADOの要請があれば、Chitwanの他の地域の特定農家への指導も行なう。この普及事業は、本農場の直接事業であるが、ChitwanのADO、ASC、ADB等の協力のもとに行なう。

第3章 協力予定地域の一般現況

3-1 協力予定地域

ネパール農業開発協力の協力予定地域は、ジャナクプール県全域とナラヤニ県チトワン郡ヤギヤブリ村にあるラブテイ・モデル農場である。

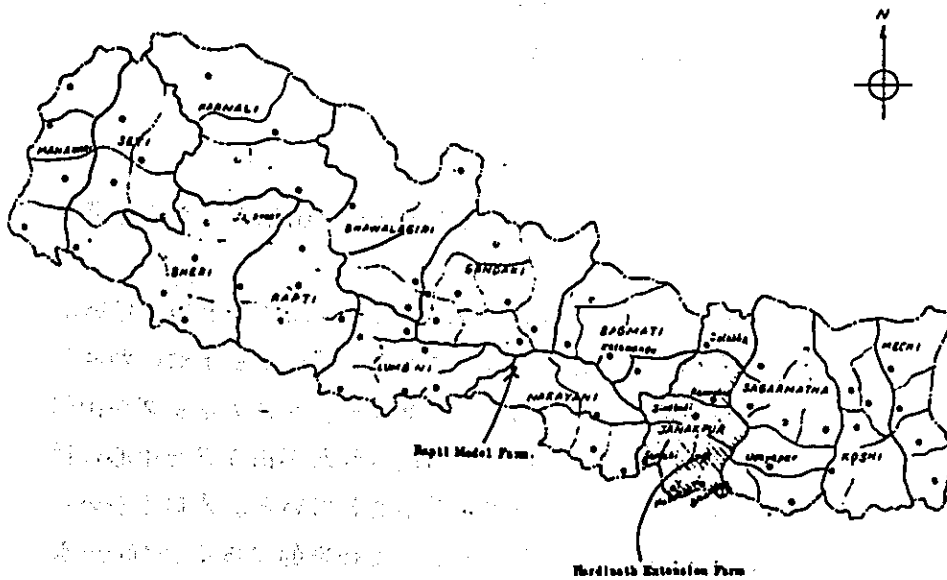
協力予定地域の自然的条件は次のようである。

3-1-1 ジャナクプール県

(1) 位置

ジャナクプール県は、図3-1に示すとおり、ネパール国の東部に位置し、その面積は、9,769平方キロメートルである。ジャナクプール県は、東をサガルマター県に、西はバグマティ県とナラヤニ県に隣接している。又西はインドから北はチベットに細長く延びている。

3-1 ネパールの行政区図



地形上から、この県は山岳部、内部タライ及びタライ平原の3つに分けられるが、行政的には、6つの郡(ディストリクト)に区分されている。それぞれの面積は表3-1の通りである。

表3-1 ジヤナクプール県の各郡別総面積と耕地面積

District	Total Area (Kmf)	Cultivated Area (ha)
Dolakha	1,976	6,000
Ramechhap	1,378	12,500
Sindhuli	2,950	14,000
Sarlahi	1,383	60,000
Mahotari	1,251	58,000
Danukha	1,191	70,000
Total	9,769	219,600

他

Waste Land (Kmf)	2,000
Forest (Kmf)	5,574

① 山岳部

標高1,000米から8,900米にわたるヒマラヤ山系からなる地帯である。

終年雪におおわれているところも多く、気温も一般にきわめて低い。森林は標高4,200米の付近まで広がっており、それから上はいわゆるヒマラヤ山地となっている。行政的にはドラガー、ラメチャップが山岳部に入る。農業は、低地をはじめ山腹に造成された棚田などを中心に行なわれ、稲、とうもろこし、ひえなどが栽培されている。人口も多い。しかし、厳しい自然条件に災いされ、きわめて後進的である。牧畜—水牛、山羊、羊、ヤクなど—がさかんである。

② 内部タライ

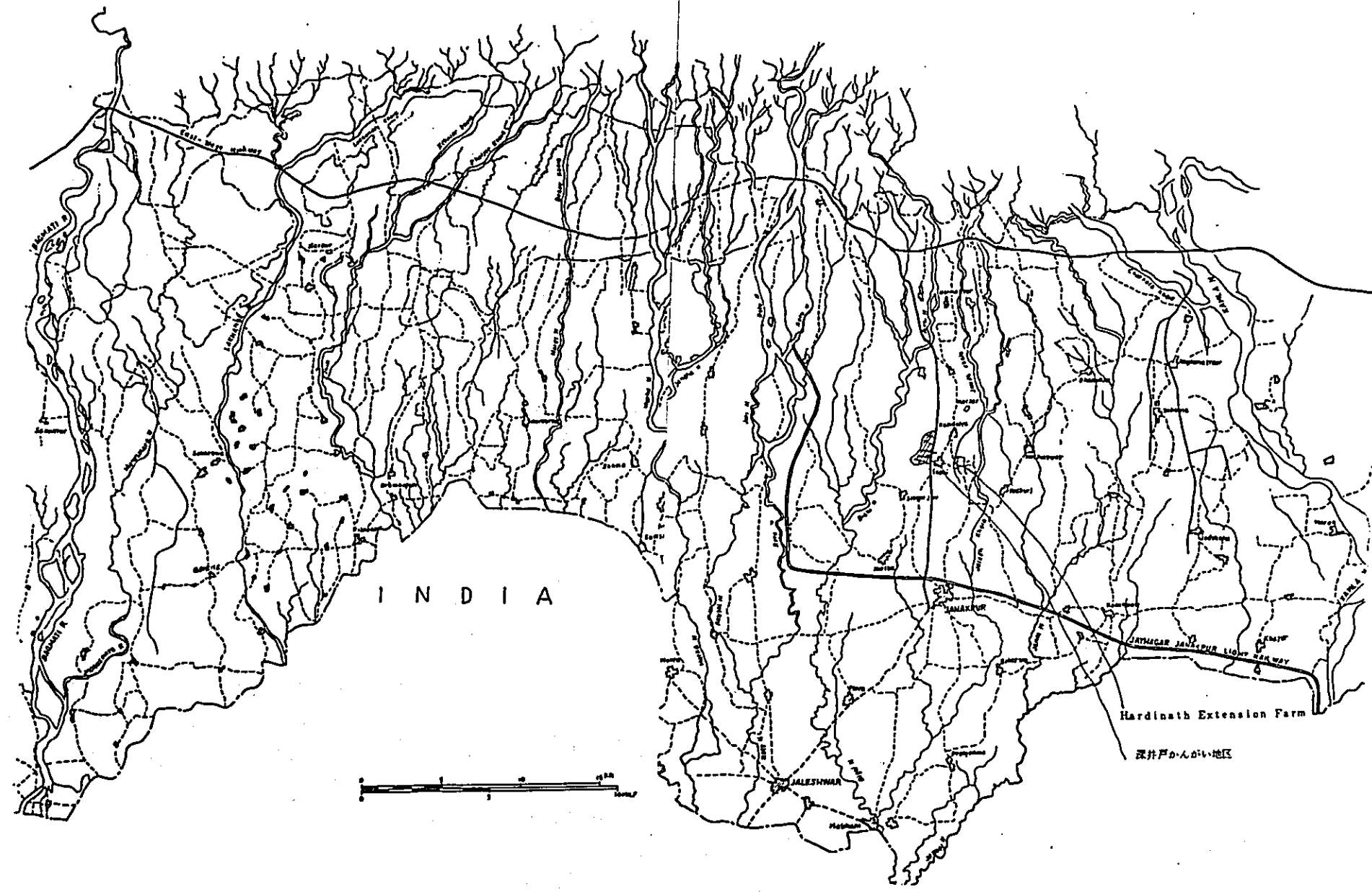
山岳部の南、タライ平原との間にはさまれた標高3,000米までの地

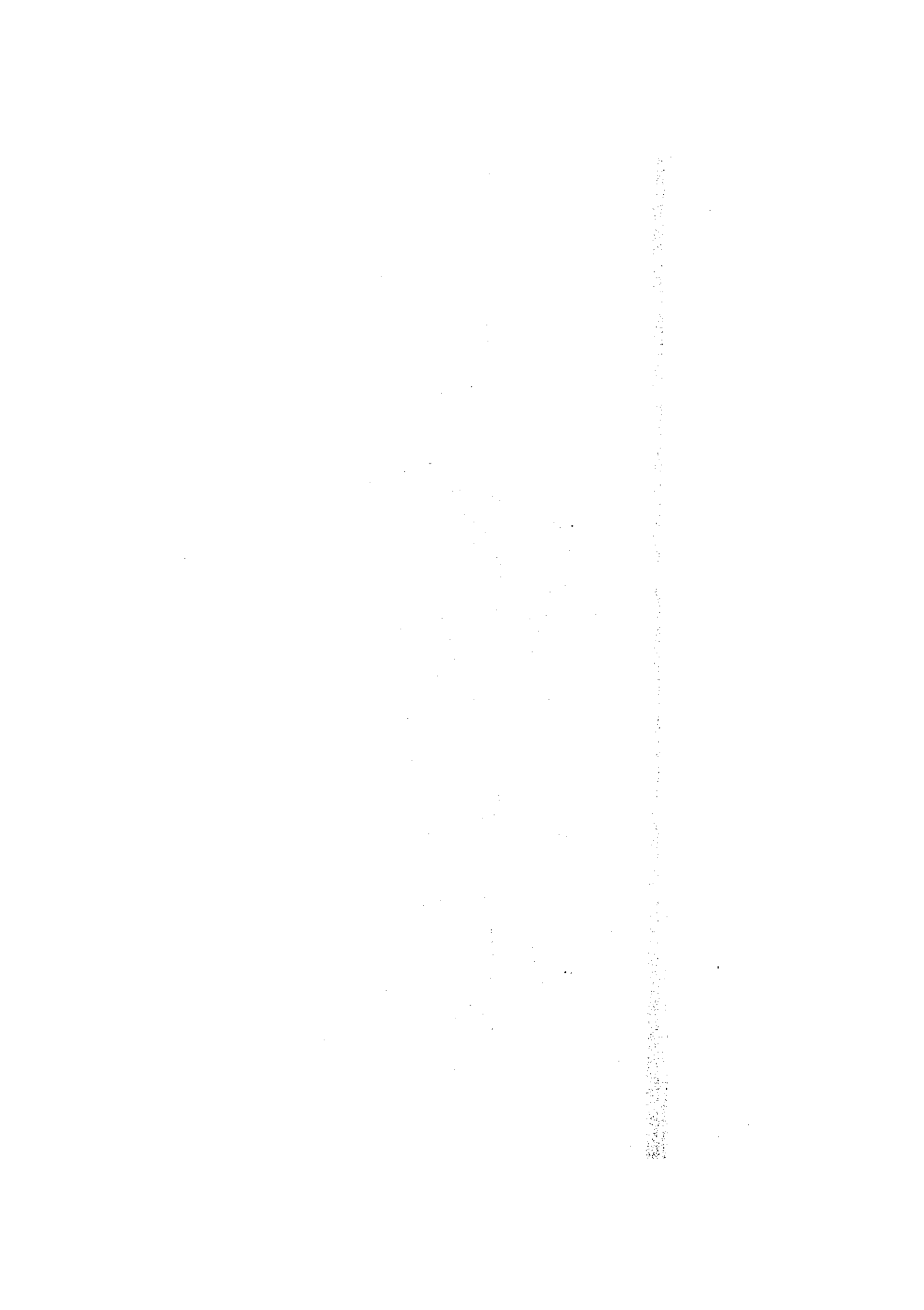
帯である。いわゆる東部インナー・タライの一部である。行政的にはシンドウリーである。このなかにはシンドリマリをはじめとする大小いくつかの盆地が散布する。これらの盆地は気候にも恵まれ、所によっては地味もかなり肥えている。したがって、稲、とうもろこし、豆類、ひえ、馬鈴薯などの栽培がさかんである。しかし、道路事情がきわめて悪いため、生産物の市場への輸送は容易ではない。この地域では、これが健全な農業経営を阻害する大きな理由の一つとなっている。

③ タライ平原

ネパールの南部、インドとの国境に沿って東西に広がる細長い帯状の地帯で、南は平野、北は森林におおわれた丘陵地である。行政的にはダヌカ、マホッター、サラヒイー等である。南部の平坦地は、古くからそのほとんどすべてが耕地として利用され、ネパールの穀倉地帯となっている。稲、豆類、とうもろこし、小麦、からしな、たばこなどが広く栽培されている。しかし、かんがい施設が十分整備されていないため、土地生産性はきわめて低い。道路事情は、山岳部や内部タライに較べればはるかによいが、雨期には、河の氾濫や水田地帯における冠水のため牛車の通行ですらほとんど途絶した状態になってしまう。(図3-2)

図 3 - 2 タイ平原図





(2) 気 象

ジャナクプール県は、北はヒマラヤ山地から南は亜熱帯のインド国境にまでひろがっている。そのため、気象条件はきわめて多様である。気温の変異は、とくにこの県の特徴をあらわしているとみてさしつかえない。

① 気 温

表3-2は、ネパールの各地における最高、最低、年平均気温を示すものである。この表からもわかるとおり、気温は、緯度及び標高によってきわめて大きな差異を示す。

表3-2 地域別最高・最低・平均気温 (°C)

Observatory	Elevation (m)	Annual Mean Temperature (°C)	Max. Temper- ature (°C)	Min. Temper- ature (°C)	Latitude (N)
Wallung Chung Gola	3,048	7.4	21.0	-9.55	27°-41'
Jomosom	2,800	12.2	30.5	-8.5	28°-47'
Okhaldunga	2,121	16.0	28.1	0.0	27°-19'
Sallyan	1,660	18.6	35.6	2.3	28°-23'
Kathmandu	1,288	18.1	36.1	-3.9	27°-42'
Pokhara	833	20.8	37.0	3.0	28°-11'
Butwal	263	25.8	44.9	4.3	27°-42'
Barakshetra	146	24.4	40.0	4.9	26°-52'
Biratnagar	76	24.5	-	-	26°-28'

表3-3は、ネパールの首都カトマンズとタライ平原の2地点における月平均気温を示すものである。いづれもジャナクプール県の中に位置しないが、タライと山地の気温を一般的にあらわすものである。

表 3-3 月別平均気温 (°C)

Name of Place	Kathmandu	Biratnagar	Parwanipur	Barakshetra
Latitude (N)	27°-42'	26°-28'	27°-04'	26°-52'
Longitude (E)	85°-20'	87°-17'	84°-58'	87°-10'
Altitude (m)	1,288	76	100	146
Jan.	9.8	17.1	16.0	16.9
Feb.	12.2	19.3	17.8	19.8
Mar.	15.2	23.8	23.1	23.8
Apr.	19.0	28.0	28.4	27.8
May	22.1	28.8	30.3	28.4
Jun.	24.2	28.6	30.1	28.9
Jul.	24.0	27.9	30.2	27.7
Aug.	23.7	27.7	29.5	27.2
Sep.	22.7	27.4	29.6	27.0
Oct.	18.7	25.2	26.0	25.2
Nov.	14.4	21.4	21.2	21.5
Dec.	10.6	18.3	17.4	18.3
<u>Annual Mean</u>	18.1	24.5	25.0	24.4

② 降水量

表 3-4 は、ネパールにおける降水量の月別分布を示すものである。降水量は、地域によりきわめて大きな差異がある。ジャナクプール県については、タライ平原では、ほぼ年間 1,200 mm 内外の降水量である。山岳部の一部には、3,000 mm をこすところもみられるが、平均して 2,500 mm 程度とみてよい。内部タライでは平均 2,300 mm の降水量があるが、一部には 1,000 mm を下まわるところすらある。

表 3-4 Normal Rainfall of Nepal* (mm)

Location	Jan.	Feb.	Mar.	Apr.	May	Jun.	Jul.	Aug.	Sep.	Oct.	Nov.	Dec.	Total
Amlekhganj	15.1	5.8	22.4	31.3	105.1	377.5	579.1	584.3	343.1	75.7	13.4	2.4	2154.9
Barakshetre	22.7	18.7	16.7	76.0	133.6	323.7	733.1	629.1	512.5	113.7	12.7	3.0	2589.5
Bhojpur	22.3	15.9	22.5	54.1	120.0	217.7	266.4	246.7	174.0	37.8	13.0	2.0	1192.4
Biratnagar	21.8	5.4	10.6	34.4	113.6	295.9	472.8	414.5	300.1	100.8	3.5	10.0	1778.4
Butwal	18.8	16.2	17.3	28.5	58.8	444.2	743.5	940.6	296.8	47.7	16.5	3.5	2632.4
Dadchidhura	68.0	58.6	70.3	39.4	54.3	170.3	410.2	326.7	170.3	80.4	8.8	39.0	1466.3
Dallekh	19.7	29.5	20.2	24.3	50.2	174.3	411.7	453.4	78.8	59.9	8.5	6.2	1336.7
Dhangadi	32.3	16.5	23.5	1.8	29.3	213.0	532.9	401.7	277.5	110.9	4.8	9.5	1653.7
Gorkha	14.5	9.9	23.5	64.9	183.8	300.6	447.2	468.9	163.5	47.7	37.0	1.6	1763.1
Gularia	35.2	20.6	32.6	10.4	30.0	120.9	312.5	360.2	191.5	84.5	2.0	11.1	1211.5
Hlam	14.0	9.2	13.9	43.3	139.0	275.7	326.8	323.0	201.7	64.0	6.3	2.0	1418.9
Jomsom	32.1	22.2	33.9	21.9	13.0	10.9	43.3	44.0	32.2	158.4	9.8	18.9	440.6
Kathmandu	18.1	19.0	25.0	52.3	62.0	249.0	339.9	337.4	166.6	27.0	15.0	1.7	1253.0
Okhaldhunga	24.5	15.4	25.4	54.8	102.9	341.2	487.4	369.0	192.2	70.5	10.0	2.7	1696.0
Pokhara	22.2	45.0	48.4	82.3	233.5	668.2	893.8	869.2	475.2	149.3	15.9	8.8	3511.8
Sailyan	32.7	30.2	33.8	15.0	31.9	209.1	246.6	286.7	87.0	72.2	0.4	45.3	1090.9
Taplejung	18.3	19.2	68.6	115.8	210.5	431.9	397.3	413.7	258.9	53.0	28.5	3.4	2019.1
Timure	26.2	36.1	64.3	30.9	32.1	143.0	269.2	242.0	146.3	45.4	3.9	9.0	1043.4

Source: Meteorological Service, HMG

③ 日 照

他の熱帯あるいは亜熱帯地におけると同様、タイ平原での日照時間は、一般にかなり長い。表3-5表にみるとおり、パルワニプールでは、5月には1日当たり9.86時間にもほっている。しかし、雨期の最盛期にはかなり減少し、7月には1日当たり5.10時間にまで低下する。一方、内部インナータイのチアルサでは、最長時間は5月にあらわれるが、1日あたりにすれば7.39時間にとどまる。また、雨期の最盛期にあたる7月には1日あたり3.02時間といった程度にまで低下する。これからもわかるとおり、タイ平原と山岳部では日照時間についても大きな差異がある。

表3-5 地域別月別日照時間

Name of Place	Parwanipur	Chialsa
Latitude (N)	27°-04'	27°-29'
Longitude (E)	84°-58'	86°-36'
Altitude (m)	100	2,750
Recorded Period	1967 - 68	1967 - 68
Jan.	8.05	6.92
Feb.	8.82	6.92
Mar.	7.81	6.04
May	9.86	7.39
Jun.	5.22	3.27
Jul.	5.10	3.02
Aug.	6.41	3.90
Sep.	6.94	3.51
Oct.	9.12	7.28
Nov.	9.18	6.36
Dec.	7.41	7.18
<u>Annual Mean</u>	7.74	5.65

④ 湿度

湿度は、雨期には高く乾期には低いことはいりまでもない。表3-6にみるとおり、パルワニプールでは、午前8時40分の測定結果は、8月に最高の81.0%を記録し、3月には63.9%にまで低下する。一方山間部を代表するカトマンズでは、12月に最高の93.2%を記録し、最低の62.1%は4月に記録されている。年間の変異は、タライ平原と山間部ではいささか趣きを異にする。

表3-6 地域別月別湿度 (%)

Name of Place	Kathmandu		Biratnagar		Parwanipur
Latitude (N)	27°-42'		26°-28'		27°-04'
Longitude (E)	85°-20'		87°-17'		84°-58'
Altitude (m)	1,288		76		100
Record Period	1949-64		1947-64		1958-62, 67-68
Observed Time	8.40	17.40	8.00	17.00	8.40 AM
Jan.	92.9	63.9	80.7	72.0	71.6
Feb.	86.6	55.4	73.0	59.5	71.0
Mar.	74.0	48.1	53.4	41.6	63.9
Apr.	62.1	43.6	47.9	38.2	65.7
May	63.4	53.6	63.0	57.5	64.3
Jun.	76.4	69.4	80.3	76.5	75.4
Jul.	81.9	80.4	86.9	84.0	74.8
Aug.	83.7	82.2	87.2	86.0	81.0
Sep.	82.9	81.1	85.2	87.0	78.1
Oct.	83.3	73.4	79.2	84.7	76.6
Nov.	88.6	69.7	76.6	80.7	72.3
Dec.	93.2	67.1	79.5	79.0	79.1
<u>Annual Mean</u>	80.8	65.7	74.4	70.6	72.8

表3-7は、FAOが管理運営していたハルダイナート・パイロット農場において観測された気象資料である。ほぼ1カ年程度の資料ではあるが、協定地域の気象傾向をみる参考になろう。

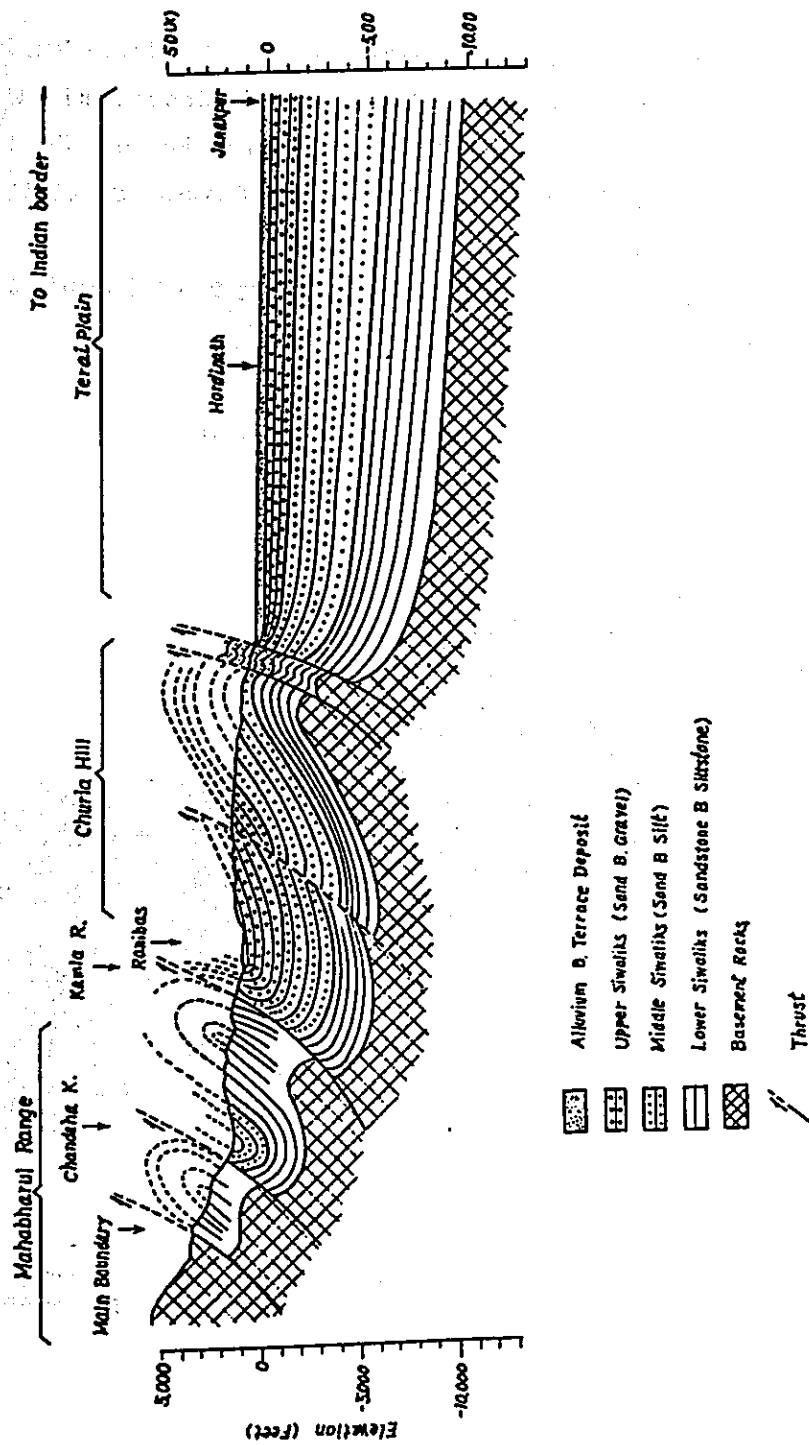
表3-7 ハルダイナート普及農場における気象観測データ

		1969										1970				
		Apr.	May	Jun.	Jul.	Aug.	Sep.	Oct.	Nov.	Dec.	Jan.	Feb.	Mar.	Apr.	May	
Day length		12.50	13.31	13.54	13.42	13.08	12.19	11.31	10.47	10.25	10.36	11.12	12.01	12.50	13.31	
Sunshine hour		9.07	9.14	6.50	6.31	5.35	5.50	9.23	8.23	8.24	8.19	8.03	8.22	9.11	9.15	
S/D		71	68	58	48	42	47	82	73	81	78	72	70	72	68	
Max temperature		40.2	41.0	39.8	35.3	34.9	34.5	33.0	32.5	26.5	25.8	28.8	37.1	39.4	41.8	
Mean max tem.		35.5	35.5	33.9	33.1	31.9	31.7	31.1	26.2	25.1	23.3	25.1	31.2	35.2	36.7	
Mean temperature		28.1	30.2	29.3	29.6	28.4	28.3	26.7	21.4	18.4	14.1	15.7	22.6	28.3	30.9	
Mean min tem.		22.9	22.9	25.6	25.8	24.3	21.1	20.7	15.5	10.7	9.4	10.9	15.4	19.9	24.8	
Min temperature		17.3	16.6	20.0	24.1	15.0	12.0	12.6	8.5	7.5	7.0	5.8	10.7	11.8	20.0	
Earth tem. 8.40 14.40	5cm	23.3	29.2	30.2	30.4	28.5	28.3	25.5	18.8	14.8	13.5	14.7	20.4	28.9	29.4	
	30cm	27.2	29.9	30.7	30.4	29.9	30.0	27.8	25.3	19.9	18.0	19.0	22.9	27.0	30.0	
	5cm	32.2	35.4	35.0	35.3	34.2	33.5	31.3	28.4	21.1	20.1	22.4	29.0	33.6	37.7	
	30cm	27.4	30.1	31.0	31.0	30.3	30.0	28.3	28.8	18.8	17.9	18.0	23.0	27.5	32.5	
Relative humidity	8 40	46	31	77	79	84	83	74	78	81	83	79	56	50	60	
	14 40	32	46	57	55	73	73	55	45	43	45	44	32	32	40	
Daily evaporation		8.82	7.15	5.45	4.79	4.38	3.87	3.78	3.07	2.34	2.31	2.77	5.70	7.35	7.53	
Monthly rainfall		40.2	38.5	240.5	83.4	251.4	123.0	16.5	15	0	11.6	19.0	20.0	38.3	65.8	
Rainy days		4	2	12	14	22	10	2	1	0	5	4	1	3	5	

(3) 地質・土壌

ジャナクプール県の中でも、山岳部、内部タライとタライ平原とでは、地質及び土壌に大きな差異がある。図3-3は、ジャナクプール県を南北に切った断面を地質的に示すものである。FAOによって行なわれたこの地質調査の結果によってもわかるとおり、タライ平原の上層は、インドに近い平坦部ではすべて沖積地で、ジャングルに近い部分は比較的高いテラスとなっている。

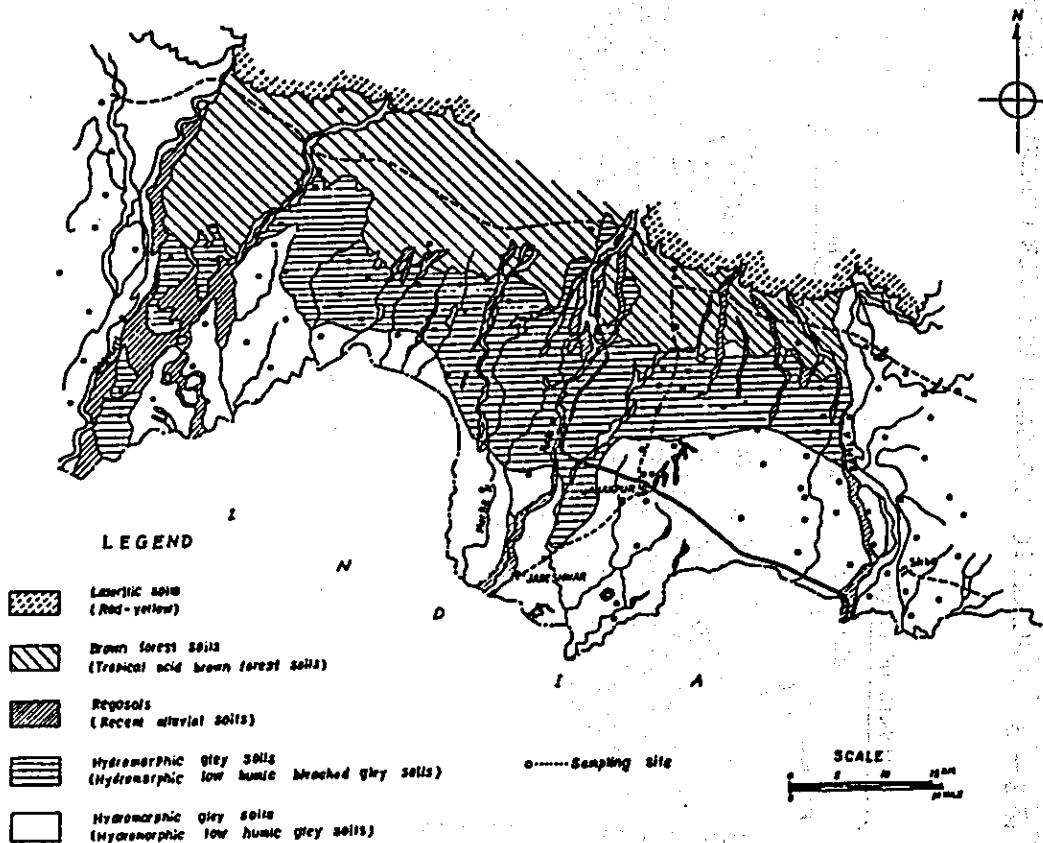
3-3 SCHEMATIC GEOLOGIC PROFILE (CHANDAHA K-RANIBAS-HARDINATH-JANAKPUR)



山岳部の土壤は調査されていず不明であるが、タライ平原の土壤は、地質的な影響もあつて、南部はそのほとんどが、Hydromorphic Gley Soils からなっている。そしてその北に Brown Forest Soils が連なり、また、河の付近は Regosols からなっている。その状況を示すのが図3-4である。

上に述べた土壤の資料をもとに、土地分級を行なったものが図3-5に示される。

図 3 - 4 土 壤 図



1. The first part of the document discusses the importance of maintaining accurate records of all transactions and activities. It emphasizes that this is essential for ensuring transparency and accountability in the organization's operations.

2. The second part of the document outlines the various methods and tools used to collect and analyze data. It highlights the need for consistent data collection procedures and the use of advanced analytical techniques to derive meaningful insights from the data.

3. The third part of the document focuses on the role of technology in data management and analysis. It discusses how modern software solutions can streamline data collection, storage, and processing, thereby improving efficiency and accuracy.

4. The fourth part of the document addresses the challenges associated with data management, such as data quality, security, and privacy. It provides strategies to mitigate these risks and ensure that the data remains reliable and secure throughout its lifecycle.

5. The fifth part of the document concludes by summarizing the key findings and recommendations. It stresses the importance of a data-driven approach in decision-making and the need for continuous monitoring and improvement of the data management process.

(4) 水 文

さきにも述べたとおり、ネパールは降雨量に恵まれている。しかし、この降雨は季節による偏差がいちじるしく、表3-7のハルディナートにおける観測結果に示す通り、8月には250mmにも達するのに、乾期の12月には全くといってよいほど降雨がない。山間部及び内部タライでは、さらにこうした傾向がいちじるしい。このような気象的な要因は、この国の河川の流出量にきわめて大きな影響を及ぼしている。表3-8は、ネパールにおける表流水に関する資料である。ジャナカプール県に關係のある河川はバグマティ河とカムラ河であり、年間流出量は毎秒バグマティ河で200トン、カムラ河で75トンと試算されている。

表 3—8 Weight and Scale of Surface Water Resources in Nepal

Category	Name of River	Length (km)	Catchment Area		Annual Run-off	
			(km ²)	(%)	(m ³ /sec)	(%)
I.	1. Sapt Kosi	513	60,400	31.6	1,564	23.9
	* 1-A, Sun Kosi	(334)	(18,000)	(9.4)	(710)	(10.9)
	* 1-B, Arun	(513)	(34,000)	(17.8)	(530)	(8.1)
	* 1-C, Tamur	(198)	(5,900)	(3.1)	(300)	(4.6)
	2. Gandaki	332	34,960	18.3	1,713	26.2
	3. Karnali	507	44,000	23.0	1,316	20.1
	4. Kahakali ** (Sarda)	223	15,260	8.0	844	12.9
	Subtotal	-	154,620	80.9	5,437	83.1
II.	5. Babai	190	3,270	1.7	65	1.0
	6. West Rapti	257	6,500	3.4	113	1.7
	7. Bagmati	163	3,610	1.9	200	3.1
	8. Kamla	117	2,160	1.2	75	1.2
	9. Kanaki Mai	108	1,575	0.8	64	1.0
		Subtotal	-	17,115	9.0	517
III.	Other small river	-	19,272	10.1	578	8.9
Total		-	191,007	100.0	6,532	100.0

* : Branch streams of Sapt Kosi.

** : Called Sarda River in India, and flows just on the extremely western border line between Nepal and India.

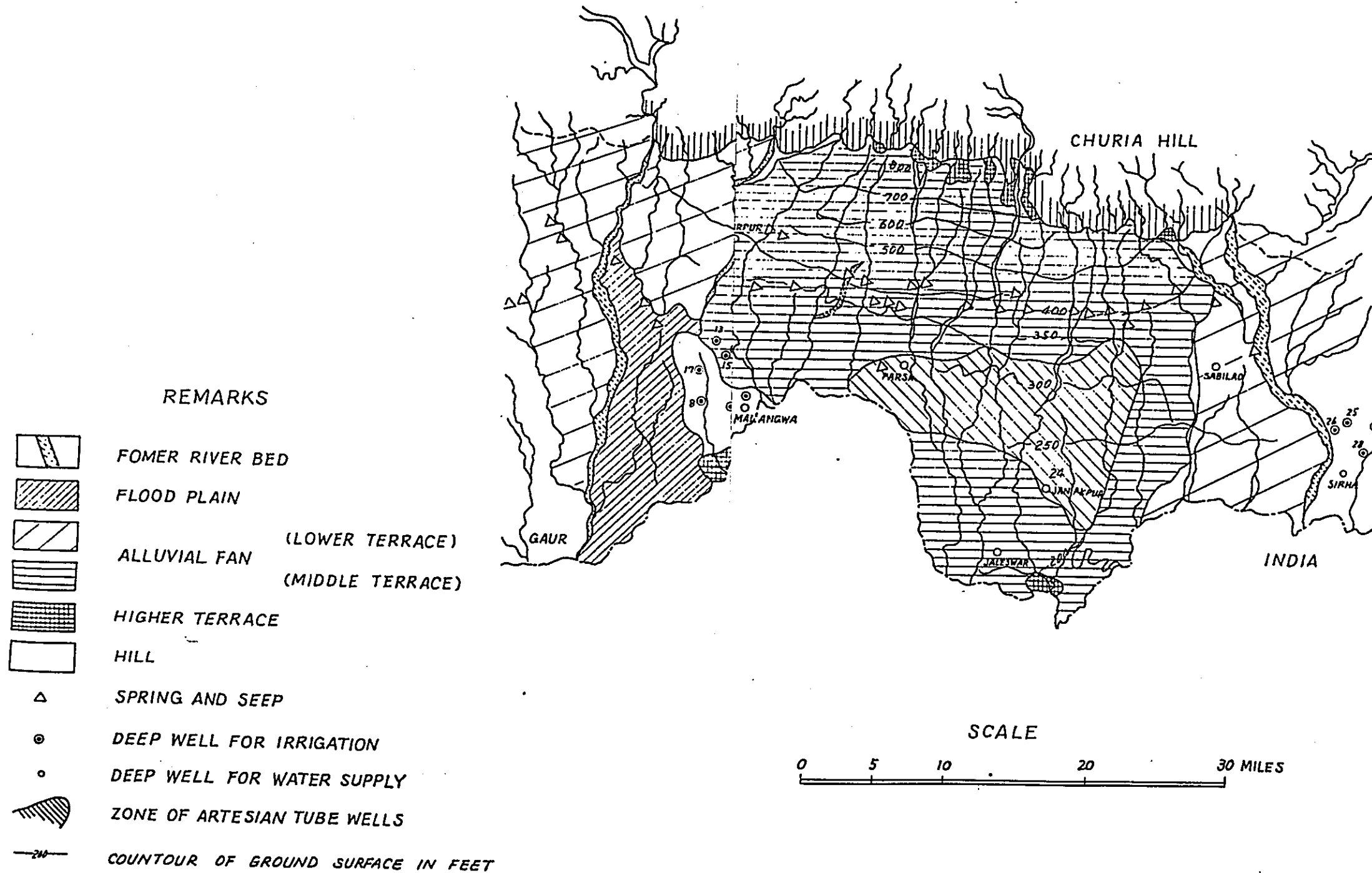
タライ平原では地下水が容易にえられる。農民は昔から浅井戸によって水を汲みあげ、主として飲料水として利用して来ている。一部では、この水をかんがいに利用している。

ところで、戦後、インドのビハール州で本格的な深層地下水の利用にかんする調査が行なわれ、さらに実際にそれらの水が大規模にかんがいに利用されるようになってきた。ネパールでは、農民だけでなく、政府も、このことに注目し、ここ10年の間に、タライ平原においても積極的な地下水調査が進められている。特にジャナカプールタライの地下水調査は日本工営の手で詳細な調査が行われた。

ジャナカプール県のタライ平原における地下水は、チュリア山陵から南の地域にわたって伏流したものにその源がある。年間降雨量の分布にも影響され、雨期にはその量はかなり多いが、乾期には減少する。

図3-6は、ジャナカプール県のタライ平野東部における地下水地質の状況を示すものである。これからもわかるとおり、ジャナカプールとその北約20キロの地点を結ぶ線の西側には、自噴帯が東西に広がっている。そのほか、西部のマランガ付近には、自噴帯ではないが、深層地下水が容易にえられる地区があり、そこでは、政府によってすでに数本の深井戸が掘られ、かんがいに利用されている。

3 - 6 GEOMORPHOLOGIC AND HYDROGEOLOGIC MAP



1. The first part of the document is a list of names and addresses of the members of the committee.

2. The second part of the document is a list of names and addresses of the members of the committee.

3. The third part of the document is a list of names and addresses of the members of the committee.

4. The fourth part of the document is a list of names and addresses of the members of the committee.

5. The fifth part of the document is a list of names and addresses of the members of the committee.

6. The sixth part of the document is a list of names and addresses of the members of the committee.

7. The seventh part of the document is a list of names and addresses of the members of the committee.

8. The eighth part of the document is a list of names and addresses of the members of the committee.

9. The ninth part of the document is a list of names and addresses of the members of the committee.

10. The tenth part of the document is a list of names and addresses of the members of the committee.

11. The eleventh part of the document is a list of names and addresses of the members of the committee.

12. The twelfth part of the document is a list of names and addresses of the members of the committee.

13. The thirteenth part of the document is a list of names and addresses of the members of the committee.

14. The fourteenth part of the document is a list of names and addresses of the members of the committee.

15. The fifteenth part of the document is a list of names and addresses of the members of the committee.

16. The sixteenth part of the document is a list of names and addresses of the members of the committee.

17. The seventeenth part of the document is a list of names and addresses of the members of the committee.

18. The eighteenth part of the document is a list of names and addresses of the members of the committee.

19. The nineteenth part of the document is a list of names and addresses of the members of the committee.

20. The twentieth part of the document is a list of names and addresses of the members of the committee.

21. The twenty-first part of the document is a list of names and addresses of the members of the committee.

22. The twenty-second part of the document is a list of names and addresses of the members of the committee.

23. The twenty-third part of the document is a list of names and addresses of the members of the committee.

24. The twenty-fourth part of the document is a list of names and addresses of the members of the committee.

25. The twenty-fifth part of the document is a list of names and addresses of the members of the committee.

26. The twenty-sixth part of the document is a list of names and addresses of the members of the committee.

27. The twenty-seventh part of the document is a list of names and addresses of the members of the committee.

3-1-2 ラプティ・モデル農場

(1) 位 置

ラプティ・モデル農場は図3-1に示すとおり、ネパール国のやや中央で、首都カトマンズの西約50kmに位置する。

地形上から、中央内部タライに属し、行政的にはジャナクプール県の西に隣接するナラヤニ県チトワン郡ヤギヤブリー村にある。

北緯約27°-40′、東経約84°-25′、標高は約191米である。気候的には亜熱帯落葉雨林帯に属する。

「ラプティ」(Rapti)の名称は、1956年より1961年にかけて、USAIDとWHOの協力のもとにネパール政府によって行われた西部チトワンの開発事業「Rapti Valley Development Project」による。チトワンの中央を東西に流れるラプティ河があり、プロジェクト名はその河名をとっている。(西部ネパールにもRapti河があり、又Rapti Valleyもある。非常に混同しやすい。)

しかし本農場は地形的に見てラプティ河の影響がなく、ナラヤニ(Narayani)河の押し出し扇状地の河岸段丘の上にある。

本農場のある西部チトワン地域は、Rapti Valley Development Projectが始まる以前、土着種族のタルー族が数年周期で焼畑耕作をしていたところである。

草原のなかにタルー族が点々と集落をつくっていた。その草原に、山岳民を中心とした新規計画入植が行われた。

かんがい水のあるところでは水田が広がり、水稻、小麦、豆類が栽培され、畑地帯ではとりもろこし、からしな、ひえ、陸稻等が栽培されている。

道路事情は、他のInner Tarai, Taraiに比較すると良好である。HitodaとNarayani Ghat間は砂利道であるがバス・トラック道路があり、村から村への道もトラックの通じる程度の道が開かれている。ただ途中の橋が雨期になると流され、度々不通となる。Hitodaからはカトマンズ、ビルガンジーへ全天候道路で結ばれ、生産物の市場への輸送は比較的容易にできる。

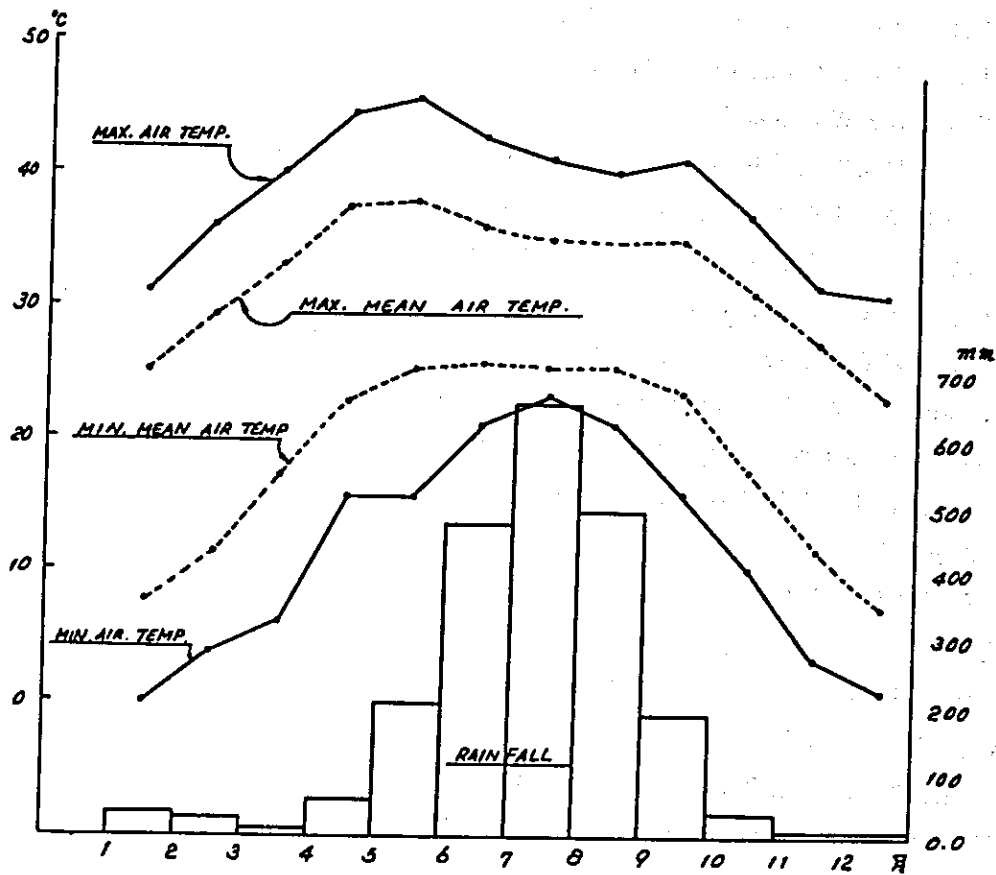
(2) 気 象

チトワンの気象はRapti Agricultural Stationの観測資料による

と次表のとおりである。

表 3-9 Rapti Agricultural Station での気温と雨量

RAPTI AGRICULTURAL STATION AIR TEMPERATURE AND RAINFALL
 (PAMPUR FARM) (MEAN VALUE FOR 1958 ~ 1966)
 DATA : RAMPUR FARM, CHITWAN (2015 ~ 2023)
 COMPILATION : TUA RAPTI MODEL FARM



MONTH	1~2	2~3	3~4	4~5	5~6	6~7	7~8	8~9	9~10	10~11	11~12	12~1	TOTAL
MAX. MEAN	25.1	29.3	32.9	37.4	37.9	36.1	35.2	34.6	35.0	31.1	27.0	23.1	
MIN. MEAN	7.7	11.2	17.3	22.5	25.1	25.5	25.4	25.3	23.4	17.4	11.6	7.2	
MAX.	31.2	36.1	40.0	44.5	45.6	42.0	41.1	40.0	41.1	36.7	31.2	30.6	
MIN.	0.0	3.9	6.1	15.5	16.5	21.1	23.3	21.1	15.7	10.0	3.3	1.1	
RAINFALL	34.5	27.3	11.6	56.0	201.7	448.6	651.6	490.7	102.0	39.2	4.3	7.0	2156.3

NOTES : ① AIR TEMPERATURE IN °C AND RAINFALL IN MM
 ② YEAR IN AD

年間降雨量は平均 2156.3mm であり、年間降雨量の約 75% は Ashr adha 月 (6月中旬~7月中旬) から Bhadra 月 (8月中旬~9月中旬) まで降り、雨の多いのは Jaistha 月 (5月中旬~6月中旬) から Ashv- ina 月 (9月中旬~10月中旬) までである。冬期の降雨量は極めて少く、小麦をはじめとする冬期作物の無灌漑栽培は高収量を期待できない。

月別平均最高気温は年間 23.1°C (12~1月) から 37.9°C (5月~6月) の差があり、平均最低気温は 7.2°C (12月~1月) から 25.5°C (6月~7月) の差がある。平均最低気温 20°C 以上の高温期は 6 カ月である。夏期最高気温は 45°C 以上、最低気温は 15°C 以下、冬期の最高気温は 31°C、最低気温は 0°C である。

4月~6月の Dust Storm と降雹は、同時期に生育中の作物に甚大な被害をもたらす。バナナは葉が割れて帯状となり、収穫期に入っている瓜類はつるがまくられ、果物が割れる。早生種の水稲、とうもろこしと晩生小麦は花粉の発芽不全で白穂となる。

10月~12月の朝の濃霧は、秋作ばれいしよ、トマトの疫病を誘発する。

(3) 土壌条件

- ① 作土は壤土又は砂壤土で、心土は砂土、その下は礫層で水の垂直浸透が著しく、保水力が低い。
- ② 一般に酸性度が高く (PH 4.5 ~ 5.5)、窒素、有効磷酸、有機質に乏しい。硼素、マグネシウム、石灰等の欠乏症状が作物に見られる。
- ③ 近年地力が著しく低下する傾向にあり、10年前に比し、とうもろこしの収量が 1/10 以下になった耕地、或はとうもろこしの収穫皆無の耕地も現われている。

3-2 生活環境

協力予定地であるジャナクプール県とチトワン郡の生活環境は、日本人が住むのにけっして良好とは云えない。非常に過酷な生活環境である。日本政府が実施している他国での農業プロジェクトの生活環境と比較しても、本協力予定地の生活環境は一段と厳しい、と評価されている。

その主な原因は

1. 気象環境が厳しい

2. 衛生環境が悪い
3. 社会施設に乏しい
4. 食料その他生活資材の購入に不便
5. 交通事情が悪い

その他

これらの現況の概略は次のとおりである。

3-2-1 気象環境

ジャナクプール及びチトワンの気象データはすでに説明した通りであるが内陸性気候は、我々日本人にとって非常になじみにくい環境である。

乾燥冷涼期

10月から2月。ネパールではもっともしのぎやすい時期である。特に11月から1月にかけて、空気が澄みヒマラヤは美しく見える。ただこの時期には山岳部で雪が多くなり、3,000米以上の地域での一般旅行が困難になる。タライではもっとも活動のできる時期である。

ただ、1日の温度差が15°Cから20°Cあり、チトワンではその温度差が25°C以上になることもめずらしくない。朝キルティングコートを着て園場に出て、正午にはランニングシャツ1枚となり、午後は再びシャツ、セーター、キルティングコートと着込んで行く生活となる。又湿度は朝80%以上で午後には45%以下となる。日本人は勿論、現地の人々もよく風邪にみまわれる。

乾燥高温期

3月から5月。ヒマラヤの雪が4,000米以上まで溶ける。山岳地域ではもっとも生活しやすく、旅行も又しやすい。しかし、タライ、内部タライの気温が上昇し、非常に厳しい気候となる。日中の気温は人間の体温をはるかに上まわり、4月、5月には40°Cをこえる。ラブティでは45.6°Cが記録されている。

乾燥高温期の日中(11時~2時)の屋外作業は不可能となる。

3月に入ると日中に熱風が吹きはじめ、3月中旬からは熱砂風が吹き荒れる。熱砂風の吹く時には現地の人々も屋内に逃げ込み、家畜も木蔭や凹地に逃

げる。

乾燥高温期においては、屋内の家具までヒートする。一方空気が乾燥しているために、自から体調をととのえるのに充分意を用いなければならない。作業は屋内・外を問わず、朝と夕方に行い、日中は休養する。外出時に多量に水を飲み、外出から帰った時には水を飲まないようにする。又冷房は極端にしないようにする。乾燥と高温は目を痛めるから、サングラスを用いると共に、常に目を洗うことを習慣づけなければならない。

雨 期

6月から9月。年間降雨量の80～85%は雨期に降る。又1日の雨量が200mm以上になることもある。山岳地もタライもいづれもすどしにくい季節である。一方農作物栽培の主シーズンであり、プロジェクトとしても非常に忙しい時期でもある。

雨期の始めは、乾燥高温で地温があがっているあとの雨によって、高温と多湿と重なり、健康上最悪環境となる。雨期が進むに従って気温が進み徐々に住みよくなる。

この時期は業務上の多忙に加えて、食糧事情が悪くなり（野菜が少くなる）又多湿が加って、健康をそこなりことが多い。特に胃腹病、皮膚病、眼病が多発する。

一方、この雨期は毒へび（コブチの他）、毒虫（サソリ他）の活動時期でもある。

この時期には特に飲食に注意し、素足で歩くことなく、夜はかならず懐中電灯を持つか、自から充分その対策を講じなければならない。

3-2-2 衛生環境

ジャナクプールもチトワンも、気象の項でみたとおり、熱帯、亜熱帯に属し、その環境特有の病気がある。又ネパールの人々の衛生観念は、我々とその基準が異なるところから、我々日本人にとってけっして好ましい環境ではない。

ネパールでかかる病気は次のような原因によっておこる。

1) 高温・多湿の特殊な環境である。

日本人は、普通高温・多湿に馴れていず、熱射病、日射病、熱けいれん、熱

疲労、赤色汗疹、日やけ等をおこしやすい。一方汗によるよどれが皮膚病をひきおこす。

その対策として、労働時間を短くし、休養を十分にとり、直射日光にあたることをさげ、外出にはつばの広い白色の帽子をかぶり、被服は軽く、ゆったりとしたものにする。又十分な水分と塩分をとるようにする。

2) 衣食住生活は日本と異なる。

海外の生活はすべて日本のそれと異なるが、ネパールでは他の開発途上国と同様に、住民の風俗、習慣が非常に異なり、加えて特殊な気象条件下で、衣食住すべてにわたり日本と異なる。例えばネパールで生活した日本人の大部分は下痢をするが、これは飲料水とか、ほかの食物とか、われわれの知らない環境が原因になっている。

3) 衛生状態が悪い。

カトマンズは、ネパールの首都であるが、カトマンズを旅行した或る外人が「カトマンズは便所の上に出来た都市である」と書いて物議をかもしたことがあったが、農村に行くとさらにひどい衛生状態の所が多い。このようなところで生活する時には、今日の日本ではみることのできない危険にさらされることになる。腸チフス、赤痢、コレラ、肺結核、マラリア、フィラリア、天然痘等日本人にとって過去のものとなった病気にかかる機会が現実のものとなる。

4) 風土病がある。

ネパールに各種の風土病があるようである。マラリア、フィラリアなどは風土病と考えられるが、原因も治療もわからない病気が多数あるとみられるので、注意しなければならない。

5) 有毒動物が多い。

寄生原虫類、寄生線虫類、吸虫類等が多く、ノミ、シラミ、ダニなどのほかに、刺咬昆虫、有毒昆虫、クモ、サソリ、ムカデ、刺毒魚類、毒蛇、その他の有害動物は極めて多い。

6) 精神に対する影響が大きい。

ネパールでの生活は、遠く故郷を離れ、家族親戚友人を離れての生活である。風物が異なり、風俗習慣が異なる人々に囲まれての生活は孤独感を深める。さらに言語の不自由、時間に対する観念のずれ、日本で礎いてきた技術知識の不適用、日本人同志の不和などがすべてストレスとなり、正

常の人でも不安定な精神状態となる。

ネパールのおもな病気は次のとおりである。

a マラリア

かつてネパールのタライ、内部タライは、マラリアの巣窟と云われたところであるが、近年WHOの協力のもとにネパール政府は、その撲滅に努力し、今ではマラリアの発病が非常に少くなっている。しかし日本人は一般にマラリアに対する免疫がなく、かかりやすい。

b フィラリア

タライは勿論、カトマンズでも象皮腫(フィラリヤ)を多数みることができる。媒介体にさされないようにすることが必要であるが、これは不可能に近いから、発病後の治療を徹底しなければならない。

c 食中毒

細菌性食中毒、自然毒による中毒がその主なものである。細菌性食中毒は、高温多湿の環境に加えて、使用人の衛生知識の欠如によって、常にその危険にさらされている。使用人の教育に努力するとともに、常に注意をおこたらないようにすべきである。私は危険と思われる飲食後にセイロガンを使用することになっている。

d 赤痢

赤痢には細菌性とアメーバ性があるが、ネパールで生活する場合、赤痢は日本で軽い下痢でいどにひんぱんにかかると覚悟しなければならない。便所をもたないジャナクプール、農村では常に危険ななかにある。使用人の管理をおこたってはいけない。

e コレラ

毎年乾期末から雨期の初期にかけて、ネパールのどこかで集団発生している。定期的に使用人を含めて予防接種を実行し、過労、睡眠不足にならないように督め、全身状態を良好にしておく必要がある。

f 天然痘

ネパールでの天然痘の発生は少なくなっているが、時々流行をみることがある。定期的な予防接種は守らなければならない。

g 狂犬病

一昨年ネパールを旅行中の日本人が狂犬病にかかっている犬にかまれて

死亡した事例があり、カトマンズの国立ビル病院には連日数十人の狂犬病患者が治療をうけている。野良犬の多いネパールでは常に注意が肝腎である。

h かぜ

ネパールではインフルエンザなどのかぜは、下痢症同様に多い病気である。特に乾期から雨期へ、高温期から冷涼期への季節の変わりめに大流行をみる。ただ、フィラリアの熱をかぜ熱と間違えることがあるから注意を要する。

i 肺結核

肺結核はネパールで多い病気の一つである。特に使用人を雇用するときには十分注意しなければならない。

j 流行性肝炎

ネパールを訪ねた外人(日本人を含む)の殆んどは、一度はこの流行性肝炎にかかるといわれている。過労と栄養のバランスをくずすこと、またアルコール類のみすぎ、マラリア、アメーバ赤痢によって発病をみるようである。流行性肝炎にかかると1カ月は入院することになり、治療が終わった後も体力が落ちるようである。予防注射をうける必要がある。

k 破傷風

破傷風は、ネパール各地で発病をみる。特に農作業では常にそのきけんを含む。予防接種の実行は勿論であるが、プロジェクトセンターに血清の準備を必要とする。

l 皮膚病

強い日光、汗ばこりによって皮膚病がおこりやすい。湿疹が一番多く、じんましん、熱帯性潰瘍、白癬などである。又癩患者は野放しであり、寺院の近くに集っている。

m 性病

淋病、梅毒は一般にみられる。

n 毒蛇咬症

ネパールでは毒蛇の種類は多いといわれている。その代表的なのはキングコブラである。常にそのきけんのあることを知り、その対策をあらかじめこじしておくこと。雨期にはゴム長靴を着用するとか、素肌を出さないとか、或はプロジェクトで、血清を常に準備しておく必要がある。

o 寄生虫

先にあげたアメーバ赤痢のほかに回虫、鉤虫（十二指腸虫）などは一般にみられる。寄生虫はこのほかにも多種類あるといわれている。

p パセドー病

ネパール全域にみられる。ジャナクプール地区でも村によって集団発生している。チトワンでも地域的に発生している。井戸水の影響が大きいとみられる。

病気にそなえてふだんから注意すべきことは次のとおりである。

1) 出発前に精密な健康診断を受ける。

出発前の健康診断は、病気の発見とともに、任地に着任後の万一の発病にそなえる。病気があれば治療してから行くのは云うまでもない。特に虫歯などの慢性の病気はかならずなおしてから出発する。

ネパールで医療活動中の伊藤博士は、ネパールに赴任する専門家は、日本出発前に精密な健康診断を受け、その結果を医者に英文で書いてもらって持参するようについている。言葉が不自由であるのみならず、日本での健康状態を知ることが任地での病気治療にもっとも役立つからである。

2) 任地での日常生活においては衛生がすべてに優先する。

毎日規則正しい生活をし、十分睡眠をとり、衣服はたえず洗濯して清潔にし、入浴またはシャワーは一日一回以上行い、休養に十分注意する。少しでも体に異常を感じたら早目に休養をとり、また診察をうける。全てに無理をしないのが熱帯で健康を維持する原則である。

3) 病気についての知識をもつこと。

日本人は一般に病気についての知識が豊かであり、薬をもっているところから、ネパールでも医者への代りをつとめさせられることもあるが、より正確に病気について知り、病院に行きつくまでの対策を自からこうしななければならない。さらには病気にかからないためにも病気について知る必要がある。

4) 精神衛生の必要。

孤独とかストレスに負けない自分をつくることがかんじんである。そのためには、自己の任務についてしっかりした自覚を持つこと。仕事と休養をはっきり区別すること。趣味は高級なものを選ぶ。時に任地を離れて旅

行することも必要であろう。睡眠をよくとるような工夫も必要である。さらに人間関係に争いをおこさないことがもつともかんじんである。

以上は熱帯医学ハンドブックを参考にした。派遣専門家は是非ネパールに持参していただきたい本である。

『生活の医学 熱帯医学ハンドブック』

日本熱帯医学協会編 500円

電話 (212) 0953・0954

病 院

ジャナクプールでは国立ジャナクプール病院、チトワンでは同じくパーラットプール病院がある。ただ施設・スタッフともに乏しいから、両病院ともに応急手当をうけるにとどまるだろう。予防接種、定期診断、治療はカトマンズにあるキリスト教合同ミッション病院を利用するのがよい。

3-2-3 社会施設

ジャナクプール

公共施設： ジャナクプール・ゾーン庁と陸軍駐屯所がジャレスワールにあり、ジャナクプール・警察署 (Superintendent Police) は、ジャナクプール市にあり、ジャナクプール県全域を統轄している。地方裁判所、郡パンチャット事務所は各部にある。

このほか、ジャナクプール市には協同組合、国立貿易公社、国立銀行、農業供給公社、貯蓄公社、農業開発銀行、ネパール銀行等の支社支店があり、土地改革事務所もある。

国立農場としては、ジャナクプール園芸農場、ジャナクプール養魚場、ジャナクプール家畜病院等がある。

ジリには国立ジリ農業がある。

本協力プロジェクトではこれら各機関と密接関係をもつて事業を進展させるが、各支所支店の権限は小さく、常に中央公社、本社、本省と接触をもたなければならない。

文化施設： ジャナクプールには文化施設は殆んどなく、特に我々日本人の利用できる文化施設は全くない。

教育施設： 小学校から単科大学までであるが、施設、教育程度は極めて低

く、日本人子弟の教育には役立たない。日本人子弟の教育はカトマンズのミッション・スクールか、アメリカン・スクールで行われるだろう。尚日本人学校はカトマンズにもない。

チトワン

公共施設： チトワンの行政の中心地は、パーラットプールとナラヤニガートである。チトワン郡バンチャット事務所をはじめ、警察署、土地改革事務所、地方裁判所、協同組合支所、農業開発銀行支店、農業供給公社支所等がパーラットプールにある。国立銀行支店、貯蓄公社支店、貯蓄公社支店、ネパール銀行支店はナラヤニガートにある。

文化施設： ジャナクプール同様全くない。

教育施設： 小学校から短期大学までパーラットプールにあるが、日本人子弟の教育には役立たない。

3-2-4 交通・通信

カトマンズとジャナクプール、カトマンズとパーラットプールはそれぞれネパール航空の定期便が飛んでいる。ジャナクプールは周年、パーラットプールは10月から6月までサービスがある。その間でも気象条件により、或は航空会社の都合で欠航することも多い。

道路は、カトマンズ—ジャナクプール間をソ連の援助で建設中である。今・明年度中に完成の予定である。カトマンズ—チトワン間は一部砂利道であり、雨期には山崩れ、橋の流失により不通になることが多い。

地域内の道路は殆んど農道で、雨期には牛車の通行もできなくなる。プロジェクトの活動に村から村への指導も必要であるが、ジープで行ける時期も1年のうち6カ月でいどである。ネパール国内の移動ができないためにインドを經由してネパールの他の地域に行く事も度々であろう。

内タライ、山岳地の旅行は歩くか馬を利用するだけである。

通信は、カトマンズ—ジャナクプール、カトマンズ—パーラットプール間にそれぞれ無線通信が行われている。1日2回の通信で、電報、通話が可能である。郵便もカトマンズと行われるが、信用はできない。

プロジェクトでは、カトマンズとプロジェクト地区は無線電信で結ばれる。日本とプロジェクト地区間の郵便は、プロジェクトでカトマンズ中央郵便

局に私書箱を持ち、定期的にネパール航空便を使用して、プロジェクト地区に送る方法がとられるだろう。

3-2-5 教 育

ネパール政府は教育事業に力をそそいでいて、大きな村には、通常5年制の小学校が設けられている。しかしいずれも歴史が浅く、その財政的な基礎が不安定なため、いまだ十分な教育活動を行なえないようである。校舎の多くは草ぶきの掘立小屋で、教員の給与の支払いも滞りがちの村もある。

一般に、教科書、文房具等の負担が軽くないことや、子供に家畜の世話をさせる習慣があるため、学校に毎日出席できるのは上層農家の子弟に限られている。

チトワンでは子弟の教育に熱心な農家が多く、学令期の男女の多くは学校に登録され、農閑期には出席しているといわれるが、ジャナクプールでは女子の生徒が極めて少い。或る村の調査では11才以上の村民229名のうち中学校教育を受けた者は男11名、女子3名であった。このほかに学校教育は受けないが読み書きのできる者は12名であり、すべて男子であった。

3-2-6 民 族

ネパールは民族博物館といわれるほどに雑多な民族が住んでいる。本協力プロジェクト地区もネパールの他の地区同様であって、住んでいる民族の種類が多い。

民族が異れば日常語も異り、宗教も異り、日常習慣も違い、農法も変わってくる。

ジャナクプール県

ジャナクプール県内に住む民族の分布を大まかにみると次の通りである。

インドに近いタライには、隣接のビハール州北東部に住んでいる人々と同じインド人が住んでいる。又一部の地域には南インドのドラビダ族の系統をひく人々(ジャンカール)が住んでいるという。

タライの北方から内部タライには、南からタライのインド人が、北からは山岳部に住んでいるインド系ネパール人とヒマラヤ土着民が相方より入り込んでいる。

山岳部には、インド系ネパール人、ヒマラヤ土着民が住み、チベット国境にそった地域にはチベット系の人々が住んでいる。

又全県にわたって、市街地（バザール）にはカトマンズ盆地を故郷とするネワール族が住んで工芸・商業活動を行っている。

インド系ネパール人は、その昔インドからネパールに移住してきたヒンドゥ教徒である。このグループは民族というよりは、ヒンドゥ社会のカーストによりいくつかに別れている。パフン（フラマン僧侶）、チェットリー、タクル（いづれもクシャトリア武士）等の上級カーストのほか、カミー（鍛冶屋）、ダマイ（仕立屋）、サルキー（皮屋）等のアウトカースト・グループがある。

ヒマラヤ土着民は、その昔、長い年月に渡ってチベット高原から南のネパールへ移住してきたとみられる人々である。タマン族、マガル族、スンワール族、ライ族、ジレル族等が住んでいる。

チベット族では、ポテ族、シェルバ族が住んでいる。

チトワン地域

チトワンはもともとタルー族の国であった。タルー族はタライの原住民とみられている。チトワンの平原部全域にタルー族の村がある。南東部にはビハール州のインド人が移り住んでいる。又山岳部にはマガル族、タマン族が住んでいる。少数民族のチェバング族はこのチトワンの山地に住んでいる。

ラブティ・モデル農場のある西部チトワンは新入植地であるだけに、種々な民族で構成されているが、主として、インド系ネパール人、マガル族、グルン族、タマン族、ネワール族等の山岳部に住んでいた人々である。

3-2-7 言語

ネパールの公用語はネパール語であり、インド系ネパール人の母語である。一応ネパール語が共通語として全民族に使用されていることになっているが、村に入ると各民族別に独自の民族語を使用し、かならずしも総ての人々がネパール語を理解するとはかぎらない。学校教育においてはネパール語を教え、学校教育をうけた人々はネパール語を解するが、そうでない人々の多くにはネパール語もその一部が通じる程度である。特に女性には民族語のみが通じるのが現状である。

ジャナクプール県

ジャナクプールのタライでは、北東ビハールで使われているマイティリ語が主である。この地方の農村では中央政府のネパール人役人でも通訳なしでは村人と話し合えない。これはタライにかぎらず、山岳部のタマン村は、マガル村でも同じである。

プロジェクト地区でも協力の主力をそそがれるジャナクプール・タライ平原では、インド人の殆んどがマイティリ語を使用して居り、この地域に住む他民族者も共通語としてマイティリ語を使用している。

ドラビタ族の系統をひく人々はジャンカール語を使用している。

山岳部の土着民は、それぞれタマン族はタマン語、マガル語はマガル語、スワール族はスワール語、ライ族はライ語、ジレル族はジレル語を母語としている。チベット族ではボテ語、シェルバ語それぞれチベット語の方言を使用している。

ネワール族は日常語としてネワール語を用いる。

インド系ネパール人は、カーストの如何をとわずネパール語を用いている。

内部タライ、山岳部の共通語はネパール語であり、バザール及びその周辺では土着民にも普通に通じている。ただ農村部では種族語以外はわからない人も居り、女性にその傾向が強い。

日本人技術者が普通農民と接する場合には、インド系ネパール人以外とは英語 \longleftrightarrow ネパール語 \longleftrightarrow 土着民族語又は地方語となり、一度に2人の通訳を必要とすることになる。

日本人技術者が多く接する相手のネパール人は主として、技術者又は政府役人であり、そのかぎりにおいては英語又はネパール語で用が足りるが、業務上農民との接触が多い場合には、土着民族語又は地方語を使用することになる。

特に、本協力期間中に協力の主力をそそぐ地域は、ジャナクプール・タライであり、この地方の共通語であるマイティリ語を身につける必要がある。

ただ、マイティリ語は地方語であって他の地域では通用しない。日本から派遣される技術者は、英語のほかにネパール語を理解できるように努め、必要に応じ、それぞれの立場で各種族語又は地方語を身につけるべきであろう。

チトワン

チトワンも各民族別にそれぞれ異なる言語を日常語としてもっている。しかしジャナクプールと異り、新規入植者は、出稼ぎその他で母村を離れて生活した体験者が多いために、ネパール語が一般に通用している。

ただ、古い家着村では種族語をもって居り、共通語としてはインド・ビハール州の北西部地域と共通するボジュプリ語が使用されている。タルー語は地域によって方言がはげしくタルー族でも住むところの異なる者同志はボジュプリ語を使っている。

言語の研修上注意すべきことは、ネパール語を日常語として使った人であっても、インド系ネパール人以外の方は、方言や訛が多い。ネパール語の研修をうける先生には、インド系ネパール人のなかでも僧侶(バフン)又はタワリー、チェットリー(武士)階級の人を選ぶべきである。

3-2-8 宗 教

ジャナクプール県での宗教は、ネパールの他の地区同様に、南方地域ではヒンドゥ教徒が多い。中間地域では両者が混合し、又土着宗教を持っている。

タライに住むインド人は殆んどヒンドゥ教徒である。特にジャナクプール市はネパールのヒンドゥ教徒は勿論、インドのヒンドゥ教徒にとっても蹟地である。市内にヒンドゥ寺が多い。なかでもジャナカ寺とクリシナ寺はもともと大きく、連日善男善女のお参りがつづいている。特に秋のジャナカ大祭には遠くインドの地より信者が集まる。ジャナカプールはジャナカ寺の門前市として発達した街である。

ジャナクプールはインド古典ラマヤナで活躍するラム王子の妃シーターの育ったところで、シーターの父ジャナカ王の居城があったところと云われている。又ジャナクプール北東の地に、ダヌカ寺があり、大きな玄武岩が御神体となっている。この玄武岩はラム王子がシーターを嫁取する時に使われた弓の矢尻の一片と信じられている。

それだけにジャナクプール・タライ地方の住民は非常に宗教心が強い。ジャナクプール市を囲むように通っているリンクロードの内側では、家畜は勿論魚の殺生も禁止されている。農村部でも肉食する人は村に入れないことになっている村もあるといわれる。

タライには回教徒の村がある。その数は多くないが、ヒンドウ教徒とは全く異なる習慣を持っている。我々日本人にとっては、ヒンドウ教徒の社会よりもなじみにくい社会である。ただネパールの回教徒は西部諸国の回教徒とは異り、ヒンドウ教の影響を強くうけているようである。

インド系ネパール人はヒンドウ教徒であり、タライの北部からヒマラヤ山麓まで広い地域に住んでいる。このインド系ネパール人のもつヒンドウ教はタライのヒンドウ教徒とは趣きの違った宗教生活をもって居り、一般にタライのヒンドウ教徒に比較してその戒律はそれほど厳しくない。インド人のヒンドウ教徒は肉食をしないカーストでもインド系ネパール人は肉食し、異カースト間の男女の同棲も一般にみられる。インド人ヒンドウ教徒は極めて宗教的であるに比し、インド系ネパール人のヒンドウ教徒は非常に人間的である。

インド系ネパール人のなかにも回教徒がいるが、この回教徒はタライの回教徒に比しても脱回教的であることが多い。

ヒンドウ教徒にしても回教徒にしても山岳部に住んでいるインド系ネパール人が、それぞれの本来の宗教より離れていっているのは、彼等がヒマラヤ土着民或はチベット人のなかに住むことによつて、土着民或はチベット人から強い影響をうけてきた結果ではないかと思われる。土着民の持っている民族宗教或は仏教の影響をうけて、現在のインド系ネパール人のヒンドウ教或は回教になつているように思われる。勿論、彼等がインドから持ってきた宗教がネパールヒマラヤ土着民にも強い影響を与えたことは云うまでもない。

ネワール族は、仏教グループとヒンドウグループに分かれているが、ジャナクプール県内に住んでいるネワール族の多くはヒンドウ教徒のようである。

マガル族、スンワール族、ライ族等は一応ヒンドウ教徒ということになつていて、自からもヒンドウ教徒と称している。ただ彼等は種族独自の土着宗教をもっており、外部に向つて建前上そういつているにすぎない場合が多い。北の仏教圏に住むそれらの人々が、自からを仏教徒と称しているのが多い。ただ年々ヒンドウ教の影響が強くなって行く傾向にある。

タマン族とジレル族はラマ仏教徒である。ただ南方地域に住み、ヒンドウ教徒との接触が密なタマン族は、建前はラマ仏教徒でありながら実際の生活ではヒンドウ教徒的なものが多くなつている。北方地域のタマン族はラマ仏教徒としての生活をまもっている。ジレル族はジリ地方の狭い地域に住み、

しかも周囲の人々もラマ仏教徒が多いところより、仏教徒としての生活を守っている。

ボテ族、シェルバ族はいづれもチベット国境に近いところに住み、純粋なラマ仏教徒である。チベットに中国政権がのりこむまではチベットの僧侶がきていたと云われている。

チトワン

チトワンのインド系ネパール人、タマン族、マガール族、ネワール族、いづれもジャナクプールのそれら民族の宗教と同様である。グルン族はネワール族と同様にヒンドウ教徒とラマ仏教徒がいるが、チトワンに住んでいるグルン族にはヒンドウ教徒が多い。

タルー族は部外者に対してはヒンドウ教徒と称しているが、実際には彼等独自の土着宗教をもっているようである。

3-2-9 文 化

ネパールの文化を大まかにいうと、何々族というような部族的レベルの文化がある。一方、ネパールをとりまく二つの大きな文化圏がある。インド文化とチベット文化である。

インド文化は、先にのべたネパール山岳部土着民のヒンドウ教化とともに大きな影響をネパールにもたらしている。ヒンドウ教徒化の原因に土着民とヒンドウ教徒との通婚がある。この雑婚は認められた結婚ではないが、生まれた子供は、多くの場合ヒンドウ教徒となる。その他に、土着民の若者が、単身又は家族でグルカ兵或はその他の職業をもとめてインドに出稼ぎに行く。

そしてインドを見て帰ってくるとやはり考え方や風習が徐々に変わってくる。

ヒンドウ教化の場合も、出稼ぎの帰省者の場合も、生産活動において、生活習慣において、或は宗教習慣において、インド文化 — ヒンドウ教への接近を深めて行く。

チベット文化の場合にも、シェルバやボテの若者がヒマラヤ土着民の娘との通婚で、正式に仏教徒になって行き、チベット文化を全面的に取り入れて行く。又今でもチベット人の偉いラマ僧の伝道によって、土着民を土着宗教からラマ教に改宗させた事例のあることが川喜田先生により報告されている。

この文化は最近勢力を失ってきているが、かつてはヒマラヤ山地の土着民に大きな影響をおよぼしていた。

一方ネパール土着の部族的レベルで、ネパール盆地（カトマンズ盆地）に独自の文化を基いたネワール文化があり、このネワール文化は他のネパールの各族に大きな影響をもたらしている。このネワール文化は、近年ネパールの行政と結びついて、チベット文化にかわって地方に広がりつつある。

この三つの文化に対して、ヒマラヤ山岳民が独自に持っている土着部族文化の関係は、日本人の神信仰と仏教と同様に、宗教面では二重生活をもっている。言葉でも民族語とネパール語、生活習慣でも民族独自の習慣と外来習慣の二重生活である。

タライの人々は、純粋なヒンドウ文化圏内にあり、チトワンでは、山地民族の独自の文化を持っている人々でも、ヒンドウ文化の影響が広く、日々ヒンドウ化が進んでいるといえる。

3-2-10 社 交

ジャナクプールでもチトワンでも、特に社交上の機関、施設があるわけではないが、我々日本人は外人としての社交 = 付き合い = がけっして少ない。

公式な付き合いとしては、ネパールの国家行事への参加、或は地方的な政府行事には招待されることが多い。これらには外人の義務として参加せねばならない。例えそれがつまらないことであっても招待されれば参加するのが礼儀であろう。

宗教上の行事も極めて多い。又プロジェクトに参加しているネパール人スタッフをはじめ、地方の政府役人又は有力者、さらには一般農民との個人的な付き合いも多い。特に結婚式、子供の成人式、その他祝い事にはネパールの人々は積極的であり、招待されることが多い。色々な個人的式典に外人を招待することは、本人の「みえ」でもあり、よほどのことがないかぎり付き合いをすべきであろう。

又、我々にも積極的に個人的付き合いを進めるべきであり、この点に物奥になっではいけない。この個人的な付き合いを通じて、現地の人々と交流を増し、互に意思の疎通がはかれるのである。

この付き合いを通じて、我々の対ネパール人及びその文化或はその他の理

解が進む。それは又単調な生活リズムに変化をもたらすこととなり、ストレスの解消にも役立つことであろう。

プロジェクトには他の外人の見学もあろうが、これらの人々とも積極的に付き合い相互に情報を交換して、互に役立たせるように努力すべきであろう。

3-2-1 1 娯 楽

ジャナクプールでもチトワンでも娯楽施設らしいものといえば、映画館がジャナクプール市とナラヤニガートの街に一つづつあるだけである。映画もインド映画がかかるだけで、我々日本人が常時楽しめるものではない。ネパールの金持ちはピクニックと称して家族、知人連れ立って遠出することがある。

日本人技術者とその家族の娯楽については十分な配慮が必要である。技術者は仕事によって単調な生活にも変化をもたらされるが、家族はそれできない。

言葉に不自由な段階では社交的な付き合いも自由にできず、ストレスがたまる一方ともなりかねない。そうならないために、積極的に娯楽を求めるように努力しなければならない。簡単なスポーツ施設をプロジェクト・センターや住舎の近くに設けることは実現したいものである。

又できるだけ時間をつくって、ヒマラヤ山麓への旅行をこころみたり、定期的にカトマンズで休養をとることもせねばならない。さらに、インドの自動車旅行も楽しい一つである。インドには仏教をはじめとする名所旧蹟が多く、計画的にこれらを回るならば、けっしてたいくつするものではない。

又、それによって、ネパールやインドに対する理解が進み一挙両得である。ネパールに来ている他の国の協力事業者達も、家族ともども数十日から1カ月ものヒマラヤ山麓トウリッキングを試みたり、数日間ジャングルにテントを張って狩猟を楽しんだりしている。彼等は一般に日本人に比較してスケールの大きな、しかも現地の事情に合った娯楽を楽しんでいる。

3-2-1 2 治 安

ネパールは一般に治安がよい。特に山岳地、内部タライでは治安上の問題は殆んどない。ネパールでは一般にチトワンは治安が悪いとされているが、ラブティ―農場での過去の経験ではトラブルはほとんどなかった。

ただ、インドに接する地域は一般に悪い。特に泥棒が多い。現地の人々も泥棒には注意し、使用人にも気をゆるせないといっている。荷物箱から戸棚は勿論、各室にも錠をかけている。日本人には慣れない習慣であるが、泥棒対策は各自自衛する以外に方法はない。使用人に山岳地出身者を使うのもその一つである。暴力事件は少い。

交通事故については注意せねばならない。日本人専門家及び家族、協力隊員が故意に殺人や危害を現地人に加えることはなからうが、交通事故などでやむを得ず起した事故が、結果的に殺人に連がる場合には、現地人が直接報復処置に出る事が多い。人々は報復処置を国家権力にゆだねる段階に至って、一種の民衆裁判的行為を行う。ネパールでもインドでも自動車の運転手は「身体事故を起したら逃げろ」と云っているが、民衆の報復をおそれるからである。ジャナクプールの近くのインドで、身体事故をおこした日本人が、車をとめたために村人から殺害されそうになった事件があった。警察も手をつけられなくなる。

3-2-13 食糧その他生活資材の購入

プロジェクト地区での買物は、ジクナクプール市とナラヤニガート町がジャナクプールとチトワンでの中心になる。

これら地方都市での買物は極めて制限された内容である。食糧では米、小麦粉、砂糖、塩、数種の香辛料、玉子が主で、果実は種類が少ないが、バナナ、みかん、リンゴ、マンゴー等を売る店が一軒ある。野菜も数・質ともに貧弱である。バナナ、パパイヤ、野菜、魚(コイ)は自給するように努力せねばならない。

衣類では木綿生地以外は入手困難である。ただ日本で入手のむずかしい個人用カ帳が入手できる。シャツ、肌着の類は中国製とインド製が入手できる場合もあるが、品質が悪い。

石油、ガソリン等は一応周年買えるが、時には全国的に品不足のなる場合があり、6カ月のストックは必要である。

食器、家具では我々が使用できる品が少ない。食糧その他生活資材の購入は主にカトマンズで行われる。牛肉、ブタ肉、ニワトリ、エビ、魚は冷蔵物であるが入手できる。野菜も自給品以外はカトマンズから送ることになる。チーズ、バター、ジャム、ケチャップ、魚カン等もカトマンズで入手できる

ただ、みそ、しょうゆは日本かホンコンから買うことになる。

衣類は必要分日本から持参するのがよい。家具は一応カトマンズで整えられる。

3-3 習慣と注意事項

ネパールでの生活環境は前項で見た通り、日本とは非常に異なる。従ってそこでの生活習慣は日本と大きく変る。派遣される専門家、協力隊員は、現地の生活習慣を充分理解した上で、自からの行動を律するよう努めなければならない。

ネパール人の諸習慣については生活環境の説明のなかでも一部のべておいたが、ここで特に我々日本人が注意すべき現地の諸習慣についてまとめておく。

3-3-1 食習慣

- 1) ヒンドウ教徒は牛を神聖なものとしている。又ネパールはヒンドウ教を国教としており、牛を殺すことも食することも国法で禁止されている。近年カトマンズで冷凍輸入牛肉が入手できるが、鹿肉として売られている。ネパール人のコックのなかには牛肉を料理しないものがあるから注意すべきである。又無暗に我々が牛肉を食べるとネパール人に云わない方がよい。ネパール人でも知識人は我々日本人が牛肉を食べる事を知っているが、彼等でも本人から牛肉を食べると云われると不愉快であるという。
- 2) 宗教的理由で食べない食品がある。ヒンドウ教の戒律に忠実なバフン（僧侶）又はその他のなかには、牛肉は勿論、ニワトリ、玉子その他動物たんぱく（牛乳はのむ）類、玉ネギ、ニンニク、ニンジン、トマト等の野菜さえ食べない人々もいる。一緒に食事をする場合には相手に充分たずねること。
タマン、シェルバ等仏教徒のなかには戒律のきびしくない民族もいる。
冗談にもヘビ、カエルの類、我々でもグテモノと思われる物は食べないこと。又食べると云わないこと。思わぬ誤解をまねく恐れがある。
- 3) 回教徒はブタに接しただけでも又その名を聞いただけでも不浄としているから、彼等の前でブタの話はしないこと。又彼等にブタ肉を食べさせようとしないこと。間違つて彼等にブタ肉を食べさせたことがわかったら貴

方は死を覚悟しなければならない。

- 4) 他の民族又は低カーストの炊事した食事には手をつけないのが原則としている。カトマンズの知識階級では徐々に崩れているが、それでも他人の炊事した米のめしには手をつけないが多い。従って、ネパール人をお客によぶ場合には、コックの仕事をバフンにやらせるのがよい。又これらの事から外食（ホテルを含めて）をしない人もいるから、そのような人には無理に食事をすすめるのがよくない。
- 5) ネパール人はどの民族をとってみても、左手を不浄としている。食物を直接左手で持つことはできない。ネパール食をネパール式に手で食事する場合には必ず右手で食べることに。
- 6) ネパール人は他人の食べかけた食物を絶対に口にしない。或る日本人がカトマンズで、日本式に余った料理をネパール人に持って帰るようについて、相手が大変な侮辱をうけたと思いついたトラブルをおこしたケースがあった。アウトカーストのなかには、他人の余りもののみを食べるものがあり、余った料理（例えばそれが本人が余したものであっても）を食べるということは相手をそのアウトカーストと並みにあつかう事になる。
従って、日本式に酒を回しのみにしたたり、一つの鍋を囲んで大勢が箸でつついて食べるなどネパール人相手にはできない。
又、水差しなどで大勢が回し飲みをする場合には、その水差しの口を自分の口に触れないようにして飲むか、水を自分の右手の手の平に注ぎながら飲まねばならない。
- 7) ネパールではヒンドウ教徒のみならず、仏教徒でもダマイ（仕立屋）、カミー（カジヤ）、サルキ（皮屋）等の所謂アウト・カースト或は回教徒等に属する人達の汲んだ水、或は手をつけた水は絶対に飲まない。もし我々日本人でもこれを飲んだならば、その人もアウト・カーストの人とみなされる。
さらにカースト、民族によって食事の内容、作法もかわるから仲々やっかいである。
- 8) ネパールの人々は、食前食後かならず手を洗い、口を濯ぐ。日本では家庭的躰をきびしくうけた人以外は、ルーズになっている作法であるが、ネパールでは厳しく守られており、これを行わないと、非常に不潔とみなされる。

食事にまつわる習慣は多種多様であり、その総てを述べきれない。

3-3-2 住居とその習慣

1) ネパール人の家では屋内は原則として、例えそれが土間であっても靴をぬぐ。

ネパール人の家を訪ねた時には、どこが靴ぬぎ場であるかその家にたしかめること。その場所が家によって異なるからやっかいである。

外人の我々には「靴をぬがなくてよい」といってくれる人もいるが、やはり靴をぬぐのが礼儀である。

2) 住居の中の「神どころ」とか「故事場」に外部の人が入るのを嫌う。親しい友人の家でもみだりにそういうところに近づかないこと。必要のあるときには家人の許可をうけ、家人とともに入るべきである。その場合でも水つぼには手をつけてはいけない。

3) ネパール人の家庭では人によって座る場所が一定している。日本の習慣と同じで、上座、下座の区別がある。家人又は相手が進めてくれた場所に着くこと。後から来た人でも、社会的に上位とみとめられている人には上座を自らゆずる心掛けが礼儀をわきまえる人として尊敬される。ネパールでは、王家の人々、お坊さん、老人、政府高官、有名学者等が社会的地位が高い。

4) カーストによっては他の家のなかに入っていくてはいけない。アウト・カーストの人々は上位カーストの家に入ることはゆるされない。ヒンドウ教徒で戒律のきびしい家では、異教徒を家に入れない。仏教徒はヒンドウ教徒と同様にあつかわれているが、我々外人はしばしばキリスト教徒と考えられることが多い。雨期の最中に農村を旅行じて、農家に宿をもとめると、我々に雨のふきこむペランダか、牛小舎の一部をていきよりされるだけである。シェルバとボテ、或は非常に教養の高い人のいる家だけは我々を屋内に泊めてくれる。

又、カースト制度をみとめない我々が、アウト・カーストの人を我々の屋内に入れようとしても、その本人は入ってこない。もし無理に屋内に入れた場合、我々が「教育の結果」と考えても、そのアウト・カーストの人を含めてネパール人は、我々をアウト・カーストと認定するにとどまる。この点よく注意せねばならない。

3-3-3 衣 類

- 1) ネパール服は日本の股引きによく似たもので、その上に背広の上着をつける。女性は原則としてサリーである。我々外人は背広、スーツで足りる。
- 2) 高温乾燥期にはうす着をしないこと、直射日光は極めて強いから、衣類はゆったりしたものがよい。ネパール人は、下級労働者以外は男女ともに素肌を見せないのを原則としている（近年崩れつつある）。特に、屋外の水浴には素裸にならないようにせねばならない。

3-3-4 用 便

- 1) 用便のあとしまつは水で洗うのが原則であり、右手に水つぼを持って、左手で洗う。このために、左手が不潔とされている。都会のインテリは用便のあとかならず石けんで手を洗う。日本人は用便のあと水だけですすぐ習慣があるが、彼等は非常に不潔とみる。農村では水のかわりに草、土、木の葉を用いるところが多いが、他の人から不潔としてきらわれている。一流ホテルでは紙を準備しているが、地方のホテルでは水である。我々が村で、便所のないところで、紙を用いるときは、用済みの紙を土に埋めることをわすれない様にする、その紙がもとで村人とトラブルをおこすことがある。
- 2) 道端、川岸、池の用辺が便所がわりになっているから、道を歩く時、ピクニックの時、村への旅行の時には注意せねばならない。
- 3) 立ち小便是便器のあるところ以外では非常に嫌われる。ネパール人はしやがんで用をたす。

3-3-5 挨拶

- 1) ネパールでの挨拶は、合掌して“ナマステ”という。ナマステは“おはよう”“こんにちは”“こんばんわ”“さようなら”全てに当る。
- 2) “有り難う”は“ダハニャバード”という。ただネパール人は一般にダハニャバードを云わない。ネパール人は“ありがとう”を云わないところから、ネパール人対外人のトラブルの原因になっている。
“ダハニャバード”は“貴方に神の祝福を”という意味である。一方ネパール人は、他人に対して行った好意は神によって祝福されると考えられ

ており、人の好意に対して、ダハニャバードを云うと、神が当然与える祝福を人の言葉で要求したことになり、祝福は祝福にならない、と考えている。

カトマンスでは、ダハニャバードをひんばんに使いネパール人もでてきているが、これは軽い意味で“サンキュー”のかわりに使っているにすぎない。しかしこれも外人に対してのみ使っている。村人に対して“ダハニャバード”をいって、かえって叱られることもある。“好意が好意にならなくなる”からである。

- 3) “すみません”は“マフウツ・カルヌホース”という。ネパール人はダハニャバード以上にこの言葉を用いない。これも我々とのトラブルの原因になる。

自らの行為により、相手に苦しみを与えたことに対して許しを乞うことであり、それはとりもなおさず、「自らの行為がいけなかったことを自ら認めること」になる。ネパール人の間で“マフウツ・カルヌホース”といったために、その責任をとらされて苦しんだ例があるという。ネパールでは失敗の責任は決してとらない習慣が強い。

ネパール人があやまるべき時に、あやまらないからといって腹を立てていては自分の精神的バランスを崩すだけである。二度とその過ちをくりかえさないように注意するのが勢いっばいである。

- 4) 目下の者が目上の人に先に声をかけてはいけない、こと。

訪問客が戸口に立って、ノックもしなければ、声もかけてこない。しかし用があつて来たらしい、ということにしばしば遭遇する。この時にはこちらから声をかけてやるべきである。一日だまって戸口に立っていた例をみたことがある。これは目下の者が目上の人に先に声をかけてはいけないという習慣があるからである。

- 5) “お前は何ものか”ということ。

地方を旅行したり、知らない人に会ったりすると、よくネパールの人から聞かれることは、“お前はどこから来た”にはじまって、生国、カースト、女房の数、子供の事、学歴、等、徹底した戸籍調べをされる。徹底的にプライバシーを聞いてくる。相手が無教養な人であればともかく、インテリから聞かれると腹も立つ。私(島田)は大臣からそれをやられたことがある。ネパール人同志は実にスムーズにこれを互にやっている。

これは、無知な相手に色々と聞くことによって、相手の格付けをするらしい。まずカーストの上下区分、教養の程度、地域性、金持ちかどうか、等。ネパールの人々によると、この戸籍調べをしないと共通の話題を発見できないという。おしやべりのすきな彼等は、エアポートにしる、旅行の道中にしる、一人ポツネンとしていることは耐えられないのだそりである。

3-3-6 宗 教

宗教問題はすでにのべたが、宗教にまつわる習慣についてまとめておく。

- 1) ネパールではヒンドウ教を国教としている。仏教はヒンドウ教の一派と考えられているが、純ヒンドウより下位に位置する。回教徒、キリスト教は最下位に位置する。
- 2) ヒンドウ教の聖域に異教徒の立入りを禁止しているところがある。
- 3) 宗教的タブーが極めて多い。
 - ① 牛肉は食してはいけない。
 - ② アウト・カーストの人が手をつけた水は飲まない。
 - ③ 殺生はいけない。殺生はアウト・カーストの人々にまかされる。
 - ④ 牛は神の使いであり、殺してはいけない。カトマンズ盆地では役牛を使つてはいけないことになっている。
 - ⑤ 女は牛で田畑を耕してはいけない。
 - ⑥ 初潮の時には父親兄弟を含む全ての男性と顔を合せてはいけない。又その後でも月のももの期間3日間は水、食事、食器に手をふれてはいけない。

3-3-7 浄・不浄

- 1) 月経中の女性は不浄である。
- 2) ブタは回教徒のみならず、ヒンドウ教、仏教徒にも不浄とされている。戒律のきびしい人はニワトリ、犬、羊をも不浄としている。
- 3) ミミズは不浄であり、素手でさわつてはいけない。
- 4) 肉、玉子は不浄であり、乳は浄い。
- 5) 牛糞は浄く、屋内の土床を浄めるのに牛糞が使われる。
- 6) のみ葉、注射薬は不浄である。
- 7) 流れる水は全て浄い。たとえ土砂、糞が一緒に流れていても流れる水は

淨い。

8) アウト・カーストの作った食べ物、汲んだ水は不浄である。

3-3-8 カースト制度

我々日本人にとって最も解りにくく、しかもネパールの社会をがんじがらめにしているのが、カースト制度である。このカースト制度の理解なくしてネパールでは何ごとともできない。ところが、これを理解することは容易でない。従って、カースト制度についてのくわしい知識は専門書によっていただきたい。ここはごく初歩的な事をしかもその表面だけみってみる事にする。

カースト制度の発生はインドであり、バラモン教にその源流をもとめることができる。このバラモン教中心主義から生まれたカースト制度はヒンドウ教にうけつがれ、ヒンドウ社会を支配している。

ネパールのカースト制度はインドからネパールに移住してきたヒンドウ教徒が持ってきたものであり、その後ネパールにインド系(即ちヒンドウ教徒)の王国があちこちにできるようになって、異民族をもそのカースト制度のなかに組み入れていった。カトマンズ盆地では14世紀末時の王(ジャヤステイティ・マルラ)によってカースト制度が確立され、64の階層に分けられた。18世紀後半からはじまったシャハ王朝のネパール統一が進むに従って、ヒンドウ教の影響が拡がり、ヒンドウ教とともにカースト制度が全ネパールに拡がって行った。

カースト制度はバラモン教の四姓により始る。即ち、

- ヴラーミン (僧)
- クシャットリヤ (武士)
- ヴァイシャー (庶民)
- スードラ (奴)

ネパールのカースト制度では、インドのヴラーミンに相当する僧階級をバフンといい、最上位カーストである。クシャットリヤに相当する武士階級はチェットリーであるが、かならずしもインドのクシャットリヤの後裔とはかぎらず、ヴラーミン(男)と低カースト又は異民族(女)の間でできた子孫と考えられている。同じく武士階級にタクールがある。タクールは自らクシャットリヤの後裔と称し、チェットリーの上位においているが、両者は同一とみられる。ただタクールカーストは社会的勢力があり、政治力もあり、王

家を多く出している。ヴァイジャーにはバニア、バルマ、カヤスト等純ヒンドゥ教徒の外、ネパール原住民の多くをそのなかに組み入れている。即ち、ネワール、レプチャ、リンブー、ライ、スンワール、タマン、グルン、タカリー、マガール、ブラ・ルカ、シェルバ、ボティア等々である。スードラはなくて、アウト・カーストをこれに入れる場合もある。これには、クマハル、ドビー、ガイネー、サルキー、カミー、ダマイ、チャメボレ、ノウ、カサイン等がある。この他いづれのカーストに所属するか地位不明の部族にタルー、チェパンがある。

さらに、バフンの間にも上下の区分があり、ヴァイジャーに位置するネワール族では僧、武士からはじまってアウト・カーストまである。

異カースト間の通婚はない。同一カーストでも部族外の通婚はない。又、同一氏族との通婚もない。即ち同一カースト(部族)で氏族の異なるものと通婚する。ただしネパールでは異カーストの夫妻が多くある。しかしこれは結婚しているのではなくて“同棲している”という。結婚と同棲はきびしく区分している。

カースト習慣で我々が理解しなくてはならないのは、上位カーストのものが下位カーストのものを蔑視したり、同席して食事をとるのをきらつたり、下位カーストのものの作った食事をとらなかつたりするその現象である。

特に職人カーストの多くがアウト・カーストに入れられている事実である。インドにニワトリ飼育の指導に行った協力隊員がインド人のパーティで屋外で別に食事をとらされた事件があったとか伝えられるが、インドでは当然おこりうる事である。ネパールでは外人の場合には別に考えるが、それはインテリの間だけで、村人になると簡単ではない。一度アウト・カーストとみられるとたとえ外人でも異なった待遇をうける事になる。ネパール人から家の職業を聞かれた場合、注意すべきである。

ネパールにおけるアウト・カーストは次のとおり。

カミー＝鍛冶屋、サルキー＝革加工師、ドビー＝洗濯屋、クマハル＝壺作り、ダマイ＝仕立屋、ガイネー＝歌手楽師、カサイン＝肉屋、ノウ＝床屋、チャメ・ボレ＝掃除屋。

3-3-9 酒、麻薬、性、争い、賭博

ネパール人社会で、最も反社会的行為として戒められているのは酒を飲む

事、賭博をする事と不純異性交友であり、麻薬、争いはそれらに次いで反社会的行為とみなされる。ネパールの社会道徳を守ることは日本人専門家、協力隊員として当然であるが、我々はネパール政府の客人としてネパールに滞在するのであり、我々の反社会的行為は常にネパール政府にめいわくをかけ日本人として恥をかく事になるから充分注意し、自らをきびしくコントロールしなければならない。ネパールの社会道徳は、民族、宗教によって差のあることは云うまでもない。しかし我々外人として生活するものにとっては、各民族、宗教に共通する理想像が要求される。

1) 酒

ネパール人特に山地種族、ネワール族は実に酒がすきである。大酒を飲んで、管を巻くなど、日本人そっくりである。しかし、ネパールの政治、社会をリードしているパフン、チェットリーは酒を飲む事をカーストとして禁止されているほどに、酒に対して厳しい。中には大酒飲みのパフン、チェットリーもいるが、彼がたとえ高い地位にいる人でも他の人々から軽蔑されている。一方、酒を飲んで荒れるのは身分の低いものすること（＝山地民、ネワールともに）と考えられている。タライの人々は一般に酒を飲まない。楽しみの少ないネパールでのこと、我々日本人は禁酒することもなかり。しかし、大酒は飲まない事、酒を飲んでも荒れることのないより、つつしまねばならない。又、日本人はネパール人に酒をすすめることはつつしまねばならない。

2) 賭博

酒と同様、ネパール人は賭博を好む。村の茶店は賭博でにぎわい、村人は暇さえあれば、集ってトランプ、ネパールしょうぎに賭ける。ネパールの山地に行けば、賭博によって、一家全員夜逃げしたなど、めずらしいことでもない。又、カトマンズの最高級ホテル、ソルティーにはカジノもある。一方で賭博を好む青年には嫁の来手もないのがネパールの社会である。年に一回、秋、ラクシミ祭の日（10月）にかぎり、だれでも賭博ができるようになっているが、賭博を行なう者は、社会から排せきされ、社会的信用をなくす事にもなるから日本人は充分につつしまねばならない。さらに、カジノ等に入入りした事がネパール人にわかれば、強い反発をうけることになるだろう。

3) 不純異性交友

人間の住むところ、常に性の誘惑をともなり。ネパールも又同じである。前二者と同様に、山地民の間においてはしばしば行なわれていることであるが、だからといって、我々外人に許されるというものではない。ネパール社会ではネパールの男と外人女性が恋愛に入る分にはいっこうに差しつかえないが、外人の男が、ネパールの女性と恋愛関係に入る事を非常に嫌う。これはヒンドゥ社会のカースト制度に関わるもので、種の純血思想からきているとみられる。

カトマンズは首都といっても人口25万そこそこであり、人間関係は常にガラスばりであり、ましてや村にあっては、我々は24時間村人の監視下にあるといつてよい。ここで、不純異性交友があれば、直ちにネパール人社会にわかり、ネパール社会から反発をうけるだろう。

或る高名な外人技術者が、ネパールの開発のためにすばらしい業績を残しながら、ネパール女性と恋愛関係を結んだばかりにネパール政府によって国外追放になった例が過去にあった。

4) 麻 薬

ネパールの麻薬には、大麻と阿片がある。大麻は主にタライ地方に栽培されている。大麻の栽培はネパール政府の許可を必要とするが、特別税を支払えばだれでも許可となる。又多くの農家では麻糸をとるために、自家用野菜と一緒に栽培している。大麻の販売は自由であり、多くはインドに流れている。

阿片は主に西部ネパールに栽培されている。

ネパールでは、これら麻薬が自由に入手できる。ヒッピーがカトマンズに集るのも、この麻薬を求めてくるのが多いと聞く。ネパール人のなかにもこの麻薬(主として大麻)を利用するものが多い。ネパールでは大麻の利用を特に反社会的行為とは考えられていないようである。

カトマンズに滞在する外国公館員や援助協力機関員のなかにも麻薬の常用者が居り、敗人となって帰国した者も少くない。

5) 争 い

日常生活の上でも、仕事を進めて行く上にも争いは避けられない。必要とあれが喧嘩もせねばならないが、しかし、争い、喧嘩の殆んどは、相手の立場に立って物事を考えた場合には、避けうるものである。もし、喧嘩を避けられないときには、ネパールでは口論だけにとどめるべきであり、け

つして手をかけてはいけない。喧嘩で手をかけることは、ネパールの喧嘩のルールのなかにない。又、もし、手をかけたならば、かけられた方はいかなる報復手段を用いてもよいことになっている。特にタライでこの傾向が強い。

日本人は気が短く、口より先に手を出す方である。又日本人は軽い気持でたたいたことでも、相手のネパール人が強くこのことを根に持つことになる。

3-3-10 国法による禁止事項

1) 牛を殺してはいけない

ヒンドウ教によると、牛はシバ神の使いであり、ヒンドウ教を国教としているネパールでは法によりその殺生を禁止している。違反者は高額な罰金、長期体刑をうける。自動車、オートバイを運転する場合特に注意の事。

2) 許可なくしてヒマラヤに登る事はできない。

ヒマラヤ登山は全てネパール政府の許可をうけ、登山料を支払わねばならない。

3) 地方(カトマンズ谷以外)への旅行に当たっては、全てネパール政府からトレッキング・パーミッションをうけねばならない。

4) 国境地域への立入を禁止されている。

ネパール政府はチベット側国境への外国人の立入りを禁止している。トレッキング・パーミッションもうけられない。くわしくはネパール政府外務省で聞き、旅行中はルートをまちがえないように注意せねばならない。

5) ネパールへの輸出入品に禁止又は特別許可を必要とするものがある。

3-3-11 その他

1) ネパール人はすべてにのんびりして居り、今日は明日、明日は明後日、明後日は来年になることが多い。この事に思いわずらわない方がよい。

2) 他人の家に黙って入ってきたり、断わりなしに品物を持ち出したり、テーブルの上に置いてあるタバコをアイサツなしにのんだり、日本人にとって腹の立つ事が多い。これは大陸人と島国人との違いである。

入られて困れば戸にカギをかければよく、品物を持ち出されて困れば、トランクにしまっておけばよい。タバコものまれて腹を立てるならタバコ

をのまなければよい。

- 3 約束の時間に相手が来なくとも怒るべからず。相手に来るまで、相手が来る期待を楽しめばよい。
- 4 日本式冗談はけっしてネバール人に通じない。ネバール式冗談を身につけるよう心がけるのがよい。

3-4 農業一般現況

3-4-1 ジャナクブール県の農業

ジャナクブール県の総人口は約110万人のうち、農業従事者はその約90%の100万人とみられている。そしてこの県からの出荷額は約2億ルピーにのぼっている。この出荷額のほとんどが農業生産物によってまかなわれているところから、この県はまさしく農業地帯といえることができる。

ジャナクブール県の耕地の総面積は約22万ヘクタールで、福島県の総耕地よりやや広い。この耕地は全県に広く分布しているが、第4・1表にみるとおり、全耕地面積の86%はタライ平原に集中している。

22万ヘクタールの耕地に栽培される作物は、気象、地形、土壌、水利条件等の自然条件及び社会経済的条件によって左右される。その結果、これらの地帯では、それぞれの地帯固有のものが栽培されている。

(1) 作物の分布

ジャナクブール県の地域別主要作物及び、その作付面積と生産量は第4・1表の通りである。

第4・1表 ジャナクプール県地域別主要作物及び作付面積と生産量（1968—1969）

	全面積	全耕地面積	稲	小麦	とうもろこし	大麦	ひえ	ばれいしょ	油脂作物	さとうきび	たばこ
作付面積（単位 ヘクタール）											
全ネパール(A)	(km ²)	1,845,000	1,138,790	172,935	449,575	26,295	94,200	42,875	97,000	11,670	8,245
ジャナクプール県(B)	9,769	220,500 ^(C)	175,700	9,310	39,400	1,060	7,775	3,000	10,925	270	4,834
ドラカハ	1,976	6,000	1,700	375	3,900	135	850	850	200	5	7
ラメチャップ	1,378	12,500	3,000	650	8,200	75	1,950	750	225	10	7
シンドウリ	2,950	14,000	11,000	100	7,300	50	1,625	550	4,000	80	50
サラヒ	1,383	60,000	50,000	2,415	8,200	250	1,050	275	2,700	75	270
マホタリ	1,251	58,000	45,000	2,120	5,000	225	1,000	275	1,400	60	2,350
ダヌカハ	1,191	70,000	65,000	3,650	6,800	325	1,300	300	2,400	40	2,150
B/A × 100		12.0	15.4	5.4	8.7	4.0	8.3	7.0	11.3	2.3	58.6
B/A × 100			80.0	4.2	18.0	0.5	3.5	1.4	5.0	0.1	2.2
生産量（単位 トン）											
全ネパール(A)			2,321,611	226,998	899,564	28,726	110,689	289,857	56,800	187,725	6,296
ジャナクプール県(B)			378,210	10,123	72,617	965	8,208	20,870	5,921	4,050	3,859
ドラカハ			4,335	506	8,073	152	1,020	4,994	90	75	4
ラメチャップ			7,700	877	16,974	84	2,340	4,406	113	150	4
シンドウリ			26,675	110	14,600	50	1,788	3,300	2,400	1,200	35
サラヒ			97,500	2,535	13,530	212	945	2,585	1,418	1,125	216
マホタリ			99,000	2,120	8,250	191	945	2,585	700	900	1,880
ダヌカハ			143,000	3,975	11,220	276	1,170	3,000	1,200	600	1,720
B/A × 100			16.3	4.5	8.1	3.4	7.4	7.2	10.4	2.2	61.3

注・資料 ネパール政府食糧農業省、ネパールの主要作物の作付面積と生産量

ネパール国全体との比較からもわかるとおり、耕地面積の割合は全耕地で約12%であり、水稻で15.4%、たばこで58.6%である。生産量では水稻で16.3%、たばこについては61.3%をこの県で生産している。主要作物は稲、とうもろこし、油脂作物、小麦、たばこ、ばれいしょ、ひえ、さとうきび等である。うち稲は県内全耕地の80%に作付されている。稲に次ぐのがとうもろこしであるが、県内全耕地の18%、第3作物は油脂作物の5%である。

作物の分布は、地域により異なり、タライ、内部タライ、山岳部の栽培作物は第4・2表のとおりである。

第4・2表 ジャナクブール県三地区別主要作物及びその作付面積 (1968-1969)

地区	作物名	全耕地面積(A)	種	小変	とりもろこし	大 変	ひ え	げいしよ	油脂作物	さとうきび	たばこ
全	ネバール	1,845,000	1,138,790	172,935	449,575	262,995	94,200	42,875	97,000	11,670	8,245
ジャナクブール県(B)		220,500	175,700	9,310	39,400	10,600	7,775	3,000	10,925	270	4,834
山 岳 部 (C)		18,500	4,700	1,025	12,100	210	2,800	1,600	425	15	14
内 部 タ ラ イ (D)		14,000	11,000	100	7,300	50	1,625	550	4,000	80	50
タ ラ イ (E)		188,000	160,000	8,185	20,000	800	3,350	850	6,500	175	4,770
			(80.00)	(4.2)	(18.0)	(0.5)	(3.5)	(1.4)	(5.0)	(0.1)	(2.2)
			(25.4)	(0.6)	(65.4)	(1.1)	(15.1)	(8.6)	(23)	(0.1)	(0.1)
			(78.6)	(0.7)	(52.1)	(0.4)	(11.6)	(3.9)	(28.6)	(0.6)	(0.4)
			(85.1)	(4.4)	(10.6)	(0.4)	(1.8)	(0.5)	(3.5)	(0.1)	(2.5)

注・資料 前表と同じ。

タライ平原の3郡では、稲作が主で、作付割合は8.5%である。次の作物はとうもろこしで10.6%、小麦は4.4%、油脂作物は3.5%、たばこは2.5%、その他に、ひえ、ばれいしよ、大麦、さとうきびなどである。稲はタライの南部地域で栽培され、とうもろこし、油脂作物、たばこ、ひえ、大麦、さとうきび等は、主として北部のシワリーク山陵の麓の畑地帯で栽培されている。小麦とばれいしよは全域で、稲ととうもろこしの後作として栽培されている。それら主要作物のほかに野菜が栽培されているがタライでは玉ねぎ、はなやさい、うり類、トマト、なす、大根等である。野菜は市街地周辺と北部畑作地域で主に栽培されている。他では農家の自家用が内園場で小面積ずつ栽培されている。

内部タライの1郡でも、稲作が主で、作付割合は78.6%である。次のとうもろこしも52.1%で重要な作物となっている。第3の油脂作物は28.6%、ひえは11.6%であり、タライに比較して内部タライでは雑穀類の比重が大きくなっている。これら作物のあとにばれいしよ、小麦、さとうきび、大麦、たばこ等がつづいている。内部タライでの稲は、主として河川にそって栽培されている。とうもろこしは稲作の前作と山間斜面の畑で栽培されている。油脂作物、ひえ、ばれいしよ、小麦、大麦等はとうもろこしの後作として栽培されている。さとうきび、たばこも畑で栽培されている。野菜は農家の自家用として農家の庭先又はとうもろこしの間作として栽培されている。

山岳部の2郡では、とうもろこしが主作物で、作付割合は65.4%である。稲は第2作物となり割合は25.4%である。ひえの作付面積は15.1%、ばれいしよは8.6%とその位置付けが上ってくる。これらにつづく作物は油脂作物、大麦、小麦、さとうきび、たばこ等がつづいている。山岳部でのとうもろこしは主として、河川段丘でかんがい水の得られない地域と山陵の耕地で栽培されている。稲は山腹に広がる棚田で栽培されている。山岳部でのばれいしよ栽培は、低地での栽培と異なり、雨期と冬期の2回栽培される。ばれいしよの雨期栽培は高地畑でとうもろこし栽培の困難な地域の主作物としてあつかわれている。ばれいしよの冬期栽培は低地畑でとうもろこしの後作としてあつかわれている。ひえ、油脂作物、小麦は低地畑のとうもろこし後作に、大麦は主として高地畑の冬春作としてあつかわれている。さとうきびは低地山谷間に、たばこは低地村落の周辺で栽培

されている。なお山岳部での稲作の高度限界は海拔1900～2000米である。

タライ、内部タライ、山岳部をとわず、気候条件の可能な範囲内で、かんがい水の得られるところはすべて水田となっている。

ところで、一昨年(1970年)の第二次調査によると、ジャナクプール・タライ平原では過去10年間に水稻、小麦、大麦等の作付面積が増大している。又換金作物のうち、たばこの作付面積の増大はきわめていちじるしい。これはジャナクプールのシワリーク山陵の麓地域がたばこの生育に適しているのと、ジャナクプール市に、この国でも有数のたばこ工場が建設されたことによる。

一方とうもろこしやひえは、この地域では作付面積がいちじるしく減少しているが、これは、それらの作物からの収益性が低いことから、例えばたばこのように収益性の高い作物に置き換えられたためと思われる。

(2) 作付体系

タライ平原に限らず山岳部や内部タライにおいても、雨季には各種の作物が栽培される。

ジャナクプール・タライ地方では北インド地方と同様に、雨期に栽培される作物をカリフ(Kharif)と呼ばれ、これに対し乾期に栽培される作物はラビ(Rabi)と呼ばれる。

主なカリフ作物は、水稻、とうもろこし、ジュート、ひえなどであり、ラビ作物は、小麦、大麦、マスタード、そばなどである。

これらの作物は、土壌、気候、標高、水の利用可能状況などに応じて相互にそれぞれ組み合わせられ作付けが行なわれている。

タライにおける作付体系

水田地帯

1. 水稻単作 (もっとも多い)
2. 水稻 — 水稻
3. 水稻 — 小麦
4. 水稻 — 豆類
5. 水稻 — からしな
6. 水稻 — 秋作野菜又冬作野菜

7. 緑肥(ダイチャ) — 水稻 — 小麦
8. 甘蔗 — 甘蔗(株出し)
9. 甘蔗 — 甘蔗(株出し) — 水稻
10. 緑肥(ダイチャ) — 甘蔗 — 甘蔗(株出し)

畑作地帯

11. カウピー — 小麦
12. とうもろこし — 小麦
又は豆類混作
13. とうもろこし — ばれいしょ、又は秋作野菜
又は豆類混作
14. とうもろこし — たばこ
又は豆類混作
15. とうもろこし — からしな
又は豆類混作
16. とうもろこし — ひえ
17. 陸稲 — ばれいしょ、又は秋作野菜
18. 陸稲 — 小麦又はからしな又はたばこ
19. 陸稲 — ひえ
20. 甘蔗 — 甘蔗(株出し)

内部タライ及び低地山岳部における作付体系

水田地帯

1. 水稻単作
2. 水稻 — 水稻
3. 水稻 — 小麦
4. とうもろこし — 水稻

畑作地帯

5. とうもろこし — からしな
6. とうもろこし — 小麦、大麦
7. とうもろこし — ばれいしょ又は秋作野菜
8. とうもろこし — ひえ
9. 陸稲 — からしな

10. 陸稲 — ばれいしょ又は秋作野菜
11. 陸稲 — ひえ
12. 陸稲 — 小麦又はたばこ
13. 甘蔗 — 甘蔗(株出し)

高地山岳部地帯における作付体系

水田地帯

1. 水稻単作
2. 水稻 — ばれいしょ又は冬作野菜

畑作地帯

3. とうもろこし — からしな
4. とうもろこし — 小麦、大麦
5. とうもろこし — ひえ
6. とうもろこし — ばれいしょ
7. 陸稲 — からしな
8. 陸稲 — ばれいしょ
9. 陸稲 — 小麦、大麦
10. 陸稲 — ひえ
11. 陸稲 — そば

ヒマラヤ山麓地域における作付体系

畑作のみ

1. とうもろこし単作又は豆類混作
2. とうもろこし — ばれいしょ
又は豆類混作
3. とうもろこし — 小麦、大麦
又は豆類混作
4. 小麦又は大麦単作
5. ばれいしょ単作
6. 豆類単作

(3) 単位生産量

タライ平原の作物の平均単位生産量は第二次調査によると第4・3表の

とおりである。

単位生産量は地区によって、また、土壌、気候、かんがい水の有無などの諸条件によっていちじるしい差異が認められる。周年かんがい地で、改良品種が利用され、施肥、病虫害防除等が円滑に行なわれているところでは、その収量は、ネパールにおける平均水準をはるかに上まわる。一方、天水利用地において、在来の品種を用い、施肥はもちろん病虫害防除さえ満足に行なわれていないところでは、その収量はきわめて低い。水稻、陸稻では雨期の雨不足で収量皆無になることしばしばである。

第4・3表 ジヤナクプール・タライの作物別単位収量

単位 トン/ヘクタール 1970

作物	条件	収量
水稻・早生	天水	0.66~1.10
	かんがい	1.60
	かんがい+施肥	2.10
	かんがい+施肥+改良種	5.50
水稻・晩生	天水・雨少ない	0~0.60
	天水・適度の雨	1.60
	かんがい	1.60
	かんがい+施肥	2.10
陸 稻	天水	0~1.00
とうもろこし		1.10
ひ え		1.10
そ ば		0.54
さとうきび		3.000
小 麦	在来種・無肥	0.27~0.55
	施肥	0.55~0.60
	施肥+改良種	2.10
	施肥+改良種+かんがい	3.00~4.00
からしな		0.70
ケサリー(豆)		0.60
マース(豆)		0.80
さつまいも		11.00
ばれいしょ		9.00
たばこ(生)		14.00
な す		4.00
ト マ ト		5.50
玉 ね ぎ		1.00

(4) 農業技術

a 生産技術

ネパールにおいて行なわれている農耕のパターンは、本来シフティング・カルティベーションに基づくものであると云われる。ジャナクプール・タライ平原の場合、近年における人口の増加に伴って、こうした農耕のパターンは、次第にかわりつつある。必ずしも全域とはいえないが、かなり広範囲に集約的な農耕のパターンが広がりつつあり、また広がる傾向を示している。

その一つの例は休閒の問題である。昔は10年とか15年とかいった、かなり長期の休閒が行なわれた。休閒の目的はいりまでもなく土壌の肥沃度を高めることである。土地に対する人口の圧力が小さい場合には、こうした粗放な栽培方式も十分受け入れられる素地があった。しかし、タライ平原における人口の増加がいちじるしくなっており、もはや粗放栽培は許されず、いさお集約的な栽培を行なわざるをえなくなっている。土壌肥沃度を高めるためには、それまでの休閒ではなく、輪作といった新しい農耕のパターンが導入された。さらに生産法を高めるために、化学肥料、農薬、改良品種の導入も進められた。

勿論、農耕の新しいパターンは広がりつつあっても、多くの地域では以前のような休閒の様式はとられていないにしても、まだ休閒が大に行なわれている。特にタライのような高温乾燥の熱帯地で、しかもかんがい施設すら整っていない地帯では、休閒が完全に姿を消すことはありえない。かんがい施設の整備等にもなって輪作がとり入れられる。

高集約農法は、極く一部で実施されているだけであり、タライも内部タライも山岳部もそこで行われている農耕の農業技術は一般に、前近代的である。資本蓄積の少ないネパールの農家にとっては、新しい農具、化学肥料、農薬などの買い入れる余力もなく、現況は無理からぬことである。

b 生産手段

農家の生産手段はタライ地域、内部タライ、山岳部地域いづれもきわめて貧弱である。

タライの一般農家では、牛車（木製鉄輪）、在来畜力犁、クワ、カマ、クルビー（除草用手具）、オノていどである。これらの生産手段を基本

とし、農家の経営規模が大きくなるに従ってそれらの農具類の所有台数が増加するていどである。とくに、畜力鋤の所有台数が経営規模に正比例している。ただ近年においては、経営規模が大きくなるに従って、牛車が木製鉄車輪から鉄製改良犁にかわりつつあり、一部の大農では小型動力ポンプと人力消毒噴霧器が導入されつつある。

大型トラクターは極一部の大農と精米業者が所有する傾向にある。

畜力と結びつく農具は牛車と犁しかない。役畜は一般に牛で、例外ていどに水牛が使用されるだけである。牛は勿論、他の家畜を含めて、その飼養管理は大変粗放で、畜舎らしいものもなく、道路けいはんが共同牧地になっており、その草は貧弱である。

在来犁は通常インド犁と呼ばれているものであり、犁の本体は木製で犁先だけ鉄棒をさしこんであり、2頭引きである。この地域では水田土壌はローム質で、乾燥すると硬く凝集してしまい、改良犁では非常に鋤きにくい。在来犁は巾せまく犁で引き起すために、現地の事情にあっている。ただ牛の体軀が貧弱なことと犁巾が狭いため、午前中4時間を要して10アールを耕起するにすぎない。耕深も浅く、碎土も能率がわるいので何回も繰返さなければならない。降雨後水田の土壌がやわらかくなったあとも在来犁を使用するために、耕起が粗雑になっている。

在来牛車は、日本の古き時代の御所車の原型かと思われるようなものであり、本体は木製で車軸と車輪の外輪部だけが鉄製である。車軸にベアリングが入っているわけではないから、役牛による2頭引きでありながら、その積載量は小さく500キログラムていどである。又鉄車輪のために、道路面をいためることがいちじるしい。タライの道路は、乾期には砂漠状になり、雨期にはぬかるみになっているのは主としてこの牛車によるものである。まさにネパールにおいては牛車が公害源になっている。牛車が鉄車輪からゴム車輪に替るだけでも同一牛車で荷物の輸送量が倍加し、道路のいたみもなくなるだろう。

内部タライ、山岳部での農家の生産手段はタライのそれよりさらに単純なものとなる。在来犁、クワ、カマ、オノ、背負子駕等である。車道路のないところでは当然牛車がないが、そのかわりに背負子駕になる。在来犁はタライと同じであるがやや小型となる。近代的な農業機械はまだ導入にいたっていない。

c 栽培技術

1) 水 稲

早生稲、晩生稲ともにその苗代時期の決定は極く一部をのぞいて降雨時期によって決定され、田植期も同様に降水によってきまる。農家は水稻栽培全期間を通じて生育にあった水管理を知っているながらも、それができないのが現状である。山岳部の農家はタイの農家に比較して育苗にこまかい技術をもっている。

早生稲は収穫時の雨で刈取、運搬、乾燥調製が困難になり、晩生稲と労力の競合がおこる。又登熟期の熱風はシラハガレ病と白穂の発生を助長し、作柄を不安定にする。従ってかんがい施設が充実されても早生稲の作付面積の増加が期待できない。

タイでの晩生稲の特殊な栽培法として、カルハンという農法がある。田植を二回行い方法で、苗生育の不生育によって本田に対する苗の不足を生じた場合、あるいは労力の競合をさげようとする場合にカルハンが行なわれる。カルハン農法によると単位面積当りのモミ収量は増加すると云われている。ただ田植に労力を多く必要とし、今後かんがい施設の充実によってカルハン農法は次第に減少してゆくとみられる。

早生稲、晩生種或はカルハンいづれの場合も、品種は在来種が主体であり、改良品種は極めて少ない。植培方法は乱れ植えであり、管理作業が入りにくい。施肥、除草、病虫害防除は改良品種の導入にともなってごく一部の農家で試みられている段階であり、殆んど農家では行われていない。堆厩肥の投入も実行している農家が殆んどない。かんがい水牛の養分に頼る面が多い。

2) 小 麦

小麦は乾期になっても土壌水分がある圃場に限定され、たとえかんがい水があっても、粘質で水はけの悪いところより砂質で透水性のよい水田を選んで栽培されている。

小麦は水稻やとうもろこしと違って新しく導入された作物であり、改良品種の導入がよいに行われた。主としてメキシコ系の品種が組織的に導入された。小麦栽培の普及では適品種が選定され、適期まきつけ、合理的施肥が実践されて多収を得ている。

タライでの小麦の慣行農法は豆類との混播としてのことっているとい
どである。小麦の単作はほとんど改良品種と改良農法にとつてかわつ
ている。山岳部で小麦の慣行農法がのことっている。

3) ケサリー—豆類

ケサリーを含む数多くの豆科作物はネパールにおける蛋白並びに油
脂資源として重要であり、また土壌生産の維持にかかせないものであ
る。

水田の後作として、稲の刈取前にケサリー、チャナ、えんどう等が
まかれる。内部タライ、山岳部のとうもろこし畑にカウピー、いんげ
ん、大豆、小豆等が間作、畦豆として栽培されている。又山岳部の一
部で水田畦豆としてムーン豆が栽培されている。

各種の豆科作物が全城で栽培されている。ただその栽培法は大豆の
単作をのぞいて、ほとんど管理作業が行われていない。とうもろこし
間作で栽培される豆科作物については、とうもろこし栽培の管理作業
— 主として、中耕除草培土 — の一貫作業として行われるていどで
ある。各豆科作物ともに品種は雑ばくである。

4) とうもろこし

とうもろこし栽培は畑作地帯の主要作物であり、改良品種の普及は
進んでいず、在来種が主体である。とうもろこしの特徴として、その
品種は多い。耐病虫害性が高いが、耐肥性が低い。肥料は殆んど化学
肥料が使われていないが堆厩肥は積極的に使われ、特に山腹斜面畑で
は堆厩肥を使わないとうもろこし栽培は不可能であると、農家が認識
している。

中耕除草培土作業は積極的に行ない、タライ平原では、在来型を使
って鋤く方法がとられるが、内部タライ、山岳部では人力によりクワ
でいねいに行われている。中耕除草培土は2~3回行われる。病虫
害駆除作業は行なわれていない。

5) 陸 稲

陸稲の品種は在来種である。直播きである。肥料として堆厩肥を施
用し、堆厩肥の不足農家では陸稲作付前に家畜 — 水牛、役牛 — を
陸稲作付予定地に係留してその糞尿を利用する。家畜は陸稲作付は肥
沃な畑を選ぶといひ、そのためにも住居の近くに栽培している。管理

作業は主として中耕と除草であり、2～3回ていねいに行っている。
クワ又は手取り作業であり、この作業は労働力をもっとも必要としている。他の管理作業として害鳥防除がある。

6) ひえ

ひえは殆んどしくひえで品種は数種あるもようである。ひえは移植栽培法がとられている。肥料は裸地栽培の場合堆肥を施用するが、とうもろこしの間作の場合には無肥料栽培である。育苗は水稻の陸苗代に準じて行い、雨の日に移植する。定植予定畑はとうもろこしの後地の場合にも、又とうもろこし立毛中の場合にもクワによる人力耕を行い、除草をていねいに行い、定植する。その後の管理は1回除草するか又はその除草をしょうりやくするかである。

7) からしな

からしなはとうもろこしの後作として栽培される。とうもろこし収穫後、とうもろこしの莖立毛のまま鋤き込む。3～4回牛耕する。畑面に散播するだけで覆土はしない。管理作業はしない。無肥料栽培である。

8) 野菜

野菜栽培では品種の不統一と育苗がもっとも問題となっている。

野菜の品種は在来種が主であり、近年インドの改良品種が導入されつつある。一般に収量品質ともに低品種である。秋作、冬作の野菜のなかで、キャベツ、とまと、大根等は日本品種が適応しうる。特に内部タライ、山岳部では広く日本種が適するとみられる。夏作野菜の西瓜は日本種がよいとみられる。秋作野菜の育苗は雨期の後半に行われるために、育苗が非常に困難となっている。

(5) 農家経営

第二次調査で行ったタライ平原の一農村 (Ramdaiya) での結果によると、主要作物は、水稻、小麦であり、雑穀、豆類がこれに次いでいる。今後どのような作物の栽培を増加させたい、かという質問に対して水稻と小麦の増加を希望した農家が殆んどであった。

又自己の農家経営を発展させるために、殆んどの農家が水利の改善と営農資金の確保が最大の課題としている。

農業労働者の賃金は通常現物払いであり、男女間に賃金差別がなく、

同一労働同一賃金の原則が貫徹している。ただし圃場における女性の労働は田植えと刈取りとに限定されている。調査村における賃金の支払方法は次の3通りがある。

- ① 年給。 常雇労働者や牧夫に対する支払い形態である。穀物（主としてモミ）で支給され、5マウンドから20マウンドである。このほかに2度の食事と年間ドーティ2枚、シャツ、タオル、下着などと、祭日に約25ルピーの現金が与えられる。
- ② 日給。 朝の7時から夕刻の5時まで働いて2食付だと穀物2.5セル、食事をしだと4セルである。
- ③ 出来高払い。 刈取り労働にみられる慣行。16束刈取りうち1束が労働者に与えられる。

小規模経営でも必ず雇用労働力に依存している。

ジャナクプール・タライ平原部の農村では、50～75%の農民が負債に苦しんでいるといわれている。負債には現金と現物の2種類がある。現金負債は政府の金融機関や商人、金貸し業者から借りるケースが多く、現物負債は近くの地主や農民から借りる場合が多い。前者は生産資材の購入と冠婚葬祭の一時的な家計支出に、後者は日常家計の補充に用いられる。利子は10～25%である。

(6) 農産物市場

ジャナクプール・タライでは、ジャナクプール市、ジャレスワル市その他の市場のほかに、週市が各地に開かれている。現実には、農家が市場まで生産物を持って行くことは少なく、殆んどは村内穀物商人に売り渡している。農産物の年間の価格の変動が大きい。

(7) 農家の生活水準

ジャナクプール・タライでの第二次調査によると、農民の生活水準は、自作農から小作農、そして農業労働者という順に低くなっている。47戸の農家生計費調の結果の平均は次のとおりである。

- | | |
|---------|-------------|
| ① 食料費 | 1,848.31ルピー |
| ② 衣料費 | 228.20 |
| ③ 住居費 | 37.47 |
| ④ 教育費 | 59.16 |
| ⑤ 冠婚葬祭費 | 139.73 |

⑥ 雑 費	247.05ルピー
合 計	2,559.92

食料費の約80%は穀類と野菜で、そのほとんどは自家生産又は現物賃金の形で手に入れることができるが、エンゲル係数は72.2%で、いかに高いかわかる。

3-4-2 チトワン郡の農業

チトワン郡の総人口は約166,000人であり、うち農業従事者はその約90%とみられている。農業以外の産業としては製材所と小規模精米所があるだけで、この郡は純農業地帯である。

チトワン郡の耕地の殆んどは、チトワン盆地の平原に集中している。

チトワン郡の耕地は盆地平原のほかにはマハバラート山脈の山腹、トゥリスリ・ガイダツキ河の河川岸に広がるが、ここでは、チトワン盆地内の平原地域の農業についてのみみることにする。

(1) 作物の分布

チトワン郡に栽培されている主要作物及びその作付面積と生産量は第4・4表のとおりである。

第4・4表 チトワン郡の主要作物及其の作付面積と生産量
(1968-1969)

作物名	作付面積 (ha)	生産量 (t)
稲	37,000	92,500
小麦	5,300	6,220
とうもろこし	22,000	46,200
大麦	50	48
ひえ・そば	800	840
ばれいしょ	1,000	11,000
油脂作物	13,500	8,437
甘蔗	150	2,250
たばこ	160	112

資料: Economic Analysis and Planning Division MFA.
HMGF Ncpd.

主要作物は稲、とうもろこし、油脂作物、小麦、ひえそば等である。

チトワンも内部タライであり、主要作物の作付分布はジャナクブール県の内部タライと共通の傾向にある。

チトワンの稲は、主として西部チトワンのアッパー・カグリー水路の水掛り地域と東チトワンの河川ぞいに栽培されている。とうもろこしはナラヤニ河の河川段丘地帯、マハバラート山脈の山腹と山麓及びシワリーク山陵の麓の畑地帯で栽培されている。東チトワンの一部では水稲前作として栽培する農家もみられる。油脂作物（主としてからしな）は畑作地帯のとうもろこし後作として重要な作物として栽培されている。小麦は水稲ととうもろこしの後作として、ばれいしよ、ひえ、そば、たばこは陸稲又はとうもろこしの後作として栽培されている。甘蔗は主として畑に栽培されている。野菜は農家の自家用として農家の庭先又はとうもろこしの間作として栽培されている。近年一部の農家では販売用として大根、はなやさい、ばれいしよの栽培をはじめようになつてきた。

チトワン盆地の平原部では、とうもろこし作付後、降水の多い年にはそのとうもろこしの収穫をまたずに刈取り水稲栽培にきりかえるところもある。又近年小麦の作付面積がいちじるしく増加している。

(2) 作付体系

チトワン郡の栽培作物の作付体系は、ジャナクブール県内部タライの作付体系と大同小異である。

水田地帯

1. 水稲単作（もつとも多い）
2. 水稲 — 水稲
3. 水稲 — 小麦
4. とうもろこし — 小麦
5. 水稲 — 豆科作物

畑地帯

6. とうもろこし — からしな（もつとも多い）
7. とうもろこし — 小麦

8. とうもろこし — ばれいしょ又は秋作野菜
9. とうもろこし — ひえ、そば
10. 陸稲 — からしな
11. 陸稲 — ばれいしょ又は秋作野菜
12. 陸稲 — ひえ
13. 陸稲 — 小麦又はたばこ
14. 甘蔗 — 甘蔗(株出し)

この他にとうもろこしと陸稲の混播もある。

(3) 単位生産量

チトワン郡の作物別平均単位生産量はネパール政府の発表によると第4・5表のとおりである。

水稻の単位生産量はネパールの平均(2.04t)より高いが、これはアッパー・カダリー水路の恩恵とみられる。天水依存田では、ジャナクプル県のそれと同様に、収穫皆無にいたることもしばしばである。水稻のほかでは、ばれいしょの収量が全国平均よりも高いだけで、他の作物の単位生産量が全国平均にほぼ等しいか又は低い。

第4・5表 チトワンの主要作物の単位生産量
(1968—1969)

作物名	ha当生産量(t)
稲	2.50
小麦	1.17
とうもろこし	2.10
大麦	0.98
ひえ及そば	1.05
ばれいしょ	11.00
油料作物	0.62
甘蔗	15.00
たばこ(干)	0.70

(4) 農業技術

a 生産技術

西部チトワンは1956年から米国の援助による入植計画によって開発されたところであるが、それ以前は先住民タルー族によって焼畑農業が行われていたところである。定着農業が1956年以後に始まったところが多い。

現在農耕パターンはタルー族による焼畑農業のそれと基本的にかわらないが、アッパー・カグリー水路の施設と化学肥料の導入によって徐々に変化してきている。作付体系では多毛作が、化学肥料は小麦栽培の普及とともに、それぞれ広がりつつある。

b 生産手段

チトワン農家の生産手段はジャナクプールのタライの農家と殆んどかわらない。ただ、改良犁の普及が進んでいる。タライに比較して、チトワンの土壌が砂質壤土が多く、改良犁の効果が大きいとみられる。大型トラクターは富農又は精米業者による所有が増加傾向にあり、賃耕の形で一般農家の利用に供されている。

c 栽培技術

チトワン農家の栽培技術はジャナクプール・タライ平原のそれと殆んどかわらない。問題点も同様である。

ジャナクプール・タライの水稻栽培でみられたカルハン農法はチトワンではみられない。

(5) 農家経営

チトワンの農業の大部分は家族労働によって行なわれている。家族構成は直系家族を主体とし、大家族は極めて少ない。家族経営においても常雇いを置く経営が多い。チトワンでは女子労働が大きなウエイトをしめ、田植え、刈取りのほかにか畜管理、とうもろこしの中耕除草によく働く。

農業労働者の賃金はジャナクプール・タライと違って通常現金払いである。男女間に賃金差別のない場合が多く、原則として同一労働同一賃金である。賃金の支払方法は次の2通りである。

- ① 年給。 ハリーと呼ばれる常雇農業労働者とゴタローと呼ばれる家畜管理人に対する支払い形態である。支払いは年1回若しくは2回に分けて行なわれる。年額は350～450 Rs である。このほかに食事、衣

類、住居が供与される。

② 日給。 日雇農業労働者の1日の労働時間は7時間で、賃金は2.5 Rs ~ 3.5 Rs である。近年賃金は上昇傾向にある。

ジャナクプール・タライにみる出来高払いの例はみない。

付

- | | |
|------|--------------|
| 付表 1 | ネパールの概要一覧 |
| 付表 2 | ネパールの暦 |
| 付表 3 | 度量衡 |
| 付表 4 | 貨幣 |
| 付表 5 | 外貨交換率(公定) |
| 付表 6 | 輸出入禁止物品リスト |
| 付表 7 | 国際機関における活動状況 |
| 付表 8 | ネパール略史年表 |

付表 I

ネパールの概要一覧

1. 面	積	14万平方キロ(北海道の約2倍)
2. 人	口	約1,080万(1968年推定)
3. 首	都	カトマンズ(Kathmandu)
4. 公	用	ネパール語(インド・アーリアン系に近く、グルカリ ーまたはカークスラともいう。)
5. 住	民	インド系、チベット系(一般住民にはチベット系が、 また政府関係者はインド系が多い)
6. 政	体	国王親政による立憲君主制
7. 新憲法	発布年月日	1962年12月15日(1967年に第1回改定)
8. 国連	加盟年月日	1955年12月
9. 国内	総生産	7,650百万ルピー(1966/67年現在)
10. 国民	1人当り 年間所得	72ドル(1966/67年現在)
11. 通貨	単位	ネパール・ルピー
12. IMF	平価	1米ドル通貨単位10.125ネパール・ルピー 円換算 1ネパール・ルピー=30.70円(1972年 2月現在)
13. 金及	び外貨保有高	7,000万ドル(1969年4月現在)
14. 人口	増加率	2%
15. 農業	人口	93%
16. 工業	人口	2.2%
17. 英	語に上る 正式に国名	The Kingdom of Nepal
18. 英	語に上る 正式に政府名	His Majesty's Government of Nepal
19. 主要	農産物	米・麦・粟・メイズ等
20. 主要	工業製品	煙草・マッチ・製糖・ジュート・綿布等
21. 日本	から貿易 輸入の額	424万3,300ドル(1968年)
22. 日本	へ貿易 輸出の額	138万9,800ドル()
23. 時	差	日本と3時間40分
24. 核兵器	不拡散条約	署名国
25. 国家	の象徴	(花)シャクナゲ(色)深紅色(動物)牛とロフネフォロス(キジ科の鳥)

付表2

ネパール暦

現在ネパールで公用されている暦はビクラム・サンバット (Vikram Sanbat) = ビクラム暦であり、西暦は殆んど使用しない。慣用語は 外にネパール・サンバット (Nepal Sanbat) = ネパール暦、サケ・サンバット (Sake Sanbat) = サケ暦等がある。1970年(4月13日より)はビクラム暦の2027年に当たる。

ビクラム暦の正月は西暦の4月中旬である。1年12カ月で、1カ月は29日乃至31日である。年により月の日数は変化する。

ビクラム暦の月名と西暦との比較は次のとおりである。

ネパール暦	西暦	月
バイサーク (Vaishakhe)	4月中旬から	5月中旬
ジェイト (Jyiththa)	5月 "	6月 "
アサール (Ashadhs)	6月 "	7月 "
サワン (Shrvana)	7月 "	8月 "
バハードラ (Bhadra)	8月 "	9月 "
アソージ (Ashvina)	9月 "	10月 "
カルティック (Kartika)	10月 "	11月 "
モグシル (Margahirsha)	11月 "	12月 "
ブース (Pausha)	12月 "	1月 "
マーグ (Magha)	1月 "	2月 "
ファルゴン (Phalguna)	2月 "	3月 "
チェイト (Chaitra)	3月 "	4月 "

〔注〕

政府高官でも西暦を利用又は正確に知る者は少ないから、ネパールではネパール月を利用するのが最も良い。又西暦との比較は常に自ら行なうのが間違わなくてよい。

付表 3

度 量 衡

政府は近時メートル法の普及に努力しているが、政府機関内でも一般化するに至っていない、通常ネパール在来の度量衡が使われている。

重 量

1 maund	= 40 Ser 又は 15595dhārni (K.P)10Pāu(P.P)	≐ 37324g
1 dhārni	= 12 Pāu 又は 3Ser	≐ 2393g
1 Ser	= 4 Pāu	≐ 798g
1 Pāu	= 4 Chhatāk 又は 80tola	≐ 199g
1 Chhatāk 又は Kanuwa	= 4 tols 100ratti	= g ≐ 1oz
1 tola	= 80 又は 96ratti	= 2~3g = 1/4~1/2 oz
1 ratti		

使用重量には地域性があり、Tarai では maund、Ser を使用し、Kathmandu 及び山岳地では dhārni を使用する。Pāu、Chhatāk (Kanuwa)、tola は全国的に使用されている。又地域によっては特殊な重量単位を使用するところもある。

Serには Kachhē と Pakkā がある。

Ka hhā Ser = 4 Pāv = 798g

Pakkā Ser = 4.67Pau = 933g

容 量

1 muri	= 20 Pāthi	≐ 87.2ℓ
1 Pāthi	= 8 maua	= ℓ
1 mana	= 4 Chautai 10 muthi	≐ 0.545ℓ
1 Chautai	= 2 Chakanchi	
1 Chakanchi	= 1½ muthi	
1 muthi	= 1 にぎり	

石油、ガソリン等は主としてガロンを使用する。近年リッターも普及しはじめている。

長 さ

1 gaj = 2hāt

1 hāt = 2 bitta = ヒジのつけ根より中指の先までの長さ

≐ 45.7 cm

1 bitta = = 親指と子指を両方に開いた長さ

1 Kosu = 4,000 ヤード ≐ 3,658 m

その他、インチ、フィートが一般に普及している。

面積

1 Bigha = 20 Katha = 72,900 feet² = 0.677266^{アール}

1 Katha = 20 Dhar = 3,645 feet² = 0.033863 "

1 Dhar = = 182.25 feet² = 0.001393 "

1 Ropani = 4 Murimato = 5,476 feet² = 0.050874 "

1 Muri mato = = 1,369 feet² = 0.012718 "

付表 4

貨

幣

ネパールの貨幣は Rupee (Rupiyān 又は Mohar Rupee) という。

1 ルピーは 100 パイサ (Paisa) である。

通常コインは、1 ルピー (極めて少ない)、50 パイサ、25 パイサ、20
パイサ (極めて少ない)、10 パイサ、5 パイサ、2 パイサ、1 パイサ、紙幣
は 1,000 ルピー、500 ルピー、100 ルピー、5 ルピー、1 ルピーである。
尚 50 パイサを 1 モハル (Mohar)、25 パイサを 1 スカ (Sukha)、20
パイサを パチャム (Pacham) と呼ぶ。

ネパールルピーを インドルピー と区別するのに、ネルー (Neru) といひ、
インドルピーを コンパニ・ルピー (Company Rupee) と呼ぶことがある。

付表5

外貨交換率（公定）

		買	売
米国ドル	1ドル	1010ルピー	1020ルピー
英国ポンド	1ポンド	2600 #	2650 #
西独マルク	100マルク	311 #	316 #
スイスフラン	100フラン	261 #	265 #
インドルピー	100インド ルピー	139 #	139.15 #
日本円	100ネパール ルピー	3070 円	3010 円

外貨の交換はネパール国立銀行の本店・支店又は外貨交換所で行なう。トゥリンブーバン空港、ニューロード、アッサン等にある。有名ホテルのカウンターでも交換できる。（1972年2月11日現在）

付表6 輸出入を禁止され、又は特別
許可を必要とする物品のリスト

1. 一般許可

輸入品については1回につき、200ルピー以上の物品、輸出品については同じく1回につき、800ルピー以上の物品にそれぞれネパール政府商工省の輸出入許可をとらねばならない。

2. 特別許可を必要とする物品又は禁止されている物品

輸 出

- ① コイン、ルピー
- ② 仏像、教典、書学で歴史的に有名な品
- ③ 宝 石
- ④ メス牛、サイの角、皮、骨
- ⑤ 軍隊が使用する化学薬品、その他
- ⑥ 麻 薬
- ⑦ トラ、ヒョウ、その他の毛皮

輸 入

- ① トランシーバー、その他の無線機
- ② 軍隊が使用する化学薬品、その他
- ③ 花 火
- ④ 牛 肉
- ⑤ 麻 薬
- ⑥ 60%以上のアルコールを含む酒

付表7

国際機関における活動状況

(1) 国連専門機関加盟状況(1969年1月現在)

(参加○ 不参加×)

1. UN(国際連合)	(○)
2. IAEA(国際原子力機関)	(×)
3. ILO(国際労働機関)	(○)
4. FAO(国際連合食糧農業機関)	(○)
5. UNESCO(国際連合教育科学文化機関)	(○)
6. WHO(世界保健機関)	(○)
7. IBRD(国際復興開発銀行)	(○)
8. IFC(国際金融公社)	(○)
9. IDA(国際開発協会)	(○)
10. IMF(国際通貨基金)	(○)
11. ICAO(国際民間航空機関)	(○)
12. ITU(国際電気通信連合)	(○)
13. UPU(万国郵便連合)	(○)
14. WMO(世界気象機関)	(○)
15. IMO(政府間海事協議機関)	(×)
16. GATT(関税及び貿易に関する一般協定)	(×)

(2) 国際機関として下記の諸機関がカトマンズに事務所を置いている。

UNDP(国連開発計画事務所)、UNIC(国連情報センター)、UNTA(国連技術援助事務所)、ILO(国際労働機構)、UNESCO(国連教育科学文化機構)、ICAO(国際民間航空機構)、WMO(国連水文機構)、UPU(万国郵便連合)、ITU(国際通信連合)、WHO(国連保健機構)、UNHCR(国連難民救済委)、IMF(国際通貨基金)

付表 8

ネパール略史年表

563B.C	ゴータマ・ブッタ、ネパール国ルンビニに生る。
732A.D	カトマンズ創立さる。
1771A.D	グルカ王、ブリティビ・ナーラヤン・シャー、カトマンズ盆地のマルラ三王国を完全平定
1814. 11	第1次グルカ戦争
1816. 2.	第2次グルカ戦争
1846. 9. 15	コートの大虐殺、ジャンパハードゥルによるラーナー体制確立す
1920. 6. 11	現マヘンドラ国王誕生
1951. 2. 18	王制復古(トリブバンが国王に復位)
1955. 12.	ネパールの国連加盟が承認された
1957. 9. (~1962. 9)	第1次5カ年計画の実施
1959. 2. 12	ネパール王国初の憲法発布
1959.2.18~4.3	ネパール史上初の総選挙実施される
1960. 9. 11	インド・ネパール間の通過および貿易協定締結
1960. 12. 15	マヘンドラ国王による政権掌握
1961. 1. 5	パンチャーヤット民主制度の導入
1961. 10. 5	ネパール・中共国境画定
1961. 11. 18	マヘンドラ国王による東西ハイウェイの建設要請
1962. 9. 27 (~1965. 9)	第2次3カ年計画の実施
1962. 12. 15	パンチャーヤット民主主義を主体とする新憲法発布
1963. 4. 14	全国パンチャーヤット(評議会)開催
1955. 3	ネパール政府、ヒマラヤ登山禁止
1965. 9 (~1970. 9)	第3次5カ年計画の実施
1968. 8. 19	ネパール政府ヒマラヤ登山解禁
1968. 11. 1	ネパール国連安保理非常任理事国に選出さる

第4章 専門家の派遣

4-1 生活環境の整備

ネパール農業開発計画の協力対象地域は、ツバル国東部に位置するジャナクプール県（初期トライ平原地域が中心）とその西に隣接しているナラヤン県チトワン地区にあるラブティ・モデル農場であるが、それらの生活環境は、すでに3-2、3-3でも明らかなように自然的にも社会経済的にも極めて厳しいものである。現状ではネパール政府の職員ですらその多くが単身赴任であり、生活の拠点をカトマンズにもっているという事実が何よりもその厳しさを示すものであり、このような生活環境の中にある協力対象地域は過去にその例をみないであろう。

雨期（6～9月）には陸の孤島となり、特に生鮮食料品等の不足が目立ちマラリア、赤痢、コレラ等の疾病が多発し、毒へび（コブラ等）、毒虫（サソリ等）の活動期となる。乾期の前半（10～2月）はネパールで最もしのぎやすい時期であるが、その後半（3～5月）は日中の気温が40°Cをこえ、熱砂風（サンド・ストーム）が吹き荒れ、その時外界は死の世界となる。

このように過酷な生活環境下での協力においては、その整備のいかんがプロジェクトの成否の大きなカギの一つとなる。

このためには、2カ年間の予備協力期間を設け、その間に本プロジェクトの拠点としてプロジェクト・センターを建設し、まず生活環境の整備を図ることが必要不可欠となる。

4-1-1 プロジェクト・センターの建設

プロジェクト・センターは、ただ単に本プロジェクトの本部（Head Quarters）としての役割を果たすために設置されるものではなく、プロジェクト要員の生活の拠点としてもつ役割が極めて大きいので、建設にあたっては特にこの点を配慮する必要がある。

センターは、ネパール政府が建設するものであるが、その概要はおおむね次のとおりになるであろう。

(1) 位 置

センターの位置は、本プロジェクトの地域農業開発計画としての性格、

将来における活動範囲の丘陵地帯（ Hill Ara ）への拡大等を考慮し、タライ平野を丘陵地帯沿いに東西に走る東西ハイウェイ（ アジア・ハイウェイの一部 ）とインド国境からジャナクプール市を通りタライ平野を南北に走るジャナクプール・マヘンドラナガル・ハイウェイとのインターチェンジに近い村に予定されている。

(2) 規 模

センターの規模は、次の建物施設を収容しうるもので、10～15 ha になるであろう。

(3) 建物施設

センターの建物施設としては、次のようなものがある。

事 務 所	1 棟	
宿 舎	2 棟	（ ゲスト・ハウス 1 棟 ）
倉 庫	2 棟	
車 庫	1 棟	（ 含燃料貯蔵庫 ）
整 備 工 場	1 棟	
仕 材 置 場	1 所	
住 宅	30 棟	（ 日本人専門家10～15棟 ）
発 電 施 設	1 基	（ ディーゼル発電 ）
水 道 施 設	1 所	（ 深井戸利用 ）
通 信 施 設	1 基	（ 無線 ）
医 療 施 設	1	（ 巡回診療、血清保存 ）
飛 行 場	1 所	（ 含軽飛行機 ）

(4) 無償供与

ネパール政府はその財政基盤が極めて虚弱であり、国家財政等に開発経費の大半をインドをはじめ、中共、アメリカ等の外国援助にあおいでいる現状にあるので、多額のセンター建設費、運営費（殊に発電経費）を期待するのは事実上困難である。

本プロジェクトを成功させるためには、K・R援助等の無償供与を今後とも積極的に行なうことが必要不可欠であり、これを契機に後発開発途上国（LLDC）に対する協力のあり方を再検討する必要がある。

4-1-2 ラブティ・モデル農場

ラブティ・モデル農場は、地形的には内部タライ (Inner Tarai) に属し、ナラヤニ河の扇状地の河岸段丘の上に位置する。このため気象条件等その生活環境はジャナクプール地域に比べやや恵まれているが、依然として厳しいことには変わりはないので、専門家をはじめ青年協力隊員の住宅等の整備を図る必要がある。

4-1-3 暫定措置

予備協力期間における専門家の生活環境 (住宅事情等) は、ことのほか厳しいので、ジャナクプール地域の専門家はジャナクプール市内の住宅を借上げ、生活の拠点とする。

ラブティ・モデル農場の専門家は青年協力隊員の指導も兼ねるため、できるだけ農場内で隊員とともに生活することが望ましい。しかしながら、その宿泊施設は極めてお粗末なものであるから、その改善整備を早急に行なり必要がある。

また、この期間、専門家の健康管理には特に留意する必要がある、カトマンズに居住させるべきである。プロジェクト・センター完成後といえども原則的にはしかりであり、住宅手当等の運用を弾力的に行なり必要がある。

4-2 専門家の待遇等

ネパール等後発開発途上国の劣悪な生活環境下において協力事業にたずさわる専門家の待遇は、極く最近僻地手当の新設、公費1時帰国制度の弾力的運用等により、暫次改善されつつはあるが、いまだ、これらの地域における協力は専門家の善意と情熱に期待し、その犠牲において行なわれているところが大きく、国家事業の一環として制度的にこれを行なりに至っていない状態にある。

ネパールにおける本プロジェクト協力の実施を契機とし、専門家の待遇についても根本的に再検討を行ない、その制度化に努めるべきである。

当面、専門家の派遣にあたって、次の点を配慮すべきである。

4-2-1 現行制度の弾力的運用

専門家をして本プロジェクトの協力対象地域の厳しい生活環境に対処させ

るとともにその活道を支援するため、次の点について現行制度の弾力的運用を図る。

(1) 専門家の格付

カトマンズにおける生鮮食料品の買出し、休養等は、本来専門家の受ける報酬でまかなわれるべき性格のものであるが、現行の諸手当はこの点を配慮していないので、これらに要する専門家の費用負担の一部を軽減させるため、専門家の格付を1級または1号引き上げる。

(2) 僻地手当

ジャナクプール地域およびラブティ・モデル農場はA地域に指定し、派遣専門家には15%の僻地手当を支給する。

(3) 住居手当

ジャナクプール地域およびラブティ・モデル農場は、その生活環境の整備が行なわれたとしても、現地への家族同伴は困難であるから、家族同伴の場合には、現地での住宅の提供に関係なく住居手当を支給する。

なお、予備協力期間中は住居と事務所が兼用になることなどもあり、25%の住居手当を支給する。

(4) 現地業務費

現地業務費は、本プロジェクトの性格等からしてジャナクプール地域のハルデナート普及農場、ジャナクプール普及事業、ラブティ・モデル農場およびカトマンズ(シニア・アドバイザー等)の4カ所についてこれを予算化する必要がある。

なお、予備協力期間中はジャナクプール普及事業を除く3カ所について計上すればよいが、47年度はカトマンズについての予算化がなされていないので、その弾力的運用を図り、カトマンズの現地業務費を確保する必要がある。

4-2-2 現行制度の改正

現在、派遣専門家は任地で、3年以上勤務する場合、ほぼ2年経過した時点で公費による1時帰国が制度化されているほか、生活環境の特に厳しい地域に限り、特例として公費による年1回の1時帰国が認めている。今後は生活環境の劣悪な後発開発途上国での協力が増大する傾向にあるので、これを契機に特殊地域(僻地手当15%支給地域)の専門家に対する公費年1回帰

国制度（同外地休暇制度を含む。）を確立すべきである。

4-2-3 新制度の確立

本プロジェクトのように技術者を含む農業指導者の極端に不足している国で広大な地域を対象として普及事業を主体に地域の農業開発を進める場合、派遣専門家の効果的・配置等の観点から、青年協力隊員との協調もさることながら、専門家の手足となり、農業指導者の現場相談員としての役割を果たすジュニア・エキスパート制度（仮称）の新設が望まれる。

ジュニア・エキスパートは、専門家をめざす者であり、もともと例えば普及事業の先兵として相手国の農業指導者の中核となり、改良農法の普及等にあたるとともに専門的知識技術の修得向上に努めながら専門家への途をたどる者である。

4-3 専門家の派遣

本プロジェクトに派遣する専門家の数は、予備協力期間が5名であり、本協力期間が15名程度と想定されている。また、派遣時期は47年度早々の予定である。

4-3-1 専門家の構成

本プロジェクトの専門家の構成は次のとおりである。

(1) 予備協力期間

顧問 (Senior Advisor)	1名 (カトマンズ)
理事長 (Project Manager)	1名 (ハルデナート)
栽培	1名 (ラブティ)
かんがい	1名 (ハルデナート)
農業機械	1名 (ハルデナート)
計	5名

(2) 本協力期間

顧問 (Senior Advisor)	1名 (カトマンズ)
理事長 (Project Manager)	1名 (うちラブティ1名)
栽培	数名
農場経営	1名

かんがい	1名
農業機械	1名
機械整備 (Mechanical Engineer)	1名
深井戸 (Tube-Well Engineering)	数名
農業経済	1名
農業普及	数名
調整員 (Liaison Officer)	1名 (カトマンズ)
計	15名程度

(3) 調整員

合意議事録によれば、調整員は本協力期間に派遣することとなっているが、予備協力期間中も供与機材の引取り（後述）、プロジェクト・センターの建設等に伴なり用務が山積しているため、ネパール国等の事情に明るくかつ事業団の実務に詳しい調整員の早期派遣を行なり必要がある。

4-3-2 専門家の任務

本プロジェクトの専門家の任務については、個別分野の専門家の場合自ずから明白であるが、顧問 (Senior Advisor) と理事長 (Project Manager) については、その任務および関係が明確にされておらず、このままでは問題を起す恐れがあるので、両者の任務および関係を明確にしておく必要がある。

(1) 顧問

顧問は合意議事録にも明示されているようにジャナクプール農業開発委員会 (J A D B) の常任顧問 (Permanent Advisor) としてカトマンズに常駐し、本プロジェクトの日本側総括責任者として次の任務にたずさわるものである。

- a 本プロジェクトの円滑な推進を図るため、その計画、実施運営等に関する助言を J A D B に対して行なり。
- b 本プロジェクトの計画、実施運営等に関し、ネパール政府関係者と常時調整を図るとともに理事長に対して必要な指示（技術的事項を除く）、助言を与える。
- c 本プロジェクトの計画、実施運営等に関し、日本大使館、海外技術協力事業団（日本海外青年協力隊事務局を含む。）との調整を充分に行なり。

- d ネパール政府、日本大使館および海外技術協力事業団との業務上の協議連絡事項に関し、理事長等との連絡調整を充分に行なう。
- e その他本プロジェクトに関する一般的事項について連絡調整を行なう。

(2) 理事長

理事長は合意議事録に明示されているようにJADBの常任顧問(Permanent Advisor)としてJADBの委員会に出席するが、ジャナクプールのプロジェクト本部(当面ハルデナート普及農場)に常駐し、本プロジェクトの日本側責任者として、次の任務にたずさわるものである。

- a 本プロジェクトの円滑な推進を図るため、その計画、実施運営等に関する技術的助言をJADBに対して行なう。
- b JADBの指揮監督のもとに、本プロジェクトの計画・実施運営等に関する技術的事項について、ネパール側理事長と常に調整を図るとともに専門家、青年協力隊員に対して必要な指示助言を与える。
- c 本プロジェクトの円滑な実施を図るためプロジェクト現場で開催される各合同委員会(Joint Committees)において、必要な助言を行なうとともに技術的事項に関しては委員会の円滑な進行を図る。
- d プロジェクト現場において、常に専門家青年協力隊員同士の和を図るとともに両国関係者の友好関係の維持促進に充分配慮する。
- e ネパール政府、日本大使館および海外技術協力事業団(日本海外青年協力隊事務局を含む。)との業務上の協議連絡事項に関し、専門家、青年協力隊およびネパール側要員と充分連絡調整のうえ、顧問に協議連絡する。
- f その他本プロジェクトに関する技術的事項についての連絡調整を行なう。

(3) 専門家

各専門家は理事長の指揮監督のもとにそれぞれの専門分野について責任をもち、技術的事項に関する助言指導をカウンターパート等に対して行なうとともに両国の友好親善に努める。

4-3-3 ジャナクプール農業開発委員会(Janakapur Agricultural Development Board)

JADBは、本プロジェクトの円滑な実施を図るため、ネパール開発委員

会法 (Tea Nepalese Development Act of 2013, 1956) に基づいて設置されるものであり、その概要は次のとおりである。

(1) 委員会の構成

会 長	食糧農業省次官
委 員	食糧農業省農業普及局長
	農業研究教育局長
	かんがい局首席技師
	大蔵省代表
	食糧農業省経済分析計画部代表
書 記	ネパール側理事長
常任顧問	顧問
	日本側理事長

(2) 委員会の権限等

JADBは、本プロジェクトの最高決定機関であり、プロジェクトの基本計画、年次別実施計画、実施運営方針および予算等を審議決定する。

(3) 委員会の開催

本委員会は、必要により開催されることとなっているが、発足後は定期的に開催し、本プロジェクトの円滑な実施を図る必要がある。

(4) 常任顧問の位置づけ

顧問および理事長は、常任顧問として本委員会に参加するものであるが、その意見および助言はJADB委員のそれらと同等に扱われる。

4-3-4 合同委員会 (Joint Committees)

合同委員会は、本プロジェクトの円滑な実施を図るため、プロジェクト段階で事項毎に設置され、主として技術的問題の解決を図る。

各合同委員会は、事項毎に関係する専門家およびネパール政府職員をもつて構成されるが、その運営については別途これを定め、効果的にこれを運用する必要がある。

4-4 その他留意事項

本プロジェクトは、専門家チームが本協力期間には青年協力隊員等を加えると常時30名前後をかぞえるうえにその生活環境が極めて厳しく、また、

ネパールは財政的にも問題が多く、技術水準等が低いため、専門家等日本人同士あるいはネパール側職員との間にトラブルが起りやすく、かつ精神的にも肉体的にも忍耐力が要求されるので、専門家等の人選にあたって次の点を配慮する必要がある。

(1) 理事長

現場の直接責任者であるので、統率力、判断力に優れ、かつ豊かな経験と包容力をもつ人であることが、その要件となる。

(2) 専門家

協調性に富み、心身共に忍耐力をもつ人であることが、その要件となるほか、年齢構成についても十分配慮し、若手を主体に構成するが、ポイントには経験者を配置すべきである。

特にラプティ・モデル農場の専門家(栽培)については、青年協力隊員との関係を配慮する必要があるので、原則的には青年協力隊のOBで技術的に優れ、かつ指導力のある人を選ぶべきである。

(3) 青年協力隊員

本プロジェクトにおいては、青年協力隊員といえども、プロジェクトの一員即ち組織の中の一員として活動しなければならないので、その人選にあたっては特に協調性を配慮するとともに、組織の一員としての活動ができるように訓練すべきである。

なお、この場合、他の青年協力隊員とことなり訓練の場に恵まれることになるので、人選の際、将来専門家を目ざす青年であることが、その大きな要件の一つとなる。

第5章 機械 供与

5.1 機械、機具の選択とその考え方

5.1-1 ネパール人の人間性

あらゆるレベルが低いので「単純」を最優先し、基礎から納得するまで「教えこむ」ことがこれに続く。

5.1-2 気候条件と水質

「45℃」にも気温が上昇する乾燥季と、多雨多湿の雨季が入り混り、日照力は強烈である。45℃はエンジンにとって大問題である。可能な限り水冷タイプのエンジンを採用することになる。

日較差の大きい高温と多湿は露滴現象が強く現われるため、特に電装関係には防滴型が強く望まれる。また露天に放置しない習慣づけも大切である。

ネパールの水の硬度は全般に高い。硬度の高い冷却水を使用し続けると、徐々にはあるが冷却能力に大きな障害を及ぼすことになるので、雨水又は木炭ろ過とボイル処理をしたものを使用したい。

5.1-3 地理的条件

インドを経由しての陸上輸送は距離的にも手続的にも難問を抱えるが、最小の施設と機械でこの難問を解きほぐさなくてはならない。荷受地にレンガ又は木で簡易なプラットホームを準備し、重量物はコロとテコで荷おろし整理したり、トラックに2トンの油圧クレーンを装着して輸送と積みおろしに使用したり、四輪トラクターにトランスポートボックスを用意して300～400 kg以下の小物運搬に配慮することになる。eye kock付きのスリング・ワイヤロープの準備もいる。

飛行便で部品を送らせても1か月、船便なら6か月は見込まねばならない。との日本工営鈴木所長の貴重な体験からも、部品保有の勇を高めたり、管理に念を入れて事前に発注することも大切になる。

自走不可能な大型機械を避けたり、荷造りや荷姿に注意するのは当然である。

5.1-4 燃料と潤滑油の質と価格

いづれもインド製のものを使用することになる。大型のディーゼル発電用のマフラーさえ加修しても耐用年数は2か年止り、自動車は1か年との鈴木所長のお話である。この事実は燃料に含まれる硫黄分の多いことを証明している。

潤滑油のAPIグレードは無関心に近いので、燃料油の性質と相まって日本なみの耐用時間を期待することは無理である。スポット・テストや早期交換等の補足的手段で多少でも耐用年数の延長を計るしかない。

雨季に交通が杜絶すると、油類の入手が不可能になるので、最小限3か月分の貯油施設が必要である。

Tanakpurから車で半日行程のインド領バラウニに製油所がある由、計画がスタートしたら品質、供給量、輸送等について事前の手配が望ましい。ガソリン、灯油とも1ℓ約75円と高価である。

5.1-5 水冷、ディーゼル・エンジンが主体となる

ガソリン・エンジンに比べてディーゼル・エンジンは燃焼効率が高く、使用燃料のカロリーも高いので、馬力当りの燃料消費量は20~30%少ない。

超高気温対策には熱地向けラジエーターの装着も可能であるし、ラジエーターコアにごく少量の水を滴下して最悪事態を切り抜ける手段もある。

高湿度対策としては、電装の無いハンド・スタート型ディーゼルは最適である。少し注意して使えば故障頻度の低いのも大きな特長である。

次に多量に栽培されているカラシナ油の利用と研究である。多少の馬力低下は免れまいが、ディーゼル燃料として使用可能である。しかも軽油の1ℓ当り75円に比べて小売価格でも70円と安い。最悪時の代用燃料として使用するばかりでなく、ネパール産カラシナ油使用による機械的、経済的研究も重要である。簡単に結論を出せるテーマでもあり、万一「可」との判定が出たらそれだけでも本プロジェクトの有意義さが強調されよう。

以上の有利性は多少高価で馬力当りの重量のあるディーゼルの欠点を補って余りあろう。

5.1-6 同一型式、同一馬力

機械は必ず故障も起こすし、破損もすると割り切っていたきたい。

「教えこむ」ことも本プロジェクトのもつ重要な性格である。破損を恐れず

ぎでの教育は不可能に近い。円滑な部品の供給は期待できない。この対策には同一馬力、同一型式のエンジンや機械の数を多くするために切り下げ、切り上げを計って最悪の事態に備えるべきである。部品点数や特殊工具も減らせるので管理面でも助かるし、教えられる人たちにもプラスするであろう。直結タイプはコンパクトで取扱いも便利だが、転用し難いので平ベルトとVベルト型を採用したい。Vベルトはリンク型にすると長さのトラブルが解消する。

5.1-7 農産加工について

栽培技術の向上は、増産と増収益につながるが、第二次調査報告書にも述べられているとおり、本計画と糸口として限りない発展と進歩に結びつけるのには農産物の生産だけでは困難である。

あらゆる工業製品を輸入に依存している現状から脱却し、ネパール独特の工業化へのスタート拠点として、自給自足的農産加工を出発点とすることは、将来への礎石として重要な意味をもつことになる。

援助項目の多機種にわたることを案ぜられる向きもあろうが、小型、簡易、取扱容易、安価、使用効率の高いものからスタートすればこの杞憂も解消しよう。

精米、精粉、油所の普及度の高いのは大きな驚きであった。どこの精米所でも材料持参で賃びきを望む老若男女の農民たちで大繁昌であった。いささかレクリエーション・センターからお見合の場まで果しているようである。杵から精米するが、櫛も杵からも分離しないものが多く、発熱は無関心で、碎米率も50%を越す。精粉も同様で麸混りの小麦粉となる。便利で安直だからだろうが搗き置きしておく風味の落ちるためでもあろう。

動力には超低速単シリンダー横型の定置式水タンク冷却型のインド製ディーゼル・エンジンを使用している。冷却水の吐き出し口の水温は38°~39°Cと低くすぎ、馬力当り重量も重く、移動困難である。左右の大きなフライホイールが波打って回転しているものが多かった。クランクシャフトには熱処理を施さず、親メタルは砲金製の前時代的製品である。したがって故障率も高く、Tanakpurの町工場はその修理で大繁昌。高くて悪いが探せば部品も入手できるのが魅力とのことであった。

とにも角にも一般農民が機械の力を認識していることは、本プロジェクトを進めてゆく上で、誘導の仕方によっては無形であるが大きな力になろう。

導入の初期には、ポータブルで安価で小馬力で、現地生産物に適応度の高いものとし、年度の進むにつれて多種、拡充を計りたい。

5.1-8 最新の日本農業と技術を示す機械、機具、その他の製品

国際援助競演の真っただ中に立たされる本プロジェクトの性格から、日本的なきめの細かい最新の技術と製品を展示、実演してデモストレートすることも重要である。視覚による進歩向上への刺激剤としても大きな意義をもとう。田植機、自脱コンバイン、農薬、肥料、ビニール製品等を少量計画に組み入れたい。毎年度ごとに最近のものを選択、更新し続けなければならない。

5.1-9 手農具と畜力農具について

手農具は農法、作物、体格、価格、品質、土壌、工業レベル、好みなどがミックスされて現在の姿を作り出しているので、まず少量を導入し現地の人たちのきびしい批判をもって種類の増加と改良を計るべきである。畜力農具の導入と改良には特に配慮しなければならないが、動力原になるセブ牛が2頭コンビでなければ売るも、買うも、仕事もできないほどの強い結びつきをもっているため、先ずそれに対応することが先決になる。

Birganj にはソビエトの援助で建設されたプレス、鍛造、熱処理、各種工作機械、溶接から鑄造所までを設備した万能的農機具工場がある。可能な限りこの工場と協力して改良と製作に取り組まれることが望まれる。

5.1-10 凡用性の高いこと

制限された種類の機械、機具で各種の建設、建築、輸送を巾広くかつきめの細かい多種類の農作業、教育と普及を長期にわたって計画を進めることになる。

単能型の高能率を発揮する大型、高価、複雑な機械の使用は望むべくもない。たとえ能力は落ちても、巾の広い用途をもち、現地で多少の改造、改良を加えることによって、多目的に使用できるものが強く望まれる。

ダンプトラックは日本では土木工事にはつきものであるが、ダンプトラックへの積込みは、人力では困難である。積込機械が用意されたとしても、積込み能力とダンプの能力がバランスしないと両者の能力が減殺される。ダンプトラックは工事完了後の用途が制限される等々の問題も出てくる。したがって人力の補助で積み込み、掘さく、道路修理、農産物の搬送と巾広い用途を持ち、し

しかも価格も安いベルトコンベアが計画され、運搬には万能性を発揮する標準型のディーゼルトラックを採用し、油圧クレーンの特装によってさらに万能性が強化されることになる。

5.1-11 現地産資源、資材の利用

多量に各地で生産されているレンガや虫害にも水にも耐性の強いサルの木類の利用は勿論であるが、特に強調したいのは石灰の利用である。

Wet と Dry farming の繰返えしが予想される本プロジェクトの性格からも、Ca の「不足」は両 farming に大きな影響を与える。Ca 吸収量の少ない稲や麦では Ca 不足障害が出なくても、野菜類や砂糖キビ、果実等 Ca 吸収量の多い作物では不足現象が出がちである。Ca が不足すると吸収要素のバランスを崩し病害、虫害を発生しやすくしたり、土壌細菌の活力を弱めたり、磷酸の吸収力を劣えさせたりする。Ca と農業の結びつきは切っても切れない程強いものであることは良く知られている。

資源として利用できそうな石灰岩が Birganj - Kathmsndu ハイウェイと East West ハイウェイの交わる Hetanda 付近にある。Rapti 農場からは 35 km と近距離で道路もよい。消石灰にすれば最上であるが、石灰岩を粉末にした生石灰、俗称タンカルでも肥効は充分である。

肥効試験と農民の認識の高まりをまけて生産規模の拡大に持込むのは当然である。その先駆的役割を果せるために 1 馬力の小型、軽量、安いハンマーミルを計画に導入することは当を得たものであろう。初期段階での石割は人力でおこない、機械費の軽減を計る。

土壌保全に、収量の増加と安定に、品質の向上に効果のある Ca の利用が認識され、かつうまく導入できたら、それだけでも本プロジェクトの有意義さが高く評価されよう。

5.1-12 修理施設とその多角的利用

修理施設は各種の機械類、自家発電、自家水道、家屋等の保守、管理、教育、改造、改良等に利用されるのは当然であるが、特に初期段階では各種の建設工事や、建築工事、ボーリング施行等に協力することが強く望まれる。

工事用の簡単な道具類の製作、改良等は工事現場ではよくおきることである。商品としての製品でないので、これ等の製作はたいして困難ではない。Jan-

akpur にせよ Rapti にせよ、近くに年期を入れた鍛冶屋があるのは大助かりである。レース等の大型な修理機械は初期段階では Janakpur の煙草工場や町工場、Birganj の農機具工場に依存し、技術レベルの向上するであろう協力期間の後期にゆずり、利用度が高く、凡用性があるものを中心として計画する。

たとえばコンプレッサーはタイヤ修理や機械や部品の清掃等に巾広い用途を持つが、アタッチメントとしてスプレーガンを加えるだけで、金属類の表面処理が施せ、耐用年数を延ばせるだけでなく、各種建築物や屋根などの修理と保全に人力では及びもつかない仕上りの良さと、作業の容易さと、作業時間の短縮がはかれる。

5.1-13 アフターサービス

メーカーからのサービスは期待できない。自力で解決しながら計画を進める為には、購入計画の時からアフターサービスが始まると考えるべきである。

各社製品の展示場の性格をもたせたら、それだけでお手上げになりかねない。カタログ、取扱説明書、部品書、修理説明書等の重要性は申すまでもないが、これをよく読み、疑問点や難解な点を洗い出して完全に理解することが大切である。尙この時点から機械選択の第一歩が始まると申し上げたい。

購入未決定時点でのメーカー側の協力の度合は高く評価しなければならない。ここまでくれば、その機械の利、欠点、適応性などが相当程度まで理解されるので、合理的な使用法や部品、修理対策の立案が可能になる。

「購入してしまったら、売手が客になる」この逆説的相互関係はスクラップになるまで永続する。この簡単な道理の上に立てば、メーカーの教も機種も絞りたくなるであろう、が導入に消極的になりすぎてはならない。

基本的なものはともかく、新しいアイデアの盛られた製品については、時には大胆な導入も必要である。

5.1-14 修理施設と技術の年度ごとの向上

修理と管理は「整理と計測からはじまる」摩耗度や破損状況が計測、整理されて初めてアフターサービスも可能となる。

「教えこむ」ためには計測器の活用が大きく期待される。例えばエンジン類の馬力試験では、熱料消費量まで測定されるので、不完全な機械使用がいかにかマイナスであるかを視覚によって、はっきり理解される。したがって不完全に

しないための注意事項の重要性が理解しやすくなる。

馬力試験に合格した機械は自信をもって使えるのも大きな利点である。協力期間の前期は農発程度とし、技術の向上を待ってトラクター程度までの施設を持ちたいものである。

消耗したり、破損した機械や部品、工具は教育材料として大きな価値をもつ、修理、保管して活用されることが望まれる。

5.1-15 トラクター、ポンプ等機械類の教育

Janakpur にせよ Rapti にせよホイールトラクターが相当普及している。

J T A の教育計画にも色濃く取り入れなければ、プロジェクトの面目を失い、かつ J T A に誇をもってエクステンションさせることは難しいであろう。

「教えこむ」のには一台で3名止りである。

トラクター類はアタッチメントによって万能的な能力を発揮するので、可能なかぎり多種類を導入して適応性の拡大と探査、一貫作業を模索しつづけなければ、導入の意味が薄れる。この考えに立つと必要台数の数が増す。水田にも利用するのでインナーブレーキタイプでなければならない。

日照力も強烈であるので着脱可能な Canopy を取付けて居住性の改善を計りたい。

ポンプの取扱いそのものの教育も大切であるが、水量の簡易な測定方法を数種類教えることは、ポンプを理解するうえからも重要である。その為の図表や機具の準備も忘れられない。

5.2 機材の輸送にともなう手続きおよび問題点について

ネパール王国はインドと中共にはさまれた内陸国であり、物資を同国に輸送するにあたっては必ず、第3国を通過しなくてはならない。中共側からの輸送がまったく考えられない今日、インドを経由することがネパールへの輸送ルートとなる。しかしながら、インド・ネパール両国間には通商上種々の問題点があり、1970年8月「印ネ間貿易および通過に関する通商協定」が締結されたにもかかわらず、ネパール向け物資のインド国内通過にあたっては、種々な制約が課せられているのが現状である。しかしながら、本プロジェクトにおいて供与機材の購送は、ネパール側国境まで日本側の責任において輸送を行なう

こととなっているため、今後十分な検討が必要である。

購送機材の輸送、引取りにあたって、その手続の順序、問題点等を以下に記しておく。

5.2-1 機材引取りのための諸手続き

a. ネパール国内における諸手続き

まず資機材のネパール側無税処置許可 (Tax Exemption Certificate) の手続きを行なう。本邦より本省経由在ネパール日本大使館あてに送付 (持参) される船荷証券等船積み関係書類の到着をまって、ただちにネパール外務省儀典局へ機材の無税処置 (Request for Import Licence and Exemption from Nepal Duties) を申請し輸入許可および無税処置許可を取る。この許可申請にあたっては両方を一緒とした1枚 (必要によって数枚) 用紙でよく、形式が決っているので <付1> 形式にしたがい各自これを作成する必要がある。申請にあたっては、まずプロジェクトの責任者のサインおよび在外公館長のサインと、大使館のエンドーズを証する公印 (大使館印) が必要であり、これを8部作成する。この申請書にインボイス、パッキングリストを各々8部および大使館からの口上書を添えて外務省儀典局に提出する。申請書にはネパール国内の指定された入国地点 (11箇所) のうちから機材の入荷地点を明記する必要がある。

申請の許可には約3日を要し、8部提出した申請書に外務省がエンドーズした許可証を4部返却してくれる。他は入荷地点を明記した指定地点の税関、カルカッタ港のネパール担当官、カトマンズ空港税関および大蔵省の Tax Department に配布される。

返却された許可証のうち1部をひかえに残し、他3部、プロジェクト責任者の裏書きを済ませた B/L およびその写、海上保証写、インボイス、パッキングリスト各々の3部をセットし、カルカッタに送る。カルカッタに送る手続きとしては①在カルカッタ日本総領事館に郵送する方法、②輸送エージェントを通じ、直接クリアリング・エージェントに手交する方法および直接持参する方法の3つがあるが、いずれにしてもカルカッタにおけるクリアリング・エージェントをあらかじめ指定しておく必要がある。なお後述するが、延滞金をなくすため、速やかな書類手続きが必要であり、

<付 1>

REQUEST FOR IMPORT LICENCE
& EXEMPTION FROM NEPAL DUTIES

No

Name:
&
Address:

Official/Personal

Designation of
Importing Official:

DETAIL LIST OF GOODS

Description	Q'ty.	Country from which consigned	Estimated Date of Arrival	Period of Shipment	Estimated CIF value
-------------	-------	---------------------------------	------------------------------	-----------------------	------------------------

Signature of Importer

is required:

A licence to import the above goods through India for transit to Nepal,
Exemption from Nepal Import duties,
Place of entry into Nepal
BY ROAD, BY AIR, or POST PARCEL.

Recommended:

Granted:

Head of Mission

Dated _____
Kathmandu

Chief of Protocol
H.M. Govt. of Nepal
Ministry of Foreign Affairs

船のカルカッタ入港約10日前にはネパール側の手続き済み書類をカルカッタに送る必要があるため、マトマンズにおいて船積関係書類を入手するのは少なくとも船の入港予定日約2週間前であることが必要である。

b. インド国内における手続き

インドの港における通関事務は、インド政府公認の通関業者を使って行なうことになっている。したがって治安の不安定で盗難の多いカルカッタ港での通税手続きを迅速に行ない、更に必要外の費用(ワイロなど)を使わずに誠意ある仕事をしてくれるクリアリング・エージェントを指定することが重要な要素となる。これまでネパール政府、在ネパール日本大使館、協力隊、C・P関係専門家等邦人の大半は、Expreso Clearing Agency あるいは Nepa Agency を使ってきた。これは、同エージェントが在カルカッタ日本総領事館あるいはネパール総領事館出入りのエージェントであり、比較的迅速に確実な仕事をしており、さらに総領事館を通じて注文をつけられ、また監督できたということに起因している。しかしながらこれまでにネパール在住の邦人関係者がこれらのエージェントを利用してしたことにより、支払いの段階で大使館関係、協力隊関係その他一緒になってしまい再三にわたって諸経費の支払いについてトラブルが生じているので、この点を明確にすれば、本プロジェクトにおいてもこれらのエージェントを利用するのが望ましいと思われる。

カルカッタ港における通関は、すべてエージェントにまかせて良いが、時間を要する時にはエージェントの担当者と必らず倉庫を見廻り、税関吏に督促することが必要である。倉庫に入るにはパスが必要なので、これを所有している担当者の同行を求める。また着荷後、船積関係書類の到着が遅れたり、通関までに時間を要する時には、必らず荷量に応じたウォッチマンをやとい(有料)24時間の監視が必要である。カルカッタの税関倉庫における荷抜き、盗難の率は極めて高く、その梱包にあたっては完全密封梱包でたやすく開梱できない強じんなものが絶対条件である。通関の完了したものは、金属製テープで完全にシールされ、これによってポンド手続きは終了となり、トラック輸送の場合は指定トラックに積込まれる。

車輛の場合は、クリアリング・エージェントを通じ、ベンガル州の仮番号を取り、ガソリン、取得した仮番号プレートを持参し、入場パスをもったエージェントの担当者と倉庫内で車に取りつけてから街に乗出す。

通関のための書類があらかじめ整っていれば、機材の荷上げ後約3日間で諸手続きを終了する。なお、延滞金は荷上げ後4日間は、付加されない。

なお参考までにカルカッタ港におけるネパール専用倉庫は次のとおりである。

1. 屋内

- ①カルカッタ・ジェッティ第7倉庫の1階約62,775 sq. ft.
- ②ベース・キデルプール・ドック第25倉庫の1階約48,000 sq. ft.
- ③ゴールデン・リーチ・ジェッティ第2倉庫1階の約半分で47,000 sq. ft.

2. 屋外

- ①キング・ジョージ・ドック内のニュートラフィックビルの西からサーキュラー・リーチ道路の間の約10,000 sq. ft. の地点となっている。

なお以上のネパール側専用倉庫はネパール政府がインド政府より20年の契約で借用しているものであり、ここにはネパール人官吏が常駐している。

なおNepa Agencyからの聞きとりによると、カルカッタ港における荷役は陸上げ場所がONE CONSIGNMENTであっても分れるケースがあり、手数料がかかるのでネパール向機材について倉庫延滞料を払わずに引取るためにはH.M.G. of NEPALのIMPORT LICENCEを品目別に分けて取ること、およびその一式書類を少くとも本船到着の一週間前に手交されるようにして欲しいとのことで、この条件が満たされねば必ず延滞料は支払わないで引取るとのことであった。なお機材の引取費用はほぼ20 RUPEE/TONがPORT CHARGESで、AGENCY COMMISSIONがCIF VALUEの1%程度である。

主な通関業者は次のとおりである。

1. M/S NEPA AGENCY (PRIVATE) LTD. KATHMANDU
2. " ASIAN " " "
3. " HIMAL " " "
4. " THAPA & RELIANCE AGENCY (P) LTD. "
5. " S.O. GHOSH & W. CALCUTTA LTD. CALCUTTA
6. " JAMES WARREN & CO., LTD. "
7. " SEIKH & PANDIT CO. " "

8. M/S HARSANDRY Z DOSHI LTD. CALCUTTA

9. # EXPRESS CLEARING AGENCY LTD. #

c. インド・ネパール両国国境における通関手続き

諸物資をトラック、汽車を問わず、インドを經由してネパールに輸送する場合、その物資のネパール入国地点はインド・ネパール両国間の「貿易および通過に関する協定」によってカルカッタより Galgalia, Jogbani, Bhimnagar, Jayanagar, Raxaul, Nautanwa, Barhni, Nepalganj Road, Gauri-Phanta, Banbasa, Sukhia-Pokhari (いずれもインド側国境) の 11 地点を經由することが規定されている。

本プロジェクトにより最適なのは Calcutta-Raxaul-Birgunj - Janakpur の道路で、Calcutta-Jaynagar の経路は列車利用のため、現地での調査によれば時間的にも数か月を要し、また盗難にたいする安全は全く期しがたいため、利用できない。印・ネ間の輸送業者が Calcutta - Mokameh - Muzaffarpur - Sitamarhi - Sursand - Jaleswar - Janakpur の通過経路がここ数か月のうちに承認されるはずである旨確信を持って話していたので、カルカッタでも通関業者に聞いてみたが全く同じことを話していた。このルートがインド・ネパール間で合意されれば最も早く、また機材の損傷を避けるという見地からも最良のルートとなる。

インド側国境における通関手続きは、カルカッタ港の税関でボンドのためシールした金属製シールを開梱したかどうか確認し、インド側税関よりネパール側税関へ送り状に官吏のサインを要する。この送り状は通称 B フォームと呼ばれ、カルカッタ税関で通関後発行され、ネパール政府より取得してクリアリング・エージェントに渡した Import Licence & Tax Exemption Certificate その他通関書類とともに指定出国地点の税関に郵送されるものである。郵送にあたっては、カルカッタより、国境税関まで約 1 週間を要するので、国境において速やかな通関を行なうためには、あらかじめカルカッタ税関で送り状の発行されるのを待って、自からこの「B フォーム」を持参することが秘決である。B フォームが未到着の場合は「B フォーム」の到着まで待たされるが、持参していれば 1 日で手続きを完了する。

インド側通関を終了すると次にネパール側税関に入る。ネパール側税関におい

ては、インド側から持参したBフォームその他 Import Licence & Tax Exemption Certificateを提出し、所定のフォームに記入して約1日で手続きを終る。ネパール側税関には、輸入および無税許可を外務省に申請し、許可となった時点で、入国地点の税関に關係書類が送付されているので、手続きは比較的簡単である。以上はいずれも日本人が立合っただけのことである。

通常このインド側、ネパール側両国境での通関手続きは輸送業者が通関をも併せて行なうのでまかせても良いが、日本人がついていると2日で終る手続きが、1週間位かかることを覚悟しなくてはならない。

5.2-2 カルカッタからプロジェクトサイドへの機材輸送

カルカッタにおいて通関の終了した機材はカルカッタよりプロジェクト・サイドに輸送するにあたって、トラックによる陸送と汽車による輸送および飛行機による輸送の方法があるが、海送でカルカッタに輸送したものをここから空送することは、飛行機のキャパシティーの問題から、だいたい4才以下の荷物に限定されるのでここでは除外して考えることとする。

a. トラックによる陸送

カルカッタで通関が完了するとただちに税関倉庫よりトラック積みし輸送に入る。したがって、あらかじめ輸送業者を選定しておく必要がある。

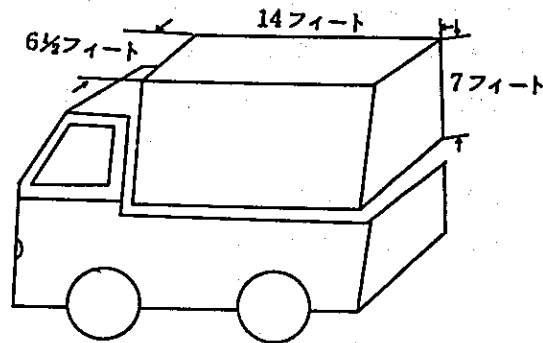
インド、ネパール間の輸送を専門に行なっている業者はNepal Carrier P. Ltd., Dooars Transport Ltd., Premier Road Carriers P. Ltd., Himalayan transport Ltd. 等があり、これらの業者はいずれもカルカッタまたはカトマンズに本店をもち、インドおよびネパールの国境入域地点に支店をもっている。これらのうち、Dooars transport Ltd. およびNepal Carrier Ltd. は最も豊富な経験をもち、在ネパールの国連関係および外交団関係の輸送の大半を請負っている。したがって本プロジェクト関係資機材の輸送にあたっては、この2社が適当と思われる。

一般に運送会社はClearing Agency と contact されていて Clearing Agency がいくつかの運送会社から必要なトラックを集めるようである。実際問題として、トラックを遊ばせておく運送会社はないわけで、通関と合せてトラックの arrange が必要で、信用ある Clearing Agency に頼むざるをえないだろう。

なお、トラックの荷造りの規定については次のとおりである。

カルカッタから

RaxaulまたはJaynagar までの所要日数は3日～4日で国境からプロジェクト・サイドまでは1日である。カルカッタからラクソールへの道は、ネパールへの幹線道路であり



道路は舗装されており、雨期にもほぼ水害を受けることなく安定している。一方ジャイナガルへの道路も一部舗装されているが、モンスーンにはしばしば通行不能となることがある。特にネパール国内に入ってから道路はジャイナガルからプロジェクト・サイドまでの簡易舗装道路に比べラクソールからアムレクガンジを經由する東西ハイウェイ（ソ連の援助によって完成）を利用する方が、多少距離的には遠くなるが確実性が高い。

トラック輸送の場合、輸送に供されるトラックは原則として国境でインド側ナンバープレートの車からネパール側ナンバープレートの車に荷の積換えを行なうことになっている。しかしながら、輸送業者の持ちトラックの大半はインド側、ネパール側双方のプレートをつけた車を用いているため、カルカッタから目的地までトラックをチャーターすれば国境での積換えの手数を省くことができる。国境にある各業者の事務所または倉庫のうちで、クレーン車を備えたところは、ラクソールのNepal Carrier Ltd. および Dooars Transport Ltd. のみであり、他はすべて投げおろしの積み換えとなるため、資機材の破損がはげしくできるときはチャータートラックによる輸送をとるべきである。

なお、6トン積みトラック1台のチャーター料金は、道路事情等によって多少の上下はあるが、カルカッタよりラクソール、ビルガンジ経由カトマンズまで1600ルピー（1・0）、同じくラクソール、ビルガンジ経由ジャナクプールまで1650ルピーであり、さらにカルカッタよりジャイナガル経由ジャナクプールに直接輸送の場合は1400ルピー（1・0）で

ある (Nepal Carrier Ltd. 調べ)。

5.2-3 輸送に関する諸問題について

延滞料は貨物の積おろし後3日間は無料であり、その後4日間を超えた分については、1立方メートルまたは1トン当り3日間は1日当り1.30～1.40ルピー、さらに3日間つまり8、9、10日間については1日当り1.40～1.50ルピー、10日間を超える分については1日当り1.50～1.60ルピーの割合で延滞金が加算される(1インドルピーは約42円)。通関業者に通関諸手続きをすべてまかせると、その完了までに数か月を要するのが通常であり、したがって無駄な出費をおさえ、荷上げ後迅速に通関を終らせることが、盗難や経費削減の意味から絶対的な要件となる。このため資機材のカルカッタ入港にあたっては必ず日本人の派遣が必要である。

これまでインドを経由してネパールに輸送された物資に盗難と遅延は付きものであった。在ネパールの外交団関係においても例外ではなく、外梱包だけがカトマンズに着いた例も珍らしくない。

O.P関係の携行機材として日本からネパールに送られたものでまともについた例はめずらしく、数回にわたり盗難の被害を受け、さらにカルカッタ港で陸上げされてから早い場合で6か月、遅い場合で約1年近くの時間を要している。この最大の原因は、通関関係の諸手続き等をすべてネパール側とネパール側の選定したクリアリング・エージェントおよび輸送業者に依存していることに起因している。遅延の大半はカルカッタ港の陸上げ後通関を終了するまでの間およびインド・ネパール両国国境における通関とトラックの積換えて時間を費している。

一方、在ネパール日本大使館の場合1968年2月に開設以来、大使館事務所用備品類、大使公邸用諸設備(家具類、電気製品等)ならびに各種車輛等を何度となく輸送しているが、1968年12月に正月用品の輸送にあたっては陸上後カトマンズ到着まで5日間で行っており、遅い場合でも1か月でカトマンズに到着している。また、在ネパールの外交団の中でも不思議がられるほど盗難等の事故がないのは、ひとえに在カルカッタ日本総領事館とのタイアップがうまくいっていることと、その都度日本人職員をカルカッタに派遣し、通関業者とともに通関業務にあたらせ、さらに陸送にあたっては貨物に付き添わせ監視させるなど万全を期していたことによるとは明らかである。日本からの登山

隊の場合も隊員が通関業務にあたり、さらに荷物に上乗りしてネパールに輸送していたため盗難等の事故の例はなく、短期間で輸送を終えている。したがって、本プロジェクトにおいても資機材のカルカッタ到着時に日本人を派遣し諸手続きにあたる重要性が認識される。

5.2-4 結 論

本供与機材については、東京において一括入札に付し、落札商社と輸送契約を行ない、ネパールのプロジェクトサイトまで商社の責任で輸送せしめることになる。カルカッタに支店を有する大手商社は次のとおりで、当事業団の競争入札の参加商社となっているので、購入・輸送については契約相手方の問題はないが、商業ベースの品物については、カルカッタで通関したのちに、インド業者に引き渡しており、日本商社の取引きがここで終了している。

在カルカッタ大手商社	電 話
1. O. ITOH & CO., LTD.	22-7911, 2
2. MARUBENI CO., LTD.	22-2162
3. MITSUBISHI SHOJI KAISHA LTD.	44-3486 9
4. MITSUI & CO., LTD.	34-0096 9, 0090
5. NICHIMEN CO., LTD.	23-2616, 3497
6. NISSHO-IWAI CO., LTD.	22-6277 9
7. NOMURA TRADING CO., LTD.	
8. SUMITOMO SHOJI KAISHA LTD.	44-3180, 3189, 2621
9. TOYO MENKA KAISHA LTD.	23-8757, 5420

従って当初は、当事業団、総領事館専門家等の監督・指導がどうしても必要となり、当事業団より職員を派遣することが材料をスムーズにプロジェクトサイトに運び込むために必要条件となった。1972年度は、事業団職員を派遣することで、内部の了解をえている。

以上述べてきたことをまとめると、次のとおりである。

ネパール政府内における諸手続

(1) 機材の無税処置手続 (Tax exemption Certificate)

(2) Import Licence の発行 (OIF Calcutta 価格)

車輛類、機材類、肥料農薬類の3種を発行することが引取り上便利。

通関用 Invoice および Packing List を急送することにより事前

にネパール政府内の clear が可能である。

カルカッタ港における諸手続

(1) 必要書類

イ Import licence	NMG of Nepal.
ロ Bill of lading	船会社
ハ Invoice and Packing list	O.T.O.A
ニ Insurance Certificate	保険会社
ホ Measurement list	海事検定社
(ヘ 日本製であることの証明書	O.T.O.A)

(2) 通関手続

通関業者 (clearing agency) の使用

(3) 必要日数

入船前最低1週間の間必要書類で書類上の通関手続を完了させることが必要で Clearing Agency は1週間あれば処理可能と云っているが、監督者がハッパをかけることとする。

すなわち、荷揚げのときに完結した必要書類が提出されれば、速やかに保税倉庫からトラックまたは輸送会社の倉庫への搬入が可能である。

(4) Clearing Agency の選択

Nepal 政府関係物資を扱っている Agency を選択することが必要条件

例 Nepa Agency LTD., Express Clearing Agency

(5) 倉庫料

千日以上経過した場合に附加 — 機材の種類による。

船積書類の送付

日本の港よりカルカッタ港までの所要航路日数は約20日前後と想定され、この場合一週間前にカルカッタに必要書類を到着させるためには次のような行程をとる必要がある。

出港 (商社) — O.T.O.A	5 ~ 6 日
外務省承認、予備日	2 日
O.T.O.A — Kathmandu	2 日 (air による持参)
Kathmandu ネパール政府内手続	3 日
Kathmandu — Calcutta	1 日 (air による持参)

14日

輸送および監督

オーブトラックによる輸送（数社から寄せめのトラック隊）

事業団職員および落札商社職員の途中経路の監督

